

昭和二十三年度

例規通牒綴

庶務課

綴番号	件名
一	教員立候補の選考選考選考に付して
二	演劇脚本及び紙芝居の検閲に付して
三	四月十日の各種選考期日に於ける便益供与に付して
四	及び留學専門学校生徒の編入に付して
五	選考に付する兼職等に付して
六	参議院衆議院議員立候補者の選考取扱いに付して
七	科学研究費に付する補助員に付して
八	選考選考に付する留學選考に付して
九	官立及び私立の教育に付して
一〇	官立及び私立の職名並びに給与に付して
一一	教育専任の地位に付して

一二	労働管理取扱い関係事項
一三	憲法施行規程式及び規程等について
一四	学校教育の進め方の生活保護協会の研究並に調査徹底について
一五	軍中の子供教育の促進について
一六	人文科学委員会第二部(史学)懇談大会開催について
一七	昭和三年の文科科学研究費に對する文科系関係研究調査費の増進について
一八	標準的の改定及び報告について
一九	学校における空襲避難準備等について
二〇	大衆の防共方針について
二一	漢語資料の製作・整理・展覧会開催について
二二	学校連絡会防火について

二三	学校復讐会文芸会及び小規模類似団体関係事項
二四	小学校特別中学校及び幼稚園教員認定講習会実施基準に関する件
二五	暑中・夏休みの件通知
二六	水害に對する救済不能者有休休暇について
二七	人文科学委員会第二部(経済学)懇談大会の開催について
二八	昭和三年の文科系研究費交付金及自然科学研究費交付金に對する研究費の振出について
二九	昭和三年の人文科学研究所研究費補助金の募集について
三〇	安全教育実践調査運動について
三一	火災防止について
三二	教育基本法制定の要旨について
三三	連合口中立口敵口特殊地位口並に地位未定口。

職員組合は労働組合としての本来の目的と在り方を逸脱せず且つ組合員の政治的自由を拘束しない限り於て、選挙運動を行うことは差支ない。
 選挙運動に當つて、組合員に不當な負擔を課し或はその意思を拘束し或は選挙権者及その父兄を利用し又はその意思に干渉するような行爲はもとより許さるべきものではなく組合自体が政団体化して法律上の労働組合と認められなくなるようなことがあつてはならない。
 六、その他昭和二十一年一月十七日發學一〇六號による通牒の主旨も併せて考慮すること。

機直三七編

昭和二十二年五月十五日

首領おね

文部省 社會教育局長



局長



地方 官

字、部、長、官、印、

演劇脚本及び紙芝居の檢閲に關する件

上記の旨に概し、種々問合せがありますので連合軍最高司令部の承認を得し、左記の通り通知致します。

記

一、演劇及び紙芝居は、教官指導の下に、学校内で學生生徒兒童が自演する場合、連合軍最高司令部民衆被團部の檢閲を受け又は地方軍政府の承認を得るため、脚本又は作品を提出することを要しない。

本管に於ては、編輯部雜誌等の刊行物に公啓發表せず、問合せに
對してのみ回答せられたる。

三、聯合會、高司、合部、事務、編輯部は東京、芝、區、田、村、町、東、區、電、氣、ビ、ル、に、あ
り、函、刺、本、及、び、紙、芝、區、同、部、電、氣、係、で、收、扱、つ、て、ら、る。

以上

昭和廿二年四月二日

文部大臣官房 秘書課長



首席事務官
事務部長
事務次長

本省各局課(部、室)長 殿

直轄各部長 殿

公立大學高等專門學校長 殿

事務部長

四月に行われ各種選學期日に於ける便宜與に關する件

今回標記の件につき内閣書記官長より別紙寫の通申越があつたから遺憾なきよう御配意願いたい。

三

四月に行われる各種選挙期日における
便宜供與に關する件

近く行われる各種選挙の重大性に鑑み選挙當日における本人及びその家

族の投票の便宜供與に關して次のように措置するものとする。

一、官廳は、半休とし、事務の都合又は本人の便宜により適宜遅刻又は早退
退させること。

二、銀行、會社、工場、事業場等においても右に準じて半休とするように
勸奨すること。

右の場合においては、俸給、給料、手当等の支給については通常の勤務
があつたものとして取扱うこと。

三、食糧その他の配給については、市町村の實情に應じて適宜繰上配給を
實施する等投票に支障を生ぜしめないように配慮すること。

四、選挙の當日においては、都道府縣市町村において講演會、講習會等
を行わないことにすることは勿論管下の各種団体等に對しても投票に

支障のあるような各種の臨時的措施は差し控えるように指導する

(参考)

- 四月五日 (土) 都道府縣市區町村の長の選挙
- 四月十五日 (火) 都道府縣市區町村の長の決選選挙
- 四月二十日 (日) 参議院議員選挙
- 四月廿五日 (金) 衆議院議員選挙
- 四月三十日 (水) 都道府縣市區町村の議会の議員の選挙

文部省 文部省 校 教育 局

發給一四五號

昭和二十二年三月三十一日

文部省 校 教育 局

目公私立專門學校校長 殿

B級留學專門學校生徒編入學について

今回留學教育改善の爲の非常措置に伴ひB級留學專門學校は留學教育を繼續することか出来なくなりその在學生徒はA級留學專門學校に編入學せられるか或は前に特設高等學校を設置しこれに收容する處定であるかB級生徒の中費校を支援するものがありましたならば右受援省に對しては海外からの引揚生徒と同様餘裕のある限り定員外として特別の入學せしむるよう御取計を御願ひする

なほ左の如きB級留學專門學校は次の通りである

14

記

長崎師範大學附屬專門學校

長崎縣諫早市

長崎縣立專門學校 (三、四年ノミ設置ス)

長崎市

山梨縣立專門學校

甲府市

秋田縣立女子專門學校

秋田市

山梨縣立女子專門學校

甲府市

山梨縣立女子專門學校

甲府市

山梨縣立專門學校

小倉市

秘八〇號

昭和二十二年四月十日

文部大臣官房

秘書長

直轄各都府市長
公立大學長、專門學校長 殿

通知

最近の各種の選挙における貴部所属の事務官及び技官の立候補並に當選後の兼職等については左の基準によりたい

一、立候補の場合はその職務の任以上又は職務の遂行上支障ある者は在職のまま立候補することが出来ない

二、衆議院、参議院の議員、市、區、町、村長等この兼職は許されない

三、局長、係長等責任ある地位に在る者は勿論その他の者でも特別の準備があり且その職務の遂行に支障を認められない者の他は地方議會の議員を兼ねることには許されない

四、三にかゝわらず技官については責任ある地位に在る者その他特に業務に支障ある者を除き兼職を認めても左支えない

五、附屬病院、研究所、天文臺、観測所、圖書館又は博物館等の職員については三にかゝわらず責任ある地位に在る者その他特に業務の遂行に支障ある者を除き兼職を認めても左支えない

六、現職のまま立候補して當選した者が兼職しようとするときは、大學にあつてはその議長又は學長、文部省所管官署にあつてはその長その他の場合は文部大臣から當選の告知のあつた日から十日以内に當選承諾の許可を受け

12

Handwritten text in Japanese, likely a letter or message, written vertically.

Handwritten text in Japanese, possibly a date or address, written vertically.

電

報

読者諸君注意

リム六〇シハ七六五 ナ、一〇

オタルシ

オタルケイセイセンセンカ ツカウケウ殿



サンキーンセンシノリツコウホシマハトウセンシナ九キカン五ヒナリ
セイキーンセンツノウニツキーオウ五五ルツキータメーシル五セム
東京院 泉源院 福久の之 後補去日 尚 承 漢 朝
百 貴 女 一 子 不 能 一 子 承 漢 朝
因 院 女 一 子 不 能 一 子 承 漢 朝

資料一〇四號

文の

一四

昭和二十二年四月一日

文部省科學教育局長

小樽経済専門の学校長 殿

科學研究費支辨の補助員について

昭和二十二年度の科學研究費からは原則として人件費を支出することはできなくなつたから、従來科學研究費で支辨していた研究補助員はこの際校費支辨に振り替へられるよう致されたい。

なご校費の經理の都合上、振り替へられないものは、科學研究費支辨で、これを認めるが、これについては本省に協議せられたい。また新に採用するについてもその都度、本省に協議せられたい。

- 一 選舉公署の場合を除き選舉運動について官公署その他の丁作物を選舉事務所その他に利用させないこと。
- 二 選舉運動の文書し標は演說會場を除き官公署の所有管理する丁作物には一切利用禁止せしむること。
- 三 選舉運動に關し官公署の管理する電信、電話等を所定の業務以外に使用せしめざること。
- 四 官公署庫の上り庫その他を選舉運動に使用させないこと。
- 五 官公署庫の庫藏物の他の消耗品を選舉運動に使用させないこと。
- 六 官公署の王冠又は旗旗の旨符を選舉運動に利用させないこと。

第陸五六号

昭和二十二年四月八日

文部省体育局長

憲法普及會事務局長

地方
 大学、高専、教員養成諸学校長 殿



憲法施行記念の体育行事について
 新憲法を施行するにあたり貴管下においては種々記念行事を計畫中の事と思ひますが体育行事については左記実施要領を参照の上所期の目的達成のため之が実施方特別の御配意を願ひます
 尙実施にあたりては憲法普及會地方支部と緊密に連絡されたい

憲法施行記念体育行幕実施要領

一、趣 旨

新憲法の施行を記念して各種の体育行事を行い國民の体位を向上し以て文化國家の建設、民主主義思想の普及をはかる

二、期 日

新憲法施行記念週間中（五月三日より五月九日まで）

三、実施範圍

左の單位で行ふことが適當である

1 都道府縣の單位

2 郡市區町村等の單位

3 学校、官廳、會社、工場、青年團、婦人會、教化團體、宗教團體、商工團體、労働組合、農民組合等の單位

四、実施内容

1 体育行事

(1) 綜合体育大會

(2) 種目別競技大會

(3) 驛傳大會

(4) 運動會、体育祭、健民慰樂の夕

2 体育活動に關係ある講演、映畫等を計畫する

3 施設の計畫

体育館、運動場、水泳場、兒童遊園地並に公民館内の体育施設の整備等の記念事業を計畫する

憲法施行記念体育行事実施要領

一、趣 旨

新憲法の施行を記念して各種の体育行事を行い國民の体位を向上し以て文化國家の建設、民主主義思想の普及をはかる

二、期 日

新憲法施行記念週間中（五月三日より五月九日まで）

三、実施範圍

左の單位で行ふことが適當である

ノ 都道府縣の單位

ニ 郡市區町村等の單位

3. 學校、官廳、會社、工場、青年團、婦人會、教化團體、宗教團體、商工團體、労働組合、農民組合等の單位

四、実施内容

ノ 体育行事

- (1) 綜合体育大會
- (2) 種目別競技大會
- (3) 躍傳大會
- (4) 運動會、体育祭、國民慰勞の夕
- (5) その他

2. 体育施設に關係ある講演、映畫等を計畫する

3. 施設の計畫

体育館、運動場、水泳場、兒童遊園地並に公民館内の体育施設の整備等の記念事業を計畫する

10

昭和三十二年四月十七日

昭和三十二年四月十七日

事務部長

事務部長

事務部長

事務部長

事務部長

文部次



官公廳と官公職自労働組合の争紛に関する件

右について昭和二十二年四月八日の閣議で別紙の通り決定になつたから閣議のまゝよう十分御留意せられたい。

別紙

官公廳と官公廳職員労働組合の業務に関する件

(昭和二十二年四月八日閣議決定)

官公廳職員の労働組合が、その官公廳において執行する業務は左の原則に依るものとする。

(1) 官公廳職員が組合事務に従事することは原則として之を認めない。但し労働協約等により官公廳の長が別に承認した者については此の限りではない。

(2) 組合員たる職員の會合その他組合活動は執務時間外にこれを行うべきものとする。但し組合の役員が團體交渉その他組合用務を行うためやむを得ない必要がある場合において上司が業務に支障ないと認めてこれを承認したときは執務時間中であつても差支えない。

(8) 官公廳が當該官公廳職員の組合に對して公務に差支へない限り廳

舎の一部を組合事務所として使用することを承認することは差支えない。

組合が右事務所以外の場所を組合用務のため使用するときは、その都度諒め當該官公廳管理者の許可を受けしめる。

(4) 官公廳用の筆紙墨文具等の消耗品及び現業廳における事業用の資材、製品はこれを組合用務のため使用せしめない。

(5) 官公廳の備品、設備、施設は、當該官公廳管理者が特に許可したもので除き、これを組合用務のため使用せしめない。

(6) 官公廳の所有又は管理する建物その他における貼紙又は記載等による組合のための掲示、宣傳は當該官公廳管理者が許可した一定の揭示場所以外の所にこれをなさしめない。なお掲示する場合はその都度事前に當該官公廳管理者の許可を受けしめる。

(7) 關係官公吏は、定期的な組合費の徴收事務を、組合の委任により行うことは差支えないが右以外の組合の費用の徴收事務は行つてはならない。

昭和三十七年四月六日
文部省調査局長 止



文部省調査局長 止

北海道・東北・中国・四国・九州地方
各地地方長官
官公立大学高等専門学校長 殿

教育基本法の趣旨徹底について

今般新しい教育の根本理念を確立明示するとともに、新憲法と関連する教育上の諸原則を規定した教育基本法が制定公布せられたが、其の趣旨徹底を促すため、去る三月十五日附

発学第二三号(学校教育局長、教科書局長各一通牒)による「新教育研究協議会」の日程「教育と新憲法」の甲及びその説明を在りて今後これをなす予定であるから、この旨仰り知り、この法律趣旨傳達に遺憾なきを期せられたい。

日程

午前九〇〇

一〇二〇

日本再建と教育

一〇三〇

一三〇〇

教育基本法の根本理念

午後一〇三〇

一五〇〇

教育基本法の各條解説

二〇〇〇

三〇〇〇

教育基本法に関する質疑應答

三二〇〇

四三〇〇

一般問題についての懇談会

科八七四

一五
二八

昭和廿二年四月廿五日

校長

文

部

次



- 本省各局（官房課）長 殿
- 直轄各部長 殿
- 公立大學高等專門學校長 殿
- 本省職員組合委員長 殿

労働祭の取扱に關する件

標記の件について別紙の通り閣議決定せられた旨内閣書記官長より通知があつたから了知せられたい。

一一

別紙

労働祭の取扱に關する件

労働祭の當日は休日としない。但し官公廳の事務に支障ない限り、豫め上司の許可を得た場合はこれに参加することは差支ない。

一三

發給四號

昭和二十二年四月二十八日

五月六日

文

地方各官

直轄各官

事務部長
事務次長
事務課長

公立大島高等專門學校長

憲法施行記念式及び記念行事について

新らしく制定された日本國憲法がいよいよ上る五月三日を期して施行されることとなつたが、いまでもなくこれは新日本建設の基盤であり、國民の違ふべき大典であるから、今後ひろくその及び勉め、その精神に徹することを経営するに當り、日學校等に於いてはこの新しい事業を休みの日を永く記念するたぐい等、その意義を深からしめるよう御配慮願ひたく右通知する

昭和二十二年五月六日

首務おね

文部省學校教育局長 日高

第四郎

おね部長

おね部長

官公私立大校(總務)部長

官公私立専門校校長

おね部長

學校教育を通じての「生活保護法」の研究並に趣旨徹底について

今般「生活保護法」の制定されたに於ては左記事項御留意の上之が研究並に趣旨徹底に付格段の御配意煩し被申察する

記

一、配布資料

生活保護法

二、配布範圍

大 校 (法學部、經濟部、商部及醫部のあるもの)

専門校 (法科、經濟科及社會科のあるもの)

教員養成諸校 (醫學科)

三、資料使用方法

大 校 研究資料とすること能ふれば特別講義の實施、討論等の助催)

専門校 大校に準ずること

教員養成諸校 公民科等教員の研究資料とすること

文
部
省

讀必負委生民者係閱護援



纂編會護援胞同器

はしがき

第九十議會において成立した「生活保護法」について、その内容と正しい運用法を、一日も早く、広く一般に周知徹底することは、現在、敗戦に伴なう、はげしい困苦に當面している同胞への援護運動上、極めて喫緊のつとめである。

本冊子は、とりあえず、同胞援護事業の現場にたずさわっている方々、特に、民生委員への参考として、直接援護運動に必要と思はれる方面の材料を蒐集、編纂した。

參照となれば、幸甚である。

目次

前篇

第一章 同胞保護には、まや國家が責任をとる……………四
 政府と保護事業——從來の保護法規の不備——社會情勢の變化——緊急生活保護要綱——聯合軍最高司令部覺悟——

第二章 立法の精神は、しばしば忘れられ勝ちである……………七
 議會の希望條件など——「生活保護法」の特徴——(一)漏教者をなくす——(二)所謂救貧法ではない(周知徹底の必要、権利か否か)——(三)溢教・怠民の防止

第三章 「生活保護法」は、保護活動の基盤である……………二
 保護活動のイロハ——総合的な活きた知識——「目的」と「對象」——欠格條件——法の解釋——「保護機關」と「保護施設」——「保護の種類、程度、方法」——本法と施行令——生活扶助——基準額以上の保護——醫療、助産、葬祭扶助——生業扶助——「保護の費用」——生活保護法と他の社會政策との關係

後篇

第四章 「生活保護法」を活かすも殺すもそれは保護担当者……………三
 特に、民生委員の手中にある
 法運用者と主體的條件——法の運用者——方面委員令改正の理由——民生委員の職責——援護關係者への要請

法律
 生活保護法(昭21法律17)……………一七

命令
 生活保護法施行令(昭21勅令438)……………二〇
 全法施行規則(昭21厚生省令38)……………二五
 示
 保護事業の指定(昭21厚生省告示62)……………二九
 通 告
 生活保護法施行に關する件(昭21厚社106各地方長官宛依命通牒)……………三三
 生活保護法による保護等のために支出する費用の程に關する件(昭21厚社107各地方長官宛依命通牒)……………三五
 (附 錄) 民生委員令……………三六

前篇

一、同胞援護には、國家がまず責任をとる

政府と援護活動

從來から、同胞援護活動には、いろ／＼な法令が定められていた。そして、それにもとづく各種の「法定援護」とともに、大規模に「法外援護」の活動も、ならび行われてきた。しかも、この度、新しく「生活保護法」が制定せられた理由は、困窮する同胞の援護については、まず、國家がその職責に鑑みて、自己の責任において、その援護を徹底しようとしたのであります。

従來の援護法規の不備

今日まで、國家が行つて來た同胞援護の根據法には、「救護法」や「母子保護法」「軍事扶助法」「醫療保護法」「戦時災害保護法」などがある。しかし、いずれも、援護の対象を限定して居る中で、現在のやうな情勢の下においては、すなわち、多数の引揚同胞や失業者が、援護の手を必要として居るにもかゝらず、援護を與へようとしても與へることが出来ないような場合が起つて來た。そこで、舊い法令は廢止して、あらたに事由の如何は問はず、現に困難して居るものにたいしては、

たれかれという差別的又は優先的な取り扱いは一切排除、すべての困つて居る同胞に、平等に援護の手をのべられるよう、根據法は「生活保護法」一本建として、はげしくけわしい社會情勢の變轉に對處することになつたのであります。

社會情勢の變化

戦時中もそうであつたが、敗戦後の我國には、戦災者や戦没者の遺族、海外からの引揚者、まだ海外に残されてゐる同胞の歸國を内地に待ちわびて居る留守家族、軍需産業の轉換にもとづく離職者、失業者など——このやうな人々の中には、今日の生活に困窮するものも決して少い數でなく、しかも、それに加えて、戦後の食糧難、物價騰貴の影響下にあつて、一般困窮者の數もいよ／＼増加して居り、またその困り方の程度もますます深刻化して居る。このやうな情勢にたいして、政府のうつつ手は、もちろん直接、困窮者を保護するばかりが能ではない。積極的に、經濟の安定策を樹立し就業政策の徹底化もはからなければならぬ。が、といつて不完全な援護法規を、そのままにしておくことは、國家としてのつとめに欠けることであり、私設の社會事業や隣組相扶の活動がいかほど重要であつても、そのみに委ねきれる問題ではないのであります。

緊急生活保護要綱

それでは、敗戦後、今日まで、同胞援護の活動は、いかが如く、不完全な法規の下に放任されて居たのであるかという点、そうでない。敗戦後の十二月十五日に、政府では「生活困窮者緊急生活援

「要綱」を決定して、即日たゞちに、これを實施に移して居る。爾來、今日まで、この要綱にもと
中いて、各種の授護活動は行われてきたのであるが、それには、つぎの如き授護内容が示してある

1. 宿泊施設、給食施設及び救療施設の擴充
2. 衣料、寝具その他の生活必需品の給與
3. 食料品の補給
4. 生業の指導、斡旋
5. 自家用消費物資の生産資材の給與又は貸與

聯合軍政
高司令部
覺書

丁度、この閣議決定のあつた前日、すなわち、昭和二十年十二月十四日には、聯合軍政高司令部か
ら、政府は、すみやかに救濟編成計畫を樹立すべき旨の覺書を受取つて居る。これにたいして、政
府では「救濟編成に関する件」を決定して、あけて二月二十七日附で、その承認をうけた。その中
には、從來、實施してきた各種の授護法規は統合して、一本の強力な單行法律とし、それまでの經
過措置として、前記「要綱」を活用することが述べてある。この度、施行せられることになつた、
「生活保護法」は、このような経緯をたどつて、立案され、議會に提出され、施行せられたのであ
ります。

二、立法の精神はしばしば忘れられ勝ちである

議會の希
望條件な
ど

從來の經驗からすると、我國では、一ツの法律が生れる際には、大變結構な法律のように見えたも
のが、立法の趣旨に即した効果を収めることが出来なかつた例がある。法制定の際には、政府は百
方手をつくして法案の通過をはかるが、通過してしまつた後の施策に熱がなかつたり、末端で非常
に歪曲され、かえつて立法の趣旨の障害になつたりして居る。議會が、どんな希望條件つきで可決
したものかなどの問題は、とんと忘れられてしまふ。これでは、どんな立派な法律も役に立たない。

生活保護
法の特徴

しからば、「生活保護法」を制定する場合には、およそどんな點に、特に、意が用いられたかとい
うと、三ツの點が挙げられる——その第一は、冒頭にも述べたように、國がその職責に顧みて、自
己の責任をもつて事に當ることである。國民の最低生活を保障するためには、事情の如何を問うこ
となく、現に生活に困窮してゐるものは、すべて授護の対象になるように定めたことである。要す
るに、「生活保護法」では、生活に困り、保護を要する條件の下にある人は、ことごとく保護をう
けられるようになったのである。ところが、從來の例からすると、——それはよく法規の専門家に
見かけるところであるが、扶養義務者があることを理由に、事情よく／＼困つて居ることが判つて

一、漏救者
をなくす

居ても、授護の道をふさいでしまふといつた取扱方をする類である。なるほど、法文上は、扶養能力のある扶養義務者があれば欠格者であるかも知れないが、世の中の現實は、そう簡単に、決め兼ねる場合がなかく多い。この場合、困つてゐる人を助けようという法規が、かえつて授護の邪魔をしてゐるのである。まことに、心外なことである。現に、授護をうけるにふさわしくない人が授護をうけ、何としても授護を必要とする條件の人が、授護のあみから漏れてゐることは、しばしば経験する問題であるが、法の運用には、まずその精神が忘れられてはならない。どうしたら授護を與へることが出来るかを先ず考へることが、肝要で、授護を與へたなら、どこかの條文に觸れまいかと、法規集をさがしまわるような状態では、熱のある授護活動は、とうてい望むべくもないであります。

第二に、「生活保護法」には、極力、救貧的、慈善的な色彩を與へないように、全體を通じて規定の字句にも、周到な注意のはらわれて居ることは、特に、忘れられない重要な事實である。立法の趣旨としては、生活保護法を所謂貧民を救済する「救貧法」と全列には考へていないのである。もちろん生活困難者を對象として、その生活を保護する法規を、ことごとく救貧法であるといふのであれば、生活保護法も、救貧法といえるであらうが、よくとも社會通念としては、救貧法とは貧民

所謂救貧法ではない

のみを對象とし、恩惠的・憐憫的な救済を行う法規と見るべきで、そのような意味においては、「生活保護法」は、明かに救貧法ではない。「生活保護法」は、國が自己の職責を遂行する手段として制定されたものであるであります。その意味で、「生活保護法」は救貧法でないこと、カード階級救をされるものでないこと、選挙権や公債権は喪失しないこと、體面にかゝることはないこと、慈善的・恩惠的救済ではないことを、十分徹底化しないかぎり、恥を知らない、貰へるものなら貰つておかなくては損だというような利己的な、自立心のない、心臓のツヨイものだけが救済されて、善良な困窮者が、この授護に漏れるというようなおおそれがないではない。一人の漏救者もなくすることは、新しい民生委員の重大な任務であります。

ところで、授護をうけべき人が授護をうけるのは、まことに結構なことであるが、多くの人々の中には、これを権利と考へる人も起りうるであらう。もちろん、國民の保護といふ國家存在の目的からしても、國は生活の保護を要するものを、放置しておくことは許されない。しかしながら、「生活保護法」においては、権利としての規定は設けられなかつた。授護を必要とするか否かの決定は國民の権利としてではなく、民主的に選出された民生委員の意向に従つて、市町村長が行ふのである。何故権利として規定していないかといへば、およそ、國民の間に、自立向上心、獨立自尊のし

権利か否か

つかりした精神がないところには、すぐれた國家は成立ちえないからである。食へなくなつたならば救はれることを権利と心得る精神には、自らあくまで難局を打開しようとする意志が不足している。それは個人を尊厳にする所以でない。法の授護は、努力をつくしてなお及ばないか、働こうとしても働けないことを、法以前の社會正義として前提してゐる。「生活保護法」においては、かかる意味において、この種の權利思想は、國民の自立心涵養に不適當なものとして採用されなかつたものであります。

三、怠民の防止

生活保護法の制定にあつて、特に、意を用いた第三の點は、濫救に流れて、所謂怠民養成の弊におちいることのないよう、さまざまの方面から、これに對する用意が施されていることである。英國の救貧法の歴史には、怠民の問題はいくたびかはげしい論點となつた記録が残されているが、わが國においても、怠情な者や素行不良者が欠格者と規定されたのは、當然であらう。現在のごとく、國も國民も困苦のさ中にあるとき、多額の公費を投じて行つた授護であれば、怠情なる遊民にまでは及ぼしえない。少くとも、これを受けるものとしては、その身を慎んで、出來うるかぎり、社會上の責務をつくすのは、道義的な必然の要請である。もちろん、働きたくとも職につけない失業者を欠格者とするのは、絶対にない。いずれ再び後の機会に、くわしく觸れたいと思ひます。

三、「生活保護法」は授護活動の基盤である

法規の知識は授護活動のイモハ

授護活動に従事するものにとつて、授護法規やその運用規程、通牒などに精通することは、初歩的な條件である。法規の知識に欠けるため、出來る授護が出來なかつたとあつては、困苦の中にある同胞に申譯がない。法律は、これを驅使する人によつて、重大な變貌を見せる。されば、今後、授護活動に従事しようとする人は、昭和二十一年十月一日より新しく施行された「生活保護法」全體について、十分な理解を深めることがまず要請される。法の運用にあたり、直接重要な地位を占める職員や民生委員においては、特に、専門的な研究が必要であらう。また、その他の一般授護事業關係者も、少くとも、資料を開けば、十分にその細部を説明し得る程度の用意を怠ることは出來ない。

生きた総合的な知識

およそ法律を、専門的に研究することは、決して容易なこととはいえない。が、こゝには、取敢えず、同胞授護の仕事にたずさわつてゐる人々にとつて必要と考えられる最少限の問題を、法全體にわたつて概観して見よう。法律は、御承知のごとく、その施行令や施行規則、施行細則、その他、關聯する通牒、告示の類を綜合して見ないと、いざ實際の用にたゝない。施行細則は、各都道府縣から別個に、木冊子に掲げられた施行細則等によつて、發せられるものゆゑ、それ／＼の地方に

於ては、その地の施行細則を、一應参照していただきたい。

「目的」と「対象」

「生活保護法」は、六ツの章と二ツの附則から出来ている。第一章は細則であつて、「生活保護法」の目的と保護の対象が規定されている。さきにも述べたとおり、現に生活の保護を要する同胞は、全部含まれる。全七條件にある外国人も、またこの対象の中に含まれる。法文の上からすれば、保護を要する状態には、二ツの程度があることがわかる、一ツは、収入が生活保護法によつて支給される「生活扶助」の金額に達しない状態で、もう一ツは、毎日の生活は辛うじてたてゝいるが、醫療費や出産費、葬祭費、生業につくための必要な費用の出せない状態である。別の言葉でいえば――

(1) 日々の生活することが出来ない人

(2) 日々の生活はどうかやれるが、何かこと、病氣、出産、葬儀があるときに困る人

この状態にある人が要保護者となるわけで、何故、保護を要する状態に立判つたか――その理由は問はない。年齢による條件もない。この要保護者の数は、約八百萬人と推定されて居ります。ところで、實際に當面した場合、保護を與うべきか否かの決定は、決して容易な問題ではない。例へば、家や財産は相當あるが、現金収入がないばかりに、生活に困窮している場合には、生活保護法による援護はうけられるか、どうか――その決定の衡にあたるものは、漏救者をなくすという要請と濫

救によつて怠民を作つてはならないという要請との間に立つて、一應、デレンマを感じざるを得ない。序でに、この問題に解決を與えるならば、全く生活に必要なかべからざる家、家具、日用品、衣類などを所有するにすぎないというのであつて、欠格條件にも別に關係がないときには、保護をうけることが出来るが、その生活に必要な限度を超えて、不動産や動産をもつてゐる場合には、これらの物を賣つて、自力で生活すべきで、この法による保護は受けられない。恐らく、實際の場合には、はるかに複雑な條件をさらに加えてくるであろう。後にも述べるが、この種の難問の解決には、民生委員が市町村長を補助して決定にあたることになつてゐる。市町村長は、このやうな場合は、勤勞署に出向いて、就職口の斡旋をうけるように指示したり、或いは、不必要な家具や調度品を賣却処分して、生活費の一部に充てるように指示したり、適當な小住宅がある場合には、それに移轉するやうに指示したり、地方に身を寄せる縁故者があつて、そこに行けば生活が樂に出来るやうな場合には、地方へ轉出するように指示したりすることが出来るやうになつてゐる。

欠格條件

この法による保護は、國家が自己の責任において事に當り、宗教關係や政治的立場の如何などによつて、特に、利益を與へたり與へなかつたりすることは許されない。そして、この法律は、たゞ單に保護をうけるもの、生活上の安定をはかるばかりでなく、この社會から困窮者の姿をなくして、

社會全般の福祉増進を究極の目的とするを明示されている。怠民養成防止のため、欠格者の條件もこゝに規定されている。能力があつても固く意志のないものと勤勞を怠るものが、すなわち欠格者として保護がうけられない。家庭の事情によつて、勤勞の餘裕のない女の人などは、働く能力があつても、能力のないものとして取扱はれるから保護されることになる。素行不良ではないが、浪費癖のあるものなどは「その他生計の維持に努めない者」と認められる。道義的に非難は出ないが、何等収入の伴わない研究に没頭するものも、この中に包含されるものと解釋されている。現在の日本の情勢では、その餘裕が許されていないわけである。金錢的浪費を伴はない素行不良者も、ハツキリ獨立して、欠格者と規定されている。扶養義務者が自己の資産又は勤勞収入で扶養の出来る場合は勿論、現在は扶養の資力がなくとも、働くつもりになれば相當の収入をあげられるときは法律的には、扶養出来るものとして取扱われ、要保護對象は保護されない建前になつてゐる。扶養義務者というのは、民法に規定してあるとおり、夫婦、直系血屬、戸主、兄弟姉妹などである。しかし乍ら、欠格條件を法文通り、嚴重に解釋して、その條件を楯にとり、保護を與へることが各種の状況を綜合觀察して客觀的に妥當と考へられるものをも欠格者として烙印をおしてしまふのは、從來、法律専門家や法規で頭の固定した人々にありがちのことであつた。法規を尊重し、濫殺に流

れることは十分警戒しなければならぬが、援護對象には、實に複雑怪奇小説にも少いような現實的ないろいろの事情を持つてゐるものが少くない。すなわち、扶養義務者がある場合にも、これをもつて、即座に欠格者とするのは、援護の趣旨を余りする所以でない。現實に扶養をうけられずにおるならば、これは「急迫の事情ある者」と解釋して、とりあえず、まず援護の手をのべて、しかる後、本人と義務者との關係を十分調査して、適當な措置をとるようにならねばならぬ。

法の解釋

素行不良者の場合も同様で、生活難からする素行不良は、實際問題として、援護事業に重大な責任がある。保護を與へることが公序良俗に反し、かえつて本人の將來を誤らしめるような場合は、もちろん、欠格者とすべきであるが、援護に従事するものは生活の指導をもつとめとしてゐる以上、保護を與えれば、生活を改め、善良な生活者にひきもどすことが出来ると認められる場合には、保護を與えるようにすることが、立法の精神に副ふ。しかも、感化しようか否かは、援護に當るものゝ熱とウデによるものとすれば、たとえ、如何に困難なことであつても、援護する道が開かれてゐる以上、欠格條件者として、簡単に處理してしまふことをせず、一人でも、この種の人をこの社會から少くすることは、努力しがいのある緊要な努力の一部であらう。

保護機關

第二章と第三章とは、保護の機關と施設について規定してある。これによれば、援護の活動は、

と保護施設

原則として、保護されるもの、居住地の市町村長が、公共團體の機關としてではなく、保護事務という仕事を、國家から委任されて、國家の一機關として、これを行うことになつてゐる。何故、地方長官や地方事務所長が、その例に當らないかといふと、

- (1) 保護の仕事は、實情によく適合しなければならぬこと
- (2) 保護の手続は、寸刻もすみやかに進めなければならないこと
- (3) 保護の費用が、市町村で負擔されていること

などに鑑みて、市町村長は、最もその適當な地位にあるものと考えられたからである。施設に關しては、公共團體や民間の施設を保護施設として活用する場合は、補助や免稅の特典が與えられるが、全時に、必要な監督の加えられることが、規定されている。所謂「補助機關」として、市町村長を輔け、事實上、生活保護法による保護の最も重要な保護事務に當る民生委員については、後章において述べる。

保護の種類、程度、方法

第四章は、保護の種類と程度、方法の規定である。生活保護法は國民の最低生活を保護しようとする法律である。従つて、その限度をこえて、餘裕ある生活を、公の費用で營むように保護することは許されない。こゝには、冒頭に、所謂最少性の原則が明らかにされている。たとへ相當な地位に

本法と施行令

あつた人であつても、その地位に相當する生活が用ゐるようには補助は出來ないのである。保護の種類は――

- (1) 生活扶助
- (2) 醫 療
- (3) 助 産
- (4) 生業扶助
- (5) 葬祭扶助

の五種目に分類されている。程度や方法など細目規定を、本法の條文に掲げず、勅令以下省令、都道府縣令などにゆすつてゐる理由は、現實の社會情勢や地方事情に應じて、容易に、保護活動に即應させるようにした法令構成の當道である。

生活扶助

「生活扶助」は、生活費や生活必需物資に關する扶助で、生活保護法による接護の大黒柱であり、コトナーストーンである。生活費とは、衣食住の費用に外ならない。義務教育費のごときも、當然この中に包まれる。醫療費は、醫療扶助に含まれるゆゑ、賣藥購入費だけを生活費として支出する。その「生活に必要な限度」を決定することは、いまだに安定點を見出してゐない物價その他の條

件の変化に伴い、容易の業でない。しかし乍ら、扶助生活費の一應の標準金額は、現在、つぎの如く定められている。すなわち、東京に住む七十五歳の老母と、夫を戦災で失った三十五才の娘と六才、五才、二才と三人の孫、五人世帯では、全く貯蓄は費いはたしており、現在、収入の道がなかつたとすると、一ヶ月約六百三十円ほどの生活扶助を受ける計算であり、老妻と親子は、これで生計を立て、ゆかねばならない。

(1) 「居宅保護」の場合—生活扶助費基準額（一日額）

地域	世帯構成員					
	一人	二人	三人	四人	五人	六人以上 増す毎 加算
東京圏の 有する区域 五大都市及びこれに準ずる地域	七、五〇	一三、〇〇	一五、〇〇	一八、〇〇	二一、〇〇	二二、〇〇
その他の市及びこれに準ずる地域	六、五〇	一一、〇〇	一四、〇〇	一六、五〇	一八、五〇	二〇、〇〇
町	五、八〇	九、五〇	一二、〇〇	一四、五〇	一六、五〇	一八、〇〇
村	五、八〇	九、五〇	一二、〇〇	一四、五〇	一六、五〇	一八、〇〇
一歳未満の人工栄養の乳児がいる世帯は 有料学校給食を受ける児童を持つ世帯は	百円から百五十円 十五円から廿円の 実費を所額支給す					

(2) 「收容保護」の場合—
居宅保護における一人の額

限度以上の
保護

「これでは、とても食つてゆけぬではないか——これで生活を保障するとは、おこがましい」といふ議論は、各方面で、當然出ることと思われるが、各種の事情によつて、どうしても、この限度では足りない場合には、必ずしも、この限度によらず、必要額だけ、地方長官や厚生大臣の認可をうけて扶助することが出来るようになってゐる。要するに、東京における生活の實情は開買いせず、配給のみによつて生活することは、副食物を自給しない限り、不可能事であり、自然、生活を維持するには、副價格品を買入れるため、生活費はかさまざるをえない状態にある。しかしながら、開買は止むをえずとしても、奨励することは好ましくなく、さりとて、生活費は、物價水準の安定のみならず、配給機構のよしあし及びその運営方法の良否にも關係することだけに、この點、授護に従事するものにとつては、極めて深刻且つデリケートである。

「醫療」
「助産」
「葬祭扶
助」

今日のごとき時勢においては、コトがなければ、月々は何とか過せるが、いざ一たん病人が家中に出る、或いはお産がある、或いは不幸があるということになると、たちまち、家計に行詰りを來す人は、決して少数でない。醫療、助産、葬祭扶助は、かゝる人々が、特に、重要な保護の對象となる。すなわち、たゞ單に、生活扶助をうけている人だけでなく、今日の社會情勢として、出来るだけ廣く、これらの人々にも、この授護の手をのばすよう、地方長官宛、厚生次官の依命通牒は、

授護關係者の注意を喚起している。それでは、授護の實際はどういうように行われるかという点、
 醫療券や助産券、藥劑券などを、常時、民生委員の手許に備えておいて、問題の急に、いつ何時で
 もこたえられる仕組にしてある。この券をうけたものは、指定された醫師や助産婦、藥劑師に依頼
 するわけである。この授護方法を不評判なものにしないためには、生活問題もさることながら、指
 定された醫師らにおいても、同趣授護活動の一翼としての重要な意義に顧み、熱心な自主的積極的
 協力をおしまれざるよう期待して止まない。「祭祭扶助」としては、祭儀費用として二百円以内を
 支出する外、必要な器具の給・貸與がある。

「生業扶
助」

生業扶助というのは、生活保護法による他の保護が消極面であるとすれば、積極面を代表している
 すなわち、生業扶助は生業につかせるための扶助であつて、本人の自立向上をはかることを目的と
 している。働ける力のあるものは、その力の多少にかゝらず、出来るだけの力を出し、自らの働
 きによつて収入を得、すゝんで自活の出来るように、この扶助を力に再起するのである。幸うじて
 生活は出来ているが、生業につくための必要な費用のない人も、もちろん、この扶助の対象になる。

生業扶助の方法は――

(1) 生業に必要な資金、器具、資料の給與又は貸與

(2) 職業指導

この扶助方法をいかに活用するかは、格別の創意工夫が必要であらう。資金としては一人一〇〇〇
 圓以内、職業指導の場合には技術を修得するまで、一日一人一圓三十五錢以内の扶助があります。

保護費用

これらの保護に要する費用の出所は、第五章に規定されている。原則として、保護をうけるもの、
 居住地の市町村が負擔し、國と都道府縣が、これに補助を出す形式になつてゐる。第六章は、雜則
 で、この法の保護に依存して徒食する立けもの、發生を防止するため、欠格者の追補として、市町
 村長の判断で、法令によつて市町村長の出す指示に従わないものは保護しないでもよいという規定
 や、不正な手段で保護をうけたりうけさせたりしたものへの罰則などが定められており、附則には
 さきにも指摘したが、従来、保護の基礎法規となつていた「救護法」「母子保護法」「醫療保護法」
 「軍事扶助法」「戦時災害保護法」の五法律を廢止することなど、新法の制定に伴い關係法令中、
 修正を必要とすることが、示されてゐる。

生活保護
法と他の
社會政策
との關係

かくの如く、「生活保護法」は、敗戦という重大事實に當面して、生れるべくして生れた新しい法
 律の一つではあるが、わが國の授護法規に根本的な改訂を加えて、社會事業行政に一つの新しい時
 期を劃したものである。なお、國によつて行われる授護活動には、國立の補填所で行う失業者の職

業輔導や、国立病院で行われている無料診療などを舉げることが出来る。まことに、國家再建のためには、國としても、多くの課題をになつてゐる。防貧的社會事業、勞働行政、社會保險など現在の發展段階においては、要保護者の發生は防止出来ないばかりでなく、これに對する援護の事業はいよゝ／＼多忙を極めるであらう。「生活保護法」の役割は、他の社會政策が積極的に推進せられない限り、まず／＼重大さを加えねばならない。この意味に於ても、援護關係者は、援護活動の不可欠の基礎知識をなす生活保護法への十分なる理解を深め、その正しき運用に當ることが期待されるのであります。

四、「生活保護法」を活かすも殺すもそれは援護運動擔當者

特に、民生委員の手中にある

法運用者と主體的條件

現下の社會情勢が、社會援護救済活動に、いかに多くのものを期待しているかは、改めて述説を要しない。しかも、その援護活動は、全般的に、主動的に、國家の責任として、行われる趨勢にあり「生活保護法」も、まさに、かゝる意味において生れて來た。ところで、法文の内容や含みについては、一應、前章に於て、各方面から、これを概観した。それによつても、賢明なる讀者は、すでに

に予見してゐるとおり、他のいかなる法律にもまぎれて、この法律が十分の成果をあげうるか否かは、運用者の主體的條件にまつところが、頗る多い。

法の運用者

保護機關の項に於て、すでに見てきたように、「生活保護法」による保護事務の主體は國であり、保護機關として、その保護を行うものは市町村長で、市町村長は國家機關として、國家事務としての保護事務を處理するのである。そして、その市町村長の補助機關として、新たに民生委員がかかることになつたのである。しかし乍ら、かく考へることはあくまで法文上の順序であつて、實際援護活動の面からすれば、最初に、生活保護法の運用にあたるものは、要保護者に當面する隣組や町會、部落會、市町村役場の援護關係擔當者、生活相談所相談員、特に、この運用のために選ばれた民生委員で、「生活保護法」による援護活動は、第一歩をこれらの人々によつて踏み出す。従つて、「生活保護法」の趣旨、内容、運用上の諸般の知識を、最も正しく、十分に把握することを要請されるものは、まず、これらの運用者である。就中、生活保護法の援護活動に専念する地位にある民生委員に於いては、然りである。何故なれば、民生委員の、生活保護法上に占める地位と職責は、この法律の所期する目的を達するか否かを分つ重大性をになつてゐるからである。

方面委員

従來、救護法や母子保護法、醫療保護法にあつては、方面委員が所謂補助機關とされていた。この

令改正の理由

方面委員が廢止されて、新たに、民生委員令によつて、民生委員がおかれて、その性格や身分、選任方法、任期、職能範囲などにわたつて、廣汎な改正の行われた理由は、方面委員令改正に對する各方面の要望にこたえると同時に、「生活保護法」制定の趣旨に従つて、社會行政の末端機關の法的性格を強化したものに外ならない。その人数も増員されて、七萬人から十萬人になる筈である。このようにして、生活保護法は、國民生活、特に、要保護者の生活に大いに民生委員の献身的な活動にまつて、今後の多端な同種保護活動に、十分の成果をあげようとしているのであります。

民生委員の職責

民生委員は、方面委員がそうであつたように、各種の社會調査に當るが、一人で恐らく、平均して要保護世帯二十世帯程度を接待つことと思われ。この助けを要する人々を発見することや、助けを求むる人々を交付ける仕事は、まず、民生委員の第一のつとめである。そして市町村長宛に保護申請書を出すよう指導したり、或いは、これを作つてやる。これは、第二の仕事になる。この申請書には、委員としての意見を附して、市町村長に出すことになつており、また保護の廢止や變更を必要とするときは、その旨を、市町村長に建申すことが、民生委員の職責となつてゐる。かく見てくると、民生委員は、全く困窮者の死活的鍵を握つてゐるといつても過言でない。この點からして、すでに問題とされたことは、濫殺に流れて、政治運動などに、私恩をうる行爲として利用され

接護關係者への要請

はしないかという危惧である。民生委員によき人を得なければならぬ理由は、たゞ單に、漏救や救問題のみに限らない。受持區域の人々には、さまざまな生活指導のことも任ずるのであるから健全な常識をそなへ、豊かな経験をもち、且つ時宜即應の適切な判斷の出来ることはもちろん、接護活動に當る人として、不幸な人々の身になつて事を處理する愛情やごまかしのない誠實さや困難におそれをなさんぬ熱情、特に、歸郷をたいするがたい信念など、いろいろの資質が要請される。當然のことではあるが、民生委員の意見具申を公正なものとするためには、民生委員の會議機關である「民生委員會」を活用することになつてゐる。けれども、そのことは、民生委員によき人を得なければならぬということも、少しも割引するものではない。

接護活動の現場に當つたものは、誰も知るとおり、接護の實際問題は、決して生やさしい問題ではない。生活相談所に現われる人々を例に見ても、まことに、おちぶれた人も來れば、とりすました上流の婦人もある。インテリの體面などはかなぐりすて、まじめに相談にくる人もある。どういふものか相談所の性質もしらず、とびこんでくる氣の無い人もあるが、事實、初めからだましてやろうと目論んでくる人もあるのである。民生委員令には、

「民生委員は、社會の福祉を増進することを旨とし、仁愛の精神により、保護接護のことに従ふ」

とされている。現下のはげしい社會情勢の下にあつて、民生委員は、千態万様の事情をもつ人々を相手に、國家的な同胞援護の重責をひきうけて、適切な援護を、活潑、公正かつ有効に行うことを使命としているのである。この民生委員の仕事のしぶりは、たゞちに、國民生活の安定にひびき、ひいては、國家再建の成否にかゝわりを持つてゐる。それは、たゞ單に、民生委員だけの問題ではない。援護關係者すべてに、通用する事柄である。援護の仕事は、こんな工合に處理したい。すなわち、(1) 民主的に (2) 懇切に (3) 能率的に迅速に (4) 具體的に (5) 共同責任を以つて (6) 徹底的に (7) 獨創工夫を働かして行きたい。從來、官廳の仕事のしぶりについては、幾多の批判が行われてきたが、その官廳的弱點は地方の末端的な方面にまで行きわたたり、久しい間つゞいたため、その氣風はなか／＼抜きがたいものがあるとされている。新しい民生委員に期待されるものは、新しい時代の國家的な同胞援護活動に、新しいいぶきを吹き入れることである。それは、とりも直さず、「生活保護法」の精神が活かされることである。

後 篇

生活保護法關係法令通牒

法律關係

生活保護法 (昭和二十二年九月九日法律第十七號)

第一章 總 則

第一條 この法律は、生活の保護を要する状態にある者の生活を、國が差別的又は優先的を取扱をなすことなく平等に保護して、社會の福祉を増進することを目的とする。

第二條 左の各號の一に該当する者には、この法律による保護は、これをなさない。

- 一 能力があるにもかゝらず、勤勞の意思のない者、勤勞を怠る者その他生計の維持に努めな
- い者

- 二 素行不良な者

第三條 扶養義務者が扶養をなし得る者には、急迫した事情がある場合を除いては、この法律による保護は、これをなさない。

第二章 保護機関

第四條 保護は、保護を受ける者の居住地の市町村長（東京都の區のある區域においては東京都長官とする。以下同じ。）が居住地がないか、又は明かでないときは、現在地の市町村長が行ふ

第五條 民生委員会による民生委員は、命令の定めるところにより、保護事務に關して市町村長を補助する。

第三章 保護施設

第六條 この法律において保護施設とは、この法律による保護を目的とする施設又はこの法律による保護を受ける者の保護のために必要な施設をいふ。

前項の保護とは、宿所の提供その他この法律による保護を全うするため必要な事項で命令をもつて定めるものをいふ。

第七條 市町村が保護施設を設置しようとするときは、その設備について、地方長官の認可を受けなければならない。

市町村以外の者（都道府縣を除く。以下同じ。）が保護施設を設置しようとするときは、地方長官の認可を受けなければならない。

第八條 前條第二項の規定により設置した保護施設は、市町村長が保護又は授護のため行ふ委託を拒むことができない。

第九條 この法律で定めるもの（外、保護施設の設置、管理、廢止その他保護施設に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章 保護の種類、程度及び方法

第十條 保護は、生活に必要な限度を超えることができない。

第十一條 保護の種類は、左の通りである。

- 一 生活扶助
- 二 醫療
- 三 助産
- 四 生業扶助
- 五 葬祭扶助

前項各號の保護の程度及び方法は、勅令でこれを定める。

第十二條 市町村長は、必要と定めるときは、保護を受ける者を保護施設に收容し、若しくは收容を委託し、又は私人の家庭若しくは適當な施設に收容を委託することができる。

第十三條 市町村長は、保護を受ける者の親権者又は後見人がその權利を適切に行はない場合は、

その異議があつても、前條の規定による處分をなすことができる。

第十四條 保護施設の長は、命令の定めるところにより、その施設に收容された者に対して、適當な作業を行はせることができる。

第十五條 第十二條の規定により收容され、又は收容を委託された未成年者について、親権者及び後見人の職務を行ふ者がなるときは、市町村長又はその指定した者が、命令の定めるところにより、後見人の職務を行ふ。

第十六條 市町村長は、保護を受ける者に対して、勤勞その他生計の維持に必要なことに関して指示をなすことができる。

第十七條 保護を受ける者が死亡した場合は、勅令の定めるところにより、葬祭を行ふ者に対して葬祭費を給することができる。

保護を受ける者が死亡した場合に、葬祭を行ふ者がなるときは、保護をなした市町村長が、葬祭を行はなければならない。

第五章 保護費

第十八條 保護を受ける者が同一の市町村に一箇年以上引續いて居住する者であるときは、保護に

要する費用は、その居住地の市町村の負擔とする。

保護を受ける者が東京都の區のある區域に居住する者であるときは、保護に要する費用は、東京都の負擔とする。

第十九條 保護を受ける者が左の各號の一に該当する者であるときは、その居住期間が一箇年に満たない場合においても、保護に要する費用は、その居住地の市町村の負擔とする。

- 一 夫婦の一方が居住一箇年以上であるとき、同居の他の一方
- 二 父母その他の直系尊屬が居住一箇年以上であるとき、同居の子その他の直系尊屬
- 三 子その他の直系尊屬が居住一箇年以上であるとき、同居の父母その他の直系尊屬

第二十條 第十八條第一項及び前條に規定する期間の計算については、勅令の定めるところによる。

第二十一條 保護に要する費用が第十八條第一項及び第十九條の規定により市町村の負擔とならない場合は、その費用は、保護を受ける者の居住地の都道府縣の負擔とする。

保護を受ける者の居住地がないか、又は明かでないときは、保護に要する費用は、その者の現在地の都道府縣の負擔とする。

第二十二條 第十七條第一項の葬祭費及び同條第二項の規定による葬祭に要する費用の負擔に關し

ては、第十八條乃至前條の規定を準用する。

第二十三條 第五條の規定により民生委員が職務を行ふため必要な費用は、市町村（東京都の區のある區域に置かれる民生委員については東京都とする。）の負擔とする。

第二十四條 都道府縣が設置した保護施設及び第七條の規定により市町村又は市町村以外の者が設置した保護施設の事務費は、勅令の定めるところにより、第十八條、第十九條及び第二十一條の規定によりその施設で保護又は援護を受ける者の保護に要する費用を負擔する市町村又は都道府縣がこれを負擔する。

第二十五條 第二十一條及び第二十二條の規定により都道府縣が負擔する費用は、保護を行つた地の市町村が、一時これを繰替支辨しなければならない。

第二十六條 都道府縣は、勅令の定めるところにより、第七條第二項の規定により市町村以外の者が設置した保護施設の設備に要する費用に對して、その四分の三を補助しなければならない。

第二十七條 都道府縣は、勅令の定めるところにより、左の費用に對して、その四分の一を補助しなければならない。

一 第二十三條の規定により市町村が負擔した費用

二 第七條第一項の規定により市町村が設置した保護施設の設備に要する費用

第二十八條 都道府縣は、勅令の定めるところにより、第十八條第一項、第十九條、第二十二條及び第二十四條の規定により市町村が負擔した費用に對して、その十分の一を補助しなければならない。

第二十九條 國庫は、勅令の定めるところにより、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十二條及び第二十四條の規定により市町村又は都道府縣が負擔した費用に對して、その十分の八を補助する。

第三十條 國庫は、勅令の定めるところにより、第二十六條の規定により都道府縣が負擔した費用に對して、その三分の二を補助する。

第三十一條 國庫は、勅令の定めるところにより、左の費用に對して、その二分の一を補助する。

一 第二十三條の規定により市町村又は東京都が負擔した費用

二 都道府縣が設置した保護施設及び第七條第一項の規定により市町村が設置した保護施設の設備に要する費用

第三十二條 保護を受ける者に資力があるにもかかわらず保護をなしたときは、保護に要する費用を負擔した市町村又は都道府縣は、その者から、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

第三十三條 保護を受けた者が保護に要した費用を辨償する資力を有するやうになつたときは、保

第五回
費の費用を負擔した市町村又は都道府縣は、保護を廢止した日から五箇年以内、その費用の全部又は一部の償還を命ずることができる。

第三十四條 保護を受ける者に對して民法により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範圍内において、保護に要する費用を負擔した市町村又は都道府縣は、その費用の全部又は一部をその者から徵收することができる。

前項の規定による費用の徵收に關して争があるときは、民事訴訟による。

第三十五條 保護を受ける者が死亡したときは、市町村長は、命令の定めるところにより、遺留の金銭を保護に要した費用、第十七條第一項の埋葬費及び同條第二項の規定による埋葬に對した費用に充て、金は足りないときは、遺留した物品を賣却して、これに充てることができる。

第六章 雜 則

第三十六條 保護を受ける者が左の各號の一に該當するときは、市町村長は、保護をなさないことができる。

一 この法律又はこの法律に基いて發する命令により市町村長又は保護施設の長がなした處分又は指示に従はないとき。

二 正當な理由がなく保護に關する檢診又は調査を拒んだとき。

第三十七條 第七條第二項の規定により設置した保護施設が、この法律若しくはこの法律に基いて發する命令又はこれに基いてなす處分に違反したときは、地方長官は、同項の認可を取り消すことができる。

第三十八條 この法律により給與を受けた保護物品を標識として、租税その他の公課を課することができる。

第三十九條 この法律による保護物品は、既に給與を受けたものであるとないとにか、假らず、これを差押へることができない。

第四十條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の建物及び土地に對しては、有料で借用せるものを除いては、租税その他の公課を課することができない。

一 主として保護施設のために使ふ建物

二 前項の建物の敷地その他主として保護施設のために使ふ土地

第四十一條 詐偽その他不正な手段により保護を受け、又は受けさせた者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。

第四十二條 この法律中町村に關する規定は、町村制を施行しない地においては町村に準ずるものに、町村長に關する規定は、町村長に準ずる者にこれを適用する。

附 則

第四十三條 この法律施行の期日は勅令でこれを定める（昭和二十一年九月二十日勅令第四百三十一號により同年十月一日より施行）

第四十四條 救護法、軍事扶助法、母子保護法、醫療保護法及び戦時災害保護法は、これを廢止する。

第四十五條 救護法第七條若しくは母子保護法第九條第二項の規定により設置した施設又は醫療保護法第六條の規定により經營する建設（都道府縣の施設を除く。）で、この法律施行の際現に存するものは、この法律施行の日から二箇月間を限り、第七條の規定による認可を受けなくても、同條の認可を受けた保護施設とみなす。

前項の施設の設置者が同項の期間内に第七條の認可を申請した場合において、その申請に對する認可又は不認可の處分の日までも、また同項と同様である。

第四十六條 北海道舊土人保護法の一部を次のやうに改正する。

第四條乃至第六條 創除

第八條中「第四條乃至前條」を「前三條」に改める。

第四十七條 震災救助基金法の一部を次のやうに改正する。

第十五條ノ二中「救護法施行」を「生活保護法施行」に改める。

生活保護法施行令（昭和二十一年九月二十日勅令第四百三十八號）

第一條 民生委員は、保護に關して必要な調査をしなければならない。

民生委員は、保護を受ける者について、市町村長へ東京都の區のある區域においては東京都長官とする。以下同じ。）にその状況を通知し、且つ、必要な保護の種類、程度及び方法又は保護の廢止、停止若しくは變更に關して意見を具申しなければならぬ。

第二條 生活扶助は、金銭又は物品の給與によつてこれを行ふ。

第三條 生活扶助のため給與する金銭又は物品は、一箇月分以内を限度としてこれを前渡しする。

保護の廢止、停止又は變更の場合において、保護を受ける者が已むを得ない事由により前渡しした金銭又は物品を費消し、又は喪失し、且つ返還の資力がないときは、これを返還させないことができる。

保護の廢止、停止又は變更の場合において、前渡しした金銭又は物品中返還させなければならぬ。

なにもについては、これに相当する額を後に給與するものから減ずることができる。

第四條 療養の範囲は、左の通りとする。

- 一 診療
- 二 薬劑又は治療材料の支給
- 三 處置、手術その他の治療
- 四 看護

第五條 助産の範囲は、左の通りとする。

- 一 分娩の介助
- 二 分娩前及び分娩後の處置
- 三 看護

第六條 療養又は助産は、保護施設、厚生大臣の指定した醫務施設又は市町村長の指定した醫師、歯科醫師若しくは産婆についてこれを受けさせる。但し、急迫した事情がある場合においては、市町村長の指定しない醫師、歯科醫師又は産婆についてこれを受けさせることができる。

第七條 醫師又は歯科醫師が庶方給を交付したときは、市町村長の指定した報酬額について差額を受けさせる。

第八條 生活扶助は、生活に必要な資金、器具若しくは資料の給與若しくは貸與をなし、又は生活に必要な技能を授けることによつてこれを行ふ。

第九條 療養扶助は、療養に必要な資金の給與又は器具の給與若しくは貸與によつてこれを行ふ。

第十條 療養のため支出する費用、生活保護法第十七條第一項の給養費及び同條第二項の規定によ

る療養のため支出する費用の程度は、厚生大臣の認可を受け、地方長官が、これを定める。

第十一條 保護のため保護を受ける者の移送をなした場合には、その資費を支出することができる。

第十二條 生活保護法第十五條の規定により市町村長又はその指定した者が後見人の職務を行ふ場合には、後見監督人及び親族会の職務範囲は、その市町村長がこれを行ふ。

第十三條 都道府県が設置した保護施設及び生活保護法第七條の規定により市町村又は市町村以外の者が設置した保護施設の事務費についての市町村又は都道府県の負担は、各年度におけるその施設の事務費の額から、その費用のための寄附金その他の収入の額を控除した精算額を、その施設において保護又は援護を受ける者の種人員数を標準として按分負担する。

前項の規定により控除しなければならない金額がその年度における事務費の額を超過した場合には、その超過額は、後年度における支出額からこれを控除する。

保護施設が他の目的に利用された場合においては、第一項の精算額は、保護又は援護のため利用された額を標準としてこれを定める。

第十四條 生活保護法第七條の規定により市町村又は市町村以外の者が設置した保護施設の設備に

要する費用に對する都道府縣の補助は、保護施設の創設費、改良費、擴張費、修理費及びこれに伴ふ初年度調辦費の合計額から、その費用のための寄附金その他の収入の額を控除した精算額に對してこれを行ふ。

保護施設が他の目的に使用される場合においては、前項の精算額は保護又は接護のため利用される程度を標準としてこれを定める。

第十五條 生活保護法第二十三條の規定により市町村が負擔した費用に對する都道府縣の補助は、各年度において市町村が民生委員に關して支出した費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した精算額に對してこれを行ふ。

第十三條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第十六條 生活保護法第十八條第一項、第十九條、第二十二條及び第二十四條の規定により市町村が負擔した費用に對する都道府縣の補助は、各年度において市町村が保護に要した費用、葬祭費として支出した費用、葬祭に要した費用及び保護施設の事務費として支出した費用の合計額からその年度において生活保護法第三十二條乃至第三十五條の規定により徴收し、償還させ又は充當した金額及びその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した精算額に對してこれを行ふ。

第十三條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第十七條 前三條の規定は、國庫の補助について、これを準用する。

第十八條 生活保護法第二十六條の規定により都道府縣が負擔した費用に對する國庫の補助は、生活保護法第七條第二項の規定により市町村以外の者の設置した保護施設の設備に要する費用に對する都道府縣の補助費の額から、その補助費のための寄附金その他の収入の額を控除した精算額に對してこれを行ふ。

第十九條 生活保護法第二十六條乃至第三十一條の規定による都道府縣及び國庫の補助金の額は、

第十四條乃至前條の場合における控除額にこれを算入しない。

第二十條 第十四條乃至前條の規定により交付した都道府縣及び國庫の補助金は、左に掲げる場合においては、その全部又は一部を返還させることができる。

一 保護施設が生活保護法若しくは同法に基いて發する命令又はこれに基いてなす處分に違反したとき。

二 保護施設の事業の全部若しくは一部を廢止し、又は當初豫定した目的以外の用途に利用するやうになつたとき。

三 補助金交付の條件に違反したとき。
四 詐偽の手段をもつて補助金の交付を受けたとき。

第二十二條 保護を受けるものが收容保護を受け、又は保護施設において宿所の提供を受けるときは、生活保護法第十八條第二項及び第十九條の期間計算については、收容又は宿泊の期間は、收容され、又は宿所の提供を受けるやうになつたときまでの居住地における居住の期間とする。

第二十三條 この勅令中、町村に關する規定は、町村制を施行しない地においては町村に準ずるものに、町村長に關する規定は、町村長に準ずる者に、これを適用する。

附 則

第二十三條 この勅令は、生活保護法の施行の日から、これを施行する。

第二十四條 この法律施行の際厚生大臣の指定した保護事業の保護を受けてゐるものが引續き生活保護法による保護を受けるときは、同法第十八條第一項及び第十九條の期間計算については、當該保護事業の保護を受けてゐた期間は、その保護を受けるやうになつたときまでの居住地における居住の期間とする。

第二十五條 救護法施行令、軍事扶助法施行令、母子保護法施行令、醫務保護法施行令及び職時災

害保護法施行令は、これを廢止する。

第二十六條 昭和十三年勅令第四百四十五號の一部を次のやうに改正する。

第一條第一號中「救護法、母子保護法」を「生活保護法」に改め、同條第一號を削除する。

第二十七條 昭和二十年勅令第五百六十六號の一部を次のやうに改正する。

附則第三項を削る。

生活保護法施行規則

(昭和二十一年九月二十日
厚生省令第三十八號)

第一條 生活保護法第六條の保護とは、左のものをいふ。

一 宿所を提供する事業 二 託児事業 三 授産事業

第二條 生活保護法第七條の規定による認可申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 名稱、種類及び位置 二 建物その他設備の規模、構造

三 事業經營の方法及び收支豫算 四 事業開始の豫定日 五 設備に要する經費

生活保護法第七條第二項の規定による認可申請書には、左の事項を記載した書類を添附しなけ

ればならない。

一 設置する者の履歴及び資産状況 二 法人又は團體においては定款、寄附行為その他の規約

第三條 保護施設を設置した者がその事業を開始したときは、直ちにその旨を地方長官に届出でなければならず。

第四條 保護施設を設置した者がその管理規則を設けたときは、これを地方長官に届出でなければならず。その者がこれを変更したときも同じである。

第五條 保護施設を設置した者が、これを廢止しようとするときは、左の事項を記載して地方長官の許可を受けなければならない。

一 廢止の事由 二 保護又は援護を受ける者の處置 三 財産の處分

第六條 地方長官は、保護施設から必要な報告を提出させ、又はその設備、事業若しくは會計の状況を調査することができる。

第七條 生活保護法第十四條の規定による作業は、保護を受ける者の能力に應じたものでなければならない。

地方長官は、必要と認めるときは、前項の作業を制限し又は禁止することができる。

第八條 保護の申請は、左の事項を記載して本人又は親族その他の縁故者がこれをなさなければならない。

一 保護を必要とする者の氏名、生年月日及び職業

二 居住地及び居住期間又は所在地

三 保護を必要とする事由

市町村長（東京都の區のある區域においては東京府長官とする。以下同じ。）が必要と認めるときは前項の規定による申請がない場合と雖も保護を行はなければならない。

第九條 左の場合においては、保護を受ける者（收容保護を受ける者を除く）は、直ちにその旨を市町村長に届出でなければならない。

一 居住地又は所在地に異動があつたとき

二 世帯の構成に異動があつたとき、又は收支の状況に著しい異動があつたとき

三 保護を必要とする事由が消滅したとき

保護を受ける者が死亡したときは、同じ世帯にある者は、直ちにその旨を市町村長に届出でなければならない。

第十條 市町村長は、保護を受ける者の收容の委託を受けた者から、必要な報告を提出させ、又はその状況を視察することができる。

第十一條 左の場合に於いては、保護を受ける者の收容の委託を受けた者は、直ちにその旨を市町村長に提出しなければならない。

- 一 保護を受ける者が死亡したとき
 - 二 保護を受ける者が生活保護法第二條又は同法第三十六條各號の一に該当すると認められたとき
 - 三 前二號に掲げる場合の外保護の廃止、停止又は變更を要すると認められたとき
- 第十二條 市町村長は、その指定した箇所、歯科醫師、薬剤師又は護士から必要な報告を提出させることができる。

第十三條 生活保護法第十七條第一項の規定による葬祭費支給の申請書には、左の事項を記載し、且つ葬祭費の額を記する書類を添附しなければならない。

- 一 死亡者の氏名
 - 二 死亡及び葬祭の年月日
 - 三 葬祭費の額
 - 四 死亡者との続柄
- 第十四條 都道府県又は市町村が保護の費用を徴収する場合には、その費用の計額を添へ納付することを要する金額及びその期限を指定しなければならない。

第十五條 生活保護法第三十五條の規定により、市町村長が遺留物品を没収する場合には、これを競争入札に附さなければならない。
有價證券及び見積価格百圓未満の物品は、競争入札に附さないで賣却することができる。前項の規定により競争入札に附しても落札者がなかつたときも同じである。

第十六條 この省令中町村に関する規定は、町村制を施行しない地においては町村に準ずるものに町村長に関する規定は町村長に準ずる者にこれを適用する。

附 則

第十七條 この省令は、生活保護法施行の日から、これを施行する。
第十八條 救護法施行規則、母子保護法施行規則、營養保護法施行規則及び臨時災害保護法施行規則は、これを廢止する。

第十九條 昭和二十年厚生、陸軍、海軍、文部省令第一號の一部を次のやうに改正する。

附則第二項を削る。

生活保護法施行令第二十四條の規定による保護事業の指定

(昭和二十一年九月二十日
厚生省令第六十二號)

生活保護法施行令第二十四條の規定による保護事業を次のやうに指定する。

四八

- 一 生活困窮者緊急生活支援要綱による收容保護又は宿所の提供。
- 二 醫療保護法による收容保護。

通牒關係

生活保護法施行に關する件

(昭和二十一年九月十六日厚生省發社第百六號各地方長官宛厚生次官任命通牒)

生活保護法(九月九日法律第十七號をもつて公布)の施行に關する勅令、省令は、夫々近く公布され、同法は十月一日より施行されることになつたが、本法は、現下の社會状況によつて生じた多數の保護を要する状態にある者の生活を、國がその職責に顧みて、責任をもつて、差別的又は優先的な取扱をなすことなく平等に保護してその最低生活を保障し、社會の福祉を増進せんとする趣旨で制定されたものであつて、同法施行の適否は、直接國民生活の安定の上に、ひいては國家再建の成否にも至大の影響があるのにかんがみて、本法施行に關する諸般の設備を周到細密に整備して、廣く本法の趣旨の普及徹底を図るとともに、關係諸機關を指導指導して本法の所期する目的を達成するに萬遺憾のないやう致されたく、尙本法の運用に當つては、左記事項に特に留意されたく、命によつて通牒する。

記

第一 一般事項

一 本法制定の趣旨は、現下の社會情勢によつて生じた多數の保護を要する状態にある者の保護対策に萬全を期することが、刻下喫緊の要務であるので、國がその職責に顧みて、自己の責任をもつて保護するとともに、現在國家が行つてゐる保護の根據法である救護法、母子保護法、軍事扶助法、戦時災害保護法の如く、保護の対象を限定することなく、現に生活の保護を要する状態にある者に對して、差別的又は優先的な取扱をなすことなく、平等に保護してその最低生活を保障し社會の福祉を増進せんとするものであること。

二 本法はその事由の如何を問はず、現に生活の保護を要する状態にある者を保護してその最低生活を保障しようとするものであるから、いやしくも生活の保護を要する状態にある者で、保護に漏れるが如きことの絶無を期すること。

三 本法は生活の保護を要する状態にある者を、國がその責任をもつて當然に保護すべきものであるから、保護を受ける者を、從來稍々もすれば陥り脚であつた、慈善的、救濟的な觀念をもつて取扱つたり、又は保護を受ける者に對し卑屈感を與へないやう留意すること。

四 本法による保護は、國の責任をもつて行ふものであるが、私設社會事業の活動や隣保相扶の

四九

美風を醸成するの趣旨ではなく、益々その活動や美風を助長すべきであること、殊に私設社會事業については本法適用上充分その活用を圖るやう意を用ひること。

五 本法による保護は、差別的又は優先的な取扱をせず平等に保護するものであるから、宗教的社會的又は國籍等の關係で不利な取扱をなさないこと。

六 本法は生活の保護を要する状態にある者を、その事由の如何を問はず保護するものであるが國民が徒らに本法による保護を頼んで怠惰な生活に流れるが如きことは最も戒むべきことであるから、よく自立向上の精神をもつて、自己の生活を建設するやう指導すること。

七 法第二條の適用にあつては單に市町村長又は民生委員等がその個人的主観的な判斷によつて決定するといふやうなことなく、よくその者の各種の状況を綜合觀察して客觀的な判斷によつて、決定すること、即ちその者に對し、保護をなすことが公序良俗に反し又はかへつて本人の將來を誤らしめる所以のものである等の場合に適用し、生活上の理由によつて、素行不良の状態に陥つた者でも、本法の保護をなすことによつて感化し得られると認められる場合には保護をなすこと。

八 法第二條の適用については、既に生活の保護を要する状態にある者であるにかかはらず、單

に扶養義務者があるの故をもつて保護をなさないことのないやう留意すること、即ち扶養をなし得る扶養義務者を有してゐても、各種事由によつて現實に扶養を受け得ない者に對しては、急迫の事情あるものとしてとりあへず、保護をなした後保護を要する者と其の扶養義務者との關係を充分調査して適宜措置を講ずること。

九 市町村はその水質にかんがみ、保護に要する費用の一部を、法の定めるところによつて負擔することになつており、その負擔は極めて低率であるとはいへ、保護に要する費用が相當多額に上る關係上、市町村財政に及ぼす影響は尠くないので、これに對する財源として地方分限税の配付等に當つては、充分このことが考慮されてゐるので、市町村がその財政的理由のため、保護の徹底を欠くことのないやう指導すること。

一〇 本法による保護は、特に放浪急迫に取扱ひ、手続等のため、保護が遅延して、その優を失するが如きことなきやう留意すること。民生委員に對しては、特にこの點を強調すること。

一一 本法の施行に伴ひ救護法、母子保護法、軍事情助法、戦時災害保護法、障害保護法及び緊急生活保護事業は廢止され、右によつて保護された者で、引續き保護を要する者は、本法によつて保護することになるのであるから、その間保護の關係を生じないやう留意すること。

一二 本法施行に關する都府縣令並にこれが施行手續等を定め、又はこれを變更したときは、遅滞なく當省に報告すること。

第二 保護機關 關する事項

一 市町村長は、本法運用上最も重要な地位を占めるものであるから、本法の趣旨、運用上の諸般の事務を充分に了得せしめ、保護の實施に遺憾なきを期せしめること。

二 本法施行上民生委員は極めて重要な職責を荷ふものであり、本法の所期する目的を達し得るか否かは一にかかつて民生委員の活動の如何にあるといふも過言でないのであるから、その指導訓練には、格段の留意を拂ふこと。

三 市町村長は民生委員、關係吏員等に對し、本法の趣旨及び運用上の諸般の事務を熟知せしめるとともに保護を要する者の取扱に當つては、懇切丁寧を旨とせしめ、特に民生委員については常に社會調査を勵行せしめて生活の保護を要する者で保護に漏れる者の一人としてないよう留意せしめるとともに保護を受ける者の状況に注意し、必要に應じ保護の廢止、停止又は變更をなし、眞にその世帯の實情に即した適切な保護をなすこと。

四 保護の適正な實施は、民生委員の健全な常識と多年の經驗によつて時宜即應の判断に依つところ極めて大なるものがあるが、公平適切な保護を期するためには民生委員會の活用を圖ることが極めて緊要であるから、この點にも充分留意すること。特に法第二條の適用その他特殊の例に屬するものは同委員會の議に附した上決定すること、但し同委員會開催の日時俸の都合で保護の實施が遅延するが如きことなきやう充分注意すること。

第三 保護施設に關する事項

一 保護施設を認可しようとするときは、その施設の事業經營及び設備の適否、施設の分布及び利用状況等を詳細調査してこれをなすこと、尙當分の内は豫め當省に協議の上認可をされたいこと。都道府縣が保護施設を設置しやうとするときも、當分の内豫め當省に協議されたいこと。

二 保護施設の規模等は概ね左の標準に合致するものを認可すること、但し現にある救護法、母子保護法又は警察保護法による救護施設、母子保護施設又は警察保護施設で本法による保護施設として認可申請があつたときは、その標準に合致しないときでも特別の事情がない限り、なるべくこれを認可すること。

付 本法による收容保護又は宿所の提供を受ける者を當時十五人以上、その他のものにあつては三十人以上取扱ふものであること。

四 其の施設で本法により保護を受ける者以外の者を取扱ふものであるときは、本法により保護を受ける者が、その取扱総人員の半数以上であること。但しその施設が相当多数の水準により保護を受ける者を取扱ひ又は地方的事情によつてその施設が閉鎖のものであるときは、右の比率に達しないときでも特に認可するも差支へないこと。

五 一 施設内で土地及び建物を區劃して、専ら本法により保護を受ける者を取扱ひ、その部分が右の付に該當するときは、その區劃を限つて保護施設となすも差支へないこと。

六 本法による施設を主たる目的とする養護施設は、養護一名、看護婦一名以上の人的設備及びこれに伴ふ必要な醫務設備を有してゐるものは保護施設として差支へないこと。

七 保護施設は養護法、母子保護法等による救護施設、母子保護施設等より、その範圍が制限され保護をなうするために必要な宿所の提供、授産事業、託児事業等を営むものでも、保護施設となり得ることになつたから、必要に應じこの種の保護施設を設置して、保護の資金を調達すること

八 保護施設の廃止の許可申請があつたときは、その事由、保護又は養護を受ける者の内訳、財産区分等を充分調査したる上これをなすこと、尙その設備費につき國庫補助を受けたものについては他は當省に協議の上右の許可をすること。

九 養護、その施設で保護又は養護を受ける者の保護に要する費用を負担する市町村又は都道府県でこれを負擔することになつたから、保護施設に對し、保護又は養護を委託したときは保護に要する費用と同様、保護施設の経営者に對し支拂ふこと。

十 保護施設を設置又は廢止したときは、直ちにこの旨地方長官において告示するとともに當省に報告すること。

第四 保護に關する事項

一 本法による保護費は、別途増徴される「生活保護法による保護のために支出する費用の額に關する件」に基き最低生活に必要な限りこれを支出することを前提とすること。

二 保護の實施に當つては、劃一的に一定額を給するといふが如き取扱をせず、個々の世帯の實情に即した適切な保護をなすとともに、ただ單に保護をなすに終ることなく適切な生活指導をなすこと。

三 養護、助産等は現下の監督官制にかんがみ單に生活扶助を受けるものみに適用することなく、可及的に廣くこの活用を圖ること。

四 生活扶助の實施に當つては、漫然として金錢を給與するといふやうなことをせず、地方の實情に即應じて、でき得る限り現物給與をなすことに努めること。

五 生活扶助のため前渡しする金錢又は物品は徒らにこれを浪費しないやう指導すること。

六 醫療の範圍は、施行令第四條によつて認められてゐるが、この醫療方針は健康保險における診療方針（昭和十八年三月十二日厚生省告示第一〇五號第三章参照）によること。

七 醫療又は助産を受ける者に對しては、醫療券、助産券又は藥劑券を交付し、これを提示して醫療又は助産を受けさせること、尙醫療及び助産は、この保護の特質にかんがみ、特に迅速に保護の開始をする必要があるので、右の醫療券等は、豫め民生委員等に交付して置く等適宜の措置を講ずること。

八 施行令第六條の規定による醫師、齒科醫師、藥劑師及び産婆の指導は、保護を受ける者が、廣く醫師等の選擇ができるやう、その市町村の醫師、齒科醫師、藥劑師、産婆は勿論隣接市町村その他必要な醫師、齒科醫師、藥劑師及び産婆についても、廣く指導して置くこと。

九 醫療及び助産に關しては、地方長官において、都道府縣醫師會、同齒科醫師會、同藥劑師會及び同産婆會とこの方針、報國の指導等につき協定を遂げ、本法による醫療及び助

産に積極的な協力を求めること。

一〇 生業扶助は、保護の積極的側面をなすものであるから、保護を要する者で、稼働能力を有するものは、その能力の多少にかかはらず、努めてこの力を發揮せしめて、勤勞によつて少額といへども収入の途を得しめ、更に進んでは自活の計を樹てしめるやう、生業扶助の活用によつては格別の創意工夫を凝らすこと。

一一 生業扶助の實施に當つては左の諸點に留意すること。

- (一) 資金を交付したときは、これを生活費等に費消せしめないやう指導すること。
- (二) 技術獲得はなるべく六箇月程度で一定の技能を修得し得られるものを旨途とすること。
- (三) 生業扶助の實施につき、この生業に關し専門的な指導をなす必要があるときは、民生委員等において、關係方面と密に聯絡をとらしめ、積極的に指導をなさしめること。
- (四) 生業扶助の實施によつて保護を受ける者が得られる収入が少額である間は、これを直に生活扶助の額より差引といふが如き措置をとるときは、反つてその勤勞意慾を阻害することになる虞があるから、諸般の状況を考察して便宜即應の取扱をなすこと。
- (五) 生業扶助に資金器具の貸與によつてその目的を達し得られる例が多いから、この制度の活

用をも充分考慮すること。

一 二 救護費、母子保護費及び軍事扶助法において、これらの法令によつて保護を受けてゐた者が死亡した場合に限つて、埋葬費を支出することができることになつてゐたが、本法においては、保護を受けてゐない者が死亡した場合に、必要があれば埋葬扶助をまし得ることになつてゐるから留意すること。

一 三 居住地がないか又は居住地が明らかでない者が收容保護を受け又は保護施設において宿所の提供を受けることになつた場合は、施行令第二十条の規定によつて收容又は宿所の提供を受ける保護施設のある地が、その者の居住地となるものでないから、保護に要する費用は、收容又は宿所の提供を受けることになつた後一箇年を経過しても都道府県の負擔であること。

一 四 居住地がない者又は居住地が明らかでない者に對する保護を怠りして、警察に他の市町村に送致するが如きことのないやう、殿に指導すること。

一 五 結核預防法、癩病預防法、精神病院法、精神病者保護法、少年救護法、行状病人及び精神死した人救護法、各種の社會保險又は共済法令その他の特別法による保護又は給付は本法による保護と優先するから、これらの法令によつて保護又は給付される部分については、本法による保護はこれをなさないこと。

第五 其他の事項

- 一 法第三十三條については、本人からこの保護の申出があつた場合か又は返還せしめることが公序良俗に即する如き場合に適用すること。
- 二 法第三十五條の規定による物品の賣却は、その物品の歸屬者がないとき又はその歸屬者と歸屬せしめることが困難な場合にこれをなすこと。

生活保護法による保護等のために支出する

費用の程度に關する件

(昭和二十一年九月十六日厚生省發社務第七號各地方長官宛厚生省社會局長長依命通達)

前記の件に關しては左記事項を了知の上その取扱ひに遺憾なきを期せられたるが、命によつて適應する額は左の各款によること。

- 一 養護のため支出する費用は、最低生活に必要な限りはこれを支出するのであるが一應その基準額は左の各款によること。
- 二 生活扶助のため支出する費用は、一應別表の基準額の範囲内とすること。
- 三 醫藥のため支出する費用は、保護施設を除いて、その他のものにあつては昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六號「健康保險及船員保險ノ療養ニ要スル費用並ニ國民健康保險組合ノ事務ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用ノ額ノ算定方法」によること。但し算定方法に規定のないものについてはその實費を支出すること。
- 四 保護施設にあつては、右の額の一割五分別額とすること。

- （四）助産のため支出する費用は、保護施設を除いてその他のものにあつては一人につき四〇圓以内とし、保護施設にあつてはその一分五厘程度とすること。
 - （五）警察又は助産の場合における看護のため支出する費用は、その實費とすること。
 - （六）生業扶助のため支出する費用は、生業に必要な資金、器具、資料の給與又は貸與の場合にあつては、一人につき一、〇〇〇圓以内とし、生業に必要な技能修得の場合にあつては、一人一日につき一圓三十五錢以内とすること。
 - （七）葬祭扶助のため支出する費用、生活保護法第十七條第一項の葬祭費及び同條第二項の規定による葬祭のため支出する費用は、一件につき二〇〇圓以内とすること。
 - （八）保護を受ける者に特別の事由があつて前項（一）及び（四）乃至（六）の基準額により難いときは、さしあたり左の方法により、基準額を超えて保護に必要な額を支給することができる。
 - （九）基準額を超えて支給しようとする場合は、市町村長よりその世帯の生活状況調査及び事由を具して地方長官に認可の申請をさせること。
 - （十）基準額を超える額が基準額の二割以内の場合は地方長官これを認可して差し支へないこと。
 - （十一）基準額を超える額が（十）の割合を超える場合は、地方長官は一件書類を具して厚生大臣の承認を受けた上これを認可すること。
 - （十二）経済事情の變化その他の事由により地方長官の定めたる基準額を改正する必要がある場合は、一件書類を具して地方長官は厚生大臣の認可を受けること。
 - （十三）第一項の（一）乃至（六）の基準額の範囲内で定める場合及び第二項の（一）の取扱を定める場合は、別段の認可申請を俟たず厚生大臣の認可ありたるものとして取扱ふこと。
- 告示をなした場合にはその寫を添付して當省に報告すること。

六〇

附 録 民生委員令

- 第一條 民生委員は、社會の福祿を増進することを旨とし、仁愛の精神により保護誘導のことに従ふ。
- 第二條 民生委員は、市町村（東京都の區のある區域においてはその區域とする、以下の規定に於いても同様である）の區域にこれを置く。
- 第三條 民生委員の定数は、地方長官が關係市町村長の意見を徴して、市町村の區域毎にこれを定める。
- 第四條 民生委員は、地方長官の推薦によつて、厚生大臣がこれを委嘱する。
前項の地方長官の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦委員會が推薦した者について、都道府縣に設置された民生委員銓衡委員會の意見を徴してこれを行う。
前項の民生委員推薦委員會及び民生委員銓衡委員會の組織は、厚生大臣がこれを定める。
- 第五條 民生委員は名譽職とし、その任期は三年とする。但し特別の事情があるときは、任期中であつても、これを解任することができる。

第六節 民生委員は、市町村内において、指定の区域又は事項を分かつて、その職務を履行するものとする。

第七條 民生委員の職務は次の通りである。

- 一、生活状態を調査すること。
- 二、困難を要する者を適切に保護救済すること。
- 三、救済施設と密接に連絡し、その機能を扶けること。

民生委員は前項の職務を行ふ外、必要に応じて、生活の指導を行ふ。

第八條 民生委員は、その職務に關して、地方長官の、指導資料を受けける。

第九條 民生委員は、町村においてはその區域に、市（東京都の區のある區域においてはその區域とする）においてはその區域に分かつて、民生委員會を組織しなければならぬ。

前項の區域により設け特別の事情がある場合は、別にその區域を定めることができる。

前二項の規定によつて民生委員會を組織する區域は、地方長官が、關係市町村長の意見を徴してこれを定める。

第十條 地方長官は必要があると認めるときは、關係市町村長（東京都の區のある區域にかぎらず）

は縣長とする。以下の規定においても同様である。其の他適當な者を、民生委員に知わしめることができる。

關係市町村長又はその委任を受けた者は、民生委員會に出席し、且つ意見を述べることが出来る。

第十一條 民生委員會の任務は次の通りである。

- 一、民生委員が擔當する區域又は事項を定めること。
- 二、民生委員の職務に關する連絡及び統制をなすこと。
- 三、必要な資料又は情報の蒐集をなすこと。
- 四、民生委員の職務に關して具體的意見を發すること。
- 五、その他民生委員の職務遂行に關して必要な事項を處理すること。

民生委員會は、民生委員の職務に關して必要と認める意見を、關係各區に具申することができる。

第十二條 關係市町村長は、民生委員に對して必要な指示をすることができる。

第十三條 町村制を施行しない地においては、この命令中、町村に關する規定は、町村に準ずるもの

のに、町長に關する規定は、町村長に準ずるものにこれを適用する。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

方面委員令はこれを廢止する。

この命令が施行せられた際に、現に方面委員令による方面委員の職にある者は、この命令が施行せられた日から、この命令による民生委員を、委嘱せられたものとみなす。この場合、その任期は、三年を超えない限度において、その者の方面委員としての残りの期間とする。

前項後段の場合においてもこの勅令の第五條但書の規定を適用することができる。

少年救護法施行令を次のように改正する。

第九條中、第一項及び第三項を次のように改め、第三項を第五項とする。

少年救護委員は民生委員令に依る民生委員を以て之に充つ。

前項の規定に依り定むる者の外地方長官必要ありと認むるときは別に少年救護委員を選任することを得。

少年救護委員は名譽職とす。

第二項の規定に依り選任せられたる少年救護委員の任期は三年とす、但し特別の事由あるときは任期中と雖も之を解任することを妨げず。

昭和二十二年三月十五日發行

(非賣品)

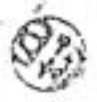
東京都千代田區丸の内二ノ二

財團法 同人 胞 援 護 會



五
二八

文部省
育局長



事務課長

各専門長

生徒課長

櫻園
校長

軍關係者出身者ノ入ニ係スル件
 前件ニ係ルハ四月二十二日附ヲ以テ取敢ヘズ廻顧致シ直轄
 ヲラレ居ルコトト存ゼラルルモ目下退任職員人及生徒、外引
 者ニ係ル短功業務有テ目的トスル事モ右等ニ係ル出身
 者ノ入ニ係ル事ニ含ムヤ否ヤニ合宜命令部ト折衝中ニ付左
 記何分ノ指示アルマデ措一セラレ候

記

一五

一、該ニ合格者ヲ發表セラルル
 右等修科ヲ含メ軍關係者出身者ノ入ニ係ルガニ在在候
 事ニ係ル場合ハ軍關係者出身者ノ入ニ係ル事留スルコト
 ニ合格者未決定ノ
 何カノ指示アルマデ合宜命令部ト折衝中ニ付左記何分ノ指示アルマデ措一セラレ候

資料一三號

五
十六
三八號

昭和二十二年五月七日

文部省科學教育局

人文科學委員會委員長

校長

啟

人文科學委員會第二部(史學)學術大會開催に

文部省は、人文科學の正しく發達し普及を目的とし、昨年九月
人文科學委員會を設置し、その下に、(一)同委員會議第二部(史學)
學術大會、(二)同講演會を別設し、委員の長より、五月二十九、三十
三十一日、三日間の日程で開催することになり、その際、貴校の所屬の
研究者各氏の御同席を希望し、出席していただくことになり、取
計願ひいたします。

人文科学会复会第二回(文学)學術大會

一日本史新會(昭和二十二年五月二十三日)前在行於上野科古博物館

第一日

日午古八月信附(同日)

日午武部(舟塚)古漢群(同休)

新羅方言(三書)平年移入(八)

所謂大塚無形(神和)成立(二)

東城傳燈目錄(一)先下(今東城)傳燈(共向)

及記録(寺)樹立

備内政(今)製田

鎌倉幕府(守護)

中世(流行)於(下)氏神(一)并

鎌倉武人(信)所(形)態(一)并

早大特別研究(土)水野(一)社

天城山(龍)及(後)皇崎(一)卓

德島(師)院(後)田中(務)藏

東京(高)師(院)後(家)永(三)郎

史料(編)纂(所)千三(光)良

史料(編)纂(所)竹内(理)三

史料(編)纂(所)松(裕)行

史料(編)纂(所)佐藤(進)一

東京(文)理(大)的(教)授(和)形(森)太(郎)

大谷(大)學(予)科(教)授(藤)島(達)郎

第二日

中世、宇治の...

新編地誌の概念の...

中世末期の足利公卿の経済生活

狸汁

長流國寶記と異稱日本併

オノミツノ奇蹟の...

江戸時代の入札の和會意識の考察

近世の史料の近代史研究の主要傾向

高倉九郎の日記と第三民衆運動の史料

林産経済の史料の動物資源の史的考察

瓜敷と其の藝術

史料論纂評 新成第2

史料論纂評 安田元久

東京文理大講師 芳賀幸四郎

史料論纂評 奥野高廣

立命館大教授 今井啓一

史料論纂評 岡田章雄

東京文理大 甲元武士

史料論纂評 松島榮一

東京文理大教授 中本實

日本学術振興會 島村正雄

同志社大助教授 石田一良

一、東洋史学会(昭和二十二年五月三十一日)予前大略、於此、書寫、一長、

第一日

後漢、侯王

魏書宋國傳の可成リフニネの問題

北魏の四制の...

耶馬臺園の...

唐八、関津

寒食名

吐蕃、送國

雲南の蛮族の阿多ハハの鳥雲白雲梅竹の...

至徳年以中校教授

一高尾校

東京文理大教授

慶大名誉教授

東方文化学院

東洋大学教授

東京一軒花教授

東京一軒花教授

鎌田重雄

櫻一雄

清水金次

橋本増彦

青島定雄

守屋美津雄

伊藤仙太郎

白鳥芳郎

第二日

中國民間道教思想の特質

京都燕京大学

東京文理大講師

大阪商大史料教授

過半、天

山根徳太郎

天子宗政制度

中國天主教の信仰態度に關して

浙江武義の成立に關して

米國と幕末の琉球

清州の石匠蘇麻のこころ

日清戰爭の官制と中國人の動向に關して

臺灣の研究

一 臺灣の神祕のこころをめぐって

大谷大學予科教授

東洋文庫

東京文理大助手

駒澤大學教授

東京文理大助教授

小形高秋助教授

東京文理大助教授

一 臺灣の神祕のこころをめぐって

野村俊勝

矢澤利彦

田中正美

志井入慧

山崎 宏

佐藤三郎

直江 廣治

一 西洋史部會 (昭和二十二年五月三十日午前九時於上野帝國學堂一樓)

在園則より訂建別(の)發展過程に關して。日
歐の比較研究

主命館大講師

丹越康壽

(西洋史部會の日は不致各参加(是迄))

一 民俗學・民俗學・人文地理學部會 (昭和二十二年五月二十九日午前九時於上野帝國學堂一樓)

貝塚の史年(日本永年氣候變化論)

福島縣繁城町奥石貝塚の發掘遺物に關して

南関東地方の古くは早期縄文文化に關して

彌生文化のこころをめぐって

中國民俗學研究の動向

石象集團の機能に關して歴史の考察

國民信仰と民俗學

祭祀組織と民俗學的研究

音韻の傳播

漁村のこころをめぐって

定城縣人口増加率の地域的考察

一 東北地方の人口増加率の研究(一報)

慶應大學

早大高師部講師

民俗學研究所

民俗學研究所

八高教授

東京文理大助教授

文部省痛託

民俗學研究所

民俗學研究所

民俗學研究所

定城縣助教授

一 東北地方の人口増加率の研究(一報)

西岡 秀雄

正 衛

言 田

杉 原 正 介

登 田 正 一

宇 野 重 夫 太 郎

一 郎

萩 原 龍 夫

敬 告

櫻 田 勝 徳

河 辺 一 郎

青 藤 十 郎

及古代地理の課題

聚落の社会構造と地形の観に於ける地図

京都府下重松房の南坂と現状

本邦火災の歴史とその利用問題

近世新田の村落とその問題と人文地理学的研究

立命館大教授

東京文理大助手

京大助教授

明大講師

東京高師教授

浅香 幸雄

一橋岡謙三郎

尾崎川正平

織田武雄

渡辺 謙

一 公開講演会 (昭和二十二年青年一日午後二時)

六國文化の発展

東大教授

坂本 冬郎

漢学本定

文学博士

宇野 浩二

岡本 三井 橋本 木曾 大木 松尾 木村 高尾 尾谷 宝谷 雨谷 小林 木村 出井 不持
監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修
監本
(橋本) **(木曾)** **(大木)** **(松尾)** **(木村)** **(高尾)** **(尾谷)** **(宝谷)** **(雨谷)** **(小林)** **(木村)** **(出井)** **(不持)**

山本 川上 原田 山本 川上 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本
監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修
監本
山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本
監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修
監本
(山本) **(川上)** **(原田)** **(山本)** **(川上)** **(山本)** **(山本)** **(山本)** **(山本)** **(山本)** **(山本)** **(山本)** **(山本)**

山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本
監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修
監本
山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本
監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修
監本
山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本 山本
監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修 監修
監本
(山本) **(山本)** **(山本)** **(山本)** **(山本)** **(山本)** **(山本)** **(山本)** **(山本)** **(山本)** **(山本)** **(山本)** **(山本)**

本日文部省科学局教育局長より別紙の通り申越
す。おらより承知の上研究の節理の旨は至急お便
申下さ。

五月十日

田島

III. 方程式 $\frac{x}{\sqrt{x^2+a^2}} + \frac{x-c}{\sqrt{(x-c)^2+b^2}} = 0$ を解け. 但し $a > 0, b > 0$ デアツテ, 且ツ

$a \neq b$ 及ビ $c \neq 0$ トスル.

$$\frac{x}{\sqrt{x^2+a^2}} + \frac{x-c}{\sqrt{(x-c)^2+b^2}} = 0$$

$$\frac{x}{\sqrt{x^2+a^2}} = -\frac{x-c}{\sqrt{(x-c)^2+b^2}} = 0$$

両辺を平方スル

$$\frac{x^2}{x^2+a^2} = \frac{(x-c)^2}{(x-c)^2+b^2}$$

$$\frac{x^2+a^2}{x^2} = \frac{(x-c)^2+b^2}{(x-c)^2}$$

$$1 + \frac{a^2}{x^2} = 1 + \frac{b^2}{(x-c)^2}$$

$$a^2(x-c)^2 = b^2x^2$$

$$a^2x^2 - 2a^2cx + a^2c^2 = b^2x^2$$

$$(a^2-b^2)x^2 - 2a^2cx + a^2c^2 = 0$$

$$x = \frac{2a^2c \pm \sqrt{4a^4c^2 - 4(a^2-b^2)a^2c^2}}{2(a^2-b^2)}$$

$$= \frac{2a^2c \pm \sqrt{4a^4c^2 - 4(a^2-b^2)a^2c^2}}{2(a^2-b^2)}$$

$$= \frac{c \pm \sqrt{c^2 - (a^2-b^2)}}{a^2-b^2}$$

此即チ此ノ 原式ノ 分母ヲ 0 トシテ得ル 式ニ 等シキ.

$$\frac{c \pm \sqrt{c^2 - (a^2-b^2)}}{a^2-b^2}$$

IV. 等比級数 $1, \frac{9}{8}, (\frac{9}{8})^2, \dots$ ノ和ヲ 592 ヨリモ大キクスルタメニハ初メカラ幾項以上

ヲ取ラナケレバナライカ. 但シ $\log 2 = 0.30103, \log 3 = 0.47712$ トスル.

$$592 < \frac{1(\frac{9^n}{8^n} - 1)}{\frac{9}{8} - 1}$$

コレヲ 變換シテ

$$\log 592 < \log \frac{(\frac{9^n}{8^n} - 1)}{\frac{9}{8} - 1}$$

$$\log \frac{(\frac{9^n}{8^n} - 1)}{\frac{9}{8} - 1} = \log \frac{9^n}{8^n} - \log 10 - \log(\frac{9}{8} - 1)$$

$$= \log(\frac{3^2}{2^2})^n - \log 10 - \log \frac{1}{23} + \log 10$$

$$= 11 \log 3^2 - 21 \log 2^3 - \log 3^3 + \log 2^3$$

$$= 22 \log 3 - 3 \log 2^3 - 3 \log 3 + 3 \log 2$$

$$= (22 \log 3 + (1-21)3 \log 2$$

$$\log 592 = 592 \text{ ヲヨモ大キク}$$

$$\frac{2 \log 592}{2} = \frac{2 \log 96}{2} = \frac{2 \log 48}{2} = \frac{2 \log 24}{2} = \frac{2 \log 12}{2} = \frac{2 \log 6}{2} = \frac{2 \log 3}{2} = \log 3$$

$$\log 592 < \log 2^3 \times 3$$

$$2,40824 + 0.47712$$

$$2,40824 + 0.47712$$

$$2,40824 < 0.05115 \times 2$$

$$2,40824 < 0.05115 \times 2$$

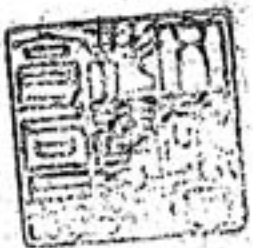
$$2,40824 < 0.05115 \times 2$$

一六六
發科九號

五
九
三
二

昭和二十二年四月二十二日

文 部 省 科 學 教 育 局



小橋 経済 専任 教授 殿

昭和二十二年年度科學研究費による人文科學關係研究調査の
第二次提出について

昭和二十二年一月八日附發科二號を以て貴學（校・所）に照會した「文
部省科學研究費による研究事項の提出」について重ねて貴意を得たいと
思います。

このたびの人文科學關係研究調査の提出状況をみるに、研究機關によつ
ては文部省科學研究費による研究の趣旨が一般研究者にまだ十分に徹底
していないのではないかという感じがいたしますが、これは人文科學の
研究の振興上甚だ遺憾に存じますので、人文科學關係については特に第
二次の研究事項の提出をお願いすることにいたしました。

ついでには文部省科学研究費による研究について書学（校・所）研究者に
一層周知せしめられ、研究希望者で研究調査未提出の向がありましたら五月
末迄に學術研究會議（東京都台東區上野公園帝國學士院内）宛に御送
付下さるようお願いいたします。
なお研究調査の様式は別紙の通りです。又、切期日後到着の分は受け
かねますから御諒承下さい。

理科十號

昭和二十二年四月二十二日

文部省科学教育局人文科学研究課長

小橋 經濟專門学校 校長 殿

昭和二十二年度科学研究費について
同封の局長よりの通知で留意を得た「文部省科学研究費による研究」に
ついて特に書学の人文科学の研究者に周知徹底された上、五月末日迄
第二次の研究事項の提出をお願いしたのでありますが念のため左記の事項につ
いて御留意願います。

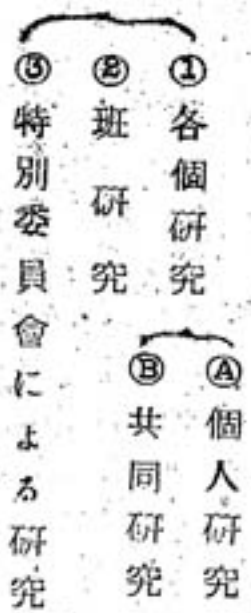
記

一、本研究は主として基礎的研究に關し國家の重要研究事項を、研究機關
に分擔研究させる事をたてまえとするものであります。

従つて研究費はいつたん貴研究機関長に對して令達（支拂）になりま
すがこれが使用はあくまで實際の研究者がその研究の目的達成の爲に
なされるべきものであります。

一、科学研究費による研究は大體次の如く三種に分かれます。

科学研究費による研究



右のうち③の研究特別委員会による研究は、緊急に研究を要するもの
につき學術研究會議に「研究特別委員会」を設置して行うものであり
ます。なおこの委員会は二つ以上の部にまたがることを必要とします。
①の各個研究は更に之を「個人」と「共同研究」に分ちます。「個人
研究」は一人によつて行われるものであり、「共同研究」は研究事項
が二人以上の研究者によつて行われるものであります。

②の班研究は、研究事項が二つ以上の研究機關によらば研究を遂行し
得ない場合にのみ組織されるべきものであります。従つて今回研究事項
の提出を御依頼するのは③を除いた研究即ち①と②であります。が經費
の關係上第二次募集に於いては①を期待する次第であります。

一、文部省科学研究費は人文科學關係については昭和十八年度に始めて二
十萬圓計上され同二十一年度に至つて漸く一七〇萬圓に増額を見たに
過ぎなかつた爲、研究希望者の意を十分満たし得なかつた憾がありま
したが、二十二年度に於ては、大市の増額を見ましたので、八百萬圓
となりました。この中第二次のためには百萬圓を充當するものでありま
す。

一、本研究費による研究の發表は研究が完了した際に「論文」を提出して
いただければよろしく、それまでは毎年度研究経過報告を提出してい
たくことになつています。

（科学研究費要項参照）

追伸

從來文部省科學研究費による研究事項提出に關する通知狀が研究機關に到着した場合、それがその所屬機關の研究者に十分徹底されぬ一例としては、豫科を有する大學等にては學部のみに於て處理し豫科の方に傳達されなかつたり學部に於ても教授會に於ける報告の爲のため、教授會に出席せぬ研究者には徹底を缺き或は教官室に掲示するのみであるため、教官は當研究費に對し果して自己が調書を提出してよいのか否かを知らなかつたり甚だしきは内容を見ずに科學研究費という名稱から自然科學に關する研究に限られたものと速断されて人文科學關係方面の研究者には通知されなかつたり、又この研究費は大學に重點が置かれ高等専門學校では調書を提出しても實際は殆ど採擇されぬものと速断したり或は又、年度末に論文を完成せねばならぬと誤り考へたりしているもの、如くこれを通觀するに文部省科學研究費について眞の姿が各研究機關の研究者に徹底していない例がある様な感じが致

○しますのでお手數ながらこの機會に各研究者に一層周知徹底されて調
書提出につき均等の機會を與えるよう御努力下さるようお願いいたし
ます。

學術研究會各部一覽表

部 番 號	所屬學科名
第一 部	數學・物理學・天文學・地球物理學
第二 部	純正化學・應用化學・農藝化學・藥學
第三 部	地質學・礦物學・地理學
第四 部	動物學・植物學・人類學
第五 部	應用物理學・機械工程學・船舶工程學
第六 部	鑛山學・冶金學・金屬工程學
第七 部	運氣工程學
第八 部	土木工程學・建築學
第九 部	醫學
第十 部	農學・水產學

部 番 號	所屬學科名
第十一 部	林學
第十二 部	畜產學・獸醫學
第十三 部	法律學・政治學
第十四 部	哲學・史學・文學
第十五 部	經濟學

研究の目的及方法

--

昭和二十二年度科学研究費各個人研究調査書			
審査部門	学術研究會議第	部	(14部=アツテハ哲及文(別))
提案機関名			
研究課題		研究担当層	※
従来従った研究費額(共計)年度別		官職氏名	
研究開始期		今年度所掌	
研究終了期		研究費内訳	
研究開始年度		研究完了年度	備考
備考(年度別)			
他の補助申請		現住所	

注意

1. 半紙記載(用紙随意)
2. 必印簿記載事項は必ず英語の併記を要す
3. 備考欄は前年度科学研究費の継続研究に於ては記入を要す
4. 一課題毎に研究費の配分を明記す
5. 研究費の反響を明記す

發科二二號

昭和二十二年一月二十八日

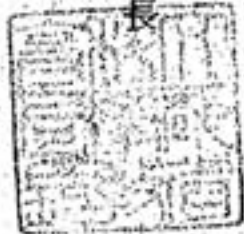
二〇 一七九

青島市立第一
高等師範
校長 櫻井 敬

長

文部省科學教育局長

山崎 經濟專門學校 校長 殿



昭和二十二年度人文科學研究助成金交付について

標記の助成金について、貴機關に屬する研究者で交付を希望される方は、別紙事項及び人文科學研究助成金交付要項了承の上、申請せられるよう、周知徹底かたをお取計い願います。

人文科學研究助成金の交付申請について
人文科學研究助成金は、わが國における人文科學の正しい發達を圖るため、少壯有爲の研究者の研究を助成することを目的としてゐる。
助成金交付を希望する者は、左記により申請されたい。

記

一、被交付者の資格

少壯有爲で將來性のある研究者であること。學歷、職業、身分などの制限はない。

二、研究題目

研究題目の選擇は自由である。

ことにいう人文科學とは、およそ自然科學に屬せざる科學の總稱であつて法學、經濟學（農林經濟學を含む）、史學（地理學民俗學を含む）、哲學、文學（言語學を含む）の諸科學をさす。

三 申請手續

希望者は所定の申請書を文部大臣に提出すること。

四 先

文部省科學教育局人文科學研究課

五 申請期日

昭和二十二年三月三十一日まで

六 審査及び決定

被交付者、研究題目及びその交付金額については、人文科學委員會でこれを審査し文部大臣が決定する。

人文科學研究助成金交付要項

人文科學研究助成金は、人文科學の振興を圖るため少壯有爲の研究者を助成して、その研究を完成に導くことを目的とする。

一 この助成金の交付を受けようとする者は、所定の様式による交付申請書を文部大臣に提出すること。

二 この助成金の交付を受ける研究者、研究題目及びその交付額は、人文科學委員會の審査を経て、文部大臣が定めらるること。

三 この助成金は、前項によつて定められた研究者又は共同研究の責任者に交付すること。

四 この助成金の交付を受けた者は、翌年五月末までに、研究の報告及び所定の様式による助成金報告書を文部大臣に提出すること。ただし、必要があるときは、隨時提出すること。

五 この助成金を受けた者は、研究をやめたとき又は交付申請書の記入

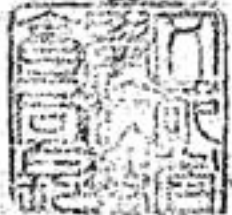
省學二九號

六

四四號

昭和二十二年五月二十三日

文部省學校教育局長



官公私立大學高等專門學校長

殿

教員養成諸學校長

掠奪品の没収及び報告について

このことについて逓合國軍最高司令部より昭和二十一年四月十九日附
宛書（昭和二十一年五月二日附發學二一一號通牒參照）第一項を別紙
の通り訂正方の宛書があつたからこゝに追送する。

連合國軍最高司令官總司令部民間財産管理部長A.C.第三八六・三號（最高司令官閣第一六五二號）
昭和二十二年五月二日

日本帝國政府宛覺書 終戦連絡中央事務局經田

高級副官 陸軍大佐

アレル。エム。レヴィ

掠奪品の没収及び報告の件

一、「掠奪品の没収及び報告」の件に關する昭和二十一年四月十九日附日
本帝國政府宛連合國軍最高司令官總司令部發覺書A.G.第三八六・三號
（最高司令官閣第八八五號）參照のこと。

二右覺書の第一條は茲に左の如く訂正される。

日本帝國政府は、日本武装兵力によつて占領された地域に於て、法律に準據しようとしまいと、又は法律の形式に従はうとする主旨を有つた方法によつたものであらうとあるまいと、強迫によつて、又は没

収、強奪、横領等の不法行為によつて移讓された物件であつて、現在日本に在るすべての見分け得る掠奪品を没し出し、品調べをし、且つ即時押収するよう指令される。

GENERAL HEADQUARTERS

SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

AG 386.3(2 May 47)CP/FP

(SCAPIN 1652).

AF0 500

2 May 1947

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT.

THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT : Impounding and Reporting of Looted Property.

1. Reference is made to memorandum for the Imperial Japanese Government, file AG 386.3(19 Apr 46)CPC/FP, SCAPIN 885, 19 April 1946, subject, "Impounding and Reporting of Looted Property", from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers.

2. Paragraph 1 of subject memorandum is hereby amended to read as follows:

The Imperial Japanese Government is directed to seek out, inventory, and impound immediately, all identifiable looted property which is now in Japan which has been the subject of transfer under duress, wrongful acts of confiscation, dispossession or spoliation, whether pursuant to legislation or by procedure purporting to follow forms of law or otherwise, in areas occupied by the Japanese Armed Forces.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

R. M. LEVY

Colonel AGD,

Adjutant General.

發令二三九號

大

五六

昭和二十二年六月七日

文部省學校教育局



首席書記

官公私立大中小學校校長

教員養成諸學校校長

都道府縣知事

學校における宮城遙拜等について

儀式に際して學校が主催し指導して行われた宮城遙拜、天皇陛下万歳は
今後やめることとする。

また學校の校長及び教員は、學生生徒及び兒童の教育に際し、天皇神格化
の表現を強制したり又は指導したりしてはならない。このことはもとよ
り、學生生徒及び兒童各人の天皇に對する自發的な尊敬の表現を妨げるも

一九

のではない。

なお従來祝日において儀式を行うに際して、學校によつては形式的暨
一的に行われていた向もあるが今後はこれを改め、これを行う場合は
學校の實情に即して例えば運動會、運動會、展覧會又は講話、講演等
を行う、適切に祝日の趣旨を徹底させ、参加者がひとしく喜びを共に
するよう實施されたい。

官會五五號

五
三
四
二

昭和二十二年四月二十五日

首務部長
事務部長
事務部長

文部大臣官房會計



直轄各一部局長
公私立大學、専門學校長

殿



火災の防止方について各位には既に周到な防止対策を講じて、深
注を拂つてゐることと慰料されるが、今なお火災が頻りに起つてゐるから、さう火災の
防に遺憾のないよう、配慮願いたく、重ねて通知する。

なお、今回大塚次官から國有施設の火災の防について別紙寫の通り通達が
あつたから特に留意せられたい。

右命により通知する。

〃〃

寫

藏大二七六號

昭和二十二年三月十二日

大藏次官

文部次官、殿

學校に轉用した國有施設の火災豫防について

當省所管の國有財産で教育派與の見地から學校關係に轉用したものが相當あるが、最近これ等のものについて火災發生の事故が少くなく、從來その豫防については深慮の注意を拂われてゐることとは思われるが、なお今後一層嚴重な御指導と監督を御願ひする。

追つて火災に依つて焼失したものについては官立學校以外については、總て辨償させる方針であるから了知せられると共に官立學校についても、責任者の處分については御通報を願ひたい。右念の爲め申し添へる。

官官五五號

昭和二十二年四月二十五日

文部大臣官房會計課長

直轄各部門局長
公立大學、專門學校長 殿

火災の防止方について各位には既に周到な防止對策を講じて、深き注意を拂つてゐることと思料されるが、今なお火災が頻りに發生してゐるから、さう火災の防止に遺憾のないよう、多量に注意をいたし、通知する。

なお、今回大臣官房から國有施設の火災の防止について別紙寫の通り通達があつたから、特に留意せられたい。
右命により通知する。

庶務課

校内及寄宿寮等ニ對スル火氣取締心得

昭二二、二、三、
小樽經濟專門學校

一、火災豫防ノ爲メ各室毎ニ火氣取締責任者者（以下責任者ト稱ス）

ヲ置クモノトス

二、責任者ハ其室ノ高級者（各寄宿寮ハ寮監）ノ命ヲ受ケ火氣取締ニ當ルモノトス

三、責任者ハ火氣使用中ハ勿論残火處理後ニ於テ易燃質物

等ノ散乱若クハ近接ノ有無及火鉢、灰皿等ノ後始末ニ充分

注意シ火災ノ憂ヲナカラシムルモノトス

四、責任者ハ別記様式ニ依ル木札ヲ火氣取扱箇所ノ入口若クハ

室内見易キ箇所ニ火氣使用中ハ其表面ヲ、残火ヲ處理シ

退出ノ際ハ其裏面ヲ掲出シ置クモノトス

五、常時火氣ヲ使用スル室ニ在リテハ應急防火ニ必要ナル水量ヲ満

セル防火桶及防火資材等ヲ設備シ置クモノトス

六、責任者煙筒、竈、瓦斯其他火氣使用場所ノ設備ニシテ火災

豫防上改修ノ必要アリト認メタルトキハ直ニ本校會計課ニ報告

シ適當ノ措置ヲ講ズルモノトス

七、責任者火氣ヲ取扱ヒタル場合ニ於テハ退出時ニ残火處理ヲシテ別記

様式ニ依ル警告火簿ニ記入ノ上當直員（寮ハ寮務幹事）ニ引継グ

モノトス

當直員寮務幹事、引継ヲ受ケタル時ハ現場點檢ヲナシ更ニ

寢時ニ於テ重テ點檢ヲ行ヒ異狀ノ有無ヲ記載シ翌朝其

三、高級者（寮ハ寮監）ノ認印ヲ求ムルモノトス

八、日勤、巡視ハ校長室、首席教授室、教官室、應接室、受付室

富直室、學友會本部室、其カ長室、生徒喫煙所並ニ門衛所

火氣処理等ニ任ズルモノトス

別記様式

札・木
(表)

○ 火氣
取締責任者氏名

(裏)

○ 火氣處理済

20cm

4cm

警火簿

目日	火氣使用場所	責任者印
	点檢事項	高級者印

昭和二十一年度

警
火
簿

第
一
室

號
室

山
崎
經
濟
專
門
學
校

1. 2. ...

与ハラレタニ次方程式ノ根ヲ夫々 α, β トスルバ $\alpha + \beta = +2$ (1)
 $\alpha\beta = a$ (2)

又題意ニヨリ $\alpha^2 + \beta^2 = 2$

$$\therefore (\alpha + \beta) \{ \alpha^2 - \alpha\beta + \beta^2 \} = 2 \quad \text{依リテ } (\alpha + \beta) \{ (\alpha + \beta)^2 - 3\alpha\beta \} = 2 \quad (3)$$

$$(3) = (1), (2) \text{ヲ代スルバ } 2(4 - 3a) = 2$$

$$4 - 3a = 1 \quad \therefore 3a = 3 \quad \therefore a = 1$$

答 I

50

(2) x, y, z ガ等比級數ヲナシ

$$(b - c) \log x + (c - a) \log y + (a - b) \log z = 0$$

ナルトキハ a, b, c ハ等差級數ヲナスコトヲ證セヨ



(3) $3(y + z) = 4(z + x) = 5(x + y)$ ナルトキ x, y, z ノ比如何

$$3(y + z) = 4(z + x) \quad \therefore z = 3y - 4x \quad (1)$$

$$3(y + z) = 5(x + y) \quad \therefore 3z = 5x + 2y \quad (2)$$

$$(1) \text{ト}(2) \text{トヨリ } z \text{ヲ消去スレバ } 3(3y - 4x) = 5x + 2y$$

$$17x = 7y \quad \therefore y = \frac{17}{7}x$$

$$\therefore (1) \text{ヨリ } z \text{ハ } z = 3x \frac{17}{7} - 4x = \frac{23}{7}x$$

$$\therefore x : y : z = x : \frac{17}{7}x : \frac{23}{7}x = 7 : 17 : 23$$

50

昭和九年度入學試験問題

受 験 地	小、樽
受 験 番 號	378

英 語 (三時間)

評 点	
-----	--

- (イ) 答案ハ各問題ノ下ニ横書スベシ
- (ロ) 書取ハ第一回朗讀ニ於テハ執筆ヲ許サズ
- (ハ) 聴取ハ第三回朗讀後邦語ニテ書クベシ

(1) 次ノ英文ヲ和譯セヨ

Let wealth be regarded by some society of the future as a mere means to the proper ends of human life, and whether it is rich or poor on the whole, its wealth will be fairly distributed, and that society in the pursuit of those ends will be happy and healthy.

富ガ人間生活ヲ通ジテ將來ノ善ノ會合ハ單ナル事柄トシテ是ラレハ
 様ニシタノテハアリマセシム。然レ此會合ニ於テハ何レモ皆ガ
 富ニダグヤ會合イ人タトイフ事ハナイモテ。ソレ將來ノ會合ハ非常ニ
 ヨク盡サレルモハ富テアリソシテ又此等人間生活ノ最後コテ
 續ケ行ハレル會合ハ歡喜ト堅固ト物トナルテアラウ。

(2) 次ノ英文ヲ讀ミ問ノ答ヲ英語ニテ書ケ

Some men and women make their living by holding their breath. Did you ever test yourself to see how long you could hold yours? Men who dive for pearls have to do this every day.

The pearl, which is called "the queen of the jewels," is found inside the shell of some oysters. The oysters in which pearls are found are twice the size of those used for food. These oysters may be found in either fresh or salt water. The most expensive pearls are taken from the salt waters of the Persian Gulf.

- (1) What are pearls used for?
- (2) What is the pearl sometimes called?
- (3) Where are the most expensive pearls taken from?
- (4) What do you call those who make their living by diving?
- (5) How can you tell the oysters used for food from those in which pearls are found?

例：問題 I met Mr. Kato.

解答 Whom did you meet this morning?

- (1) My name is Tanaka.
- (2) I paid ¥500 for my horse.
- (3) I am quite well, thank you.
- (4) The examination will be held in March.
- (5) School begins at half past eight.
- (6) August is the hottest month.
- (7) I usually walk, but if I'm late I sometimes go by tram.
- (8) No, you must not write your exercise with a pencil.
- (9) It is much cheaper to go by train than to travel on foot.
- (10) I have been away for a whole month.

(1) What is your name?

(2) How much did you pay for your horse?

(3) What do you do?

(4) When will the examination be held?

(5) What time does school begin?

(6) What month is August?

(7) What do you go by?

(8) Must I write my exercise with a pen?

(9) Which is cheaper to go by train or to travel on foot?

(10) While have you been away?

III 次ノ文ヲ英譯セヨ。

- (1) 先日一友人にマニラに行つたことがあるかと尋ねられた。
- (2) ラジオがなかつたら、こんなに早く戦況ニュースが聞かれないでせう。
- (3) この戦争が長引けば長引く程、貿易上米英の失ふ方が多くなるだらう。
- (4) 日本から歐洲へ行く船は上海、香港、シンガポール等に寄港する。

(1) The other day I was asked by my friend that I had ever been to Manila.

(2) If there were not radios, we would not have a war news such fast.

(3) The more this war keeps on the more lose United States of America and England in the trade.

(4) The ships from Japan to Europe enter Shanghai, Hongkong and Singapore on its

例：問題 I met Mr. Kato.

解答 Whom did you meet this morning?

- (1) My name is Tanaka.
- (2) I paid ¥500 for my horse.
- (3) I am quite well, thank you.
- (4) The examination will be held in March.
- (5) School begins at half past eight.
- (6) August is the hottest month.
- (7) I usually walk, but if I'm late I sometimes go by tram.
- (8) No, you must not write your exercise with a pencil.
- (9) It is much cheaper to go by train than to travel on foot.
- (10) I have been away for a whole month.

- (1) What is your name? ✓
- (2) How much you paid to buy your house?
- (3) How do you do? ✓
- (4) When do your examination are held?
- (5) What time of the day begin your school?
- (6) What month of the year is the hottest month? ✓
- (7) Which do you go to school, walk or tram?
- (8) Do you think that I write my exercise with a pencil?
- (9) Which is cheaper, to go by train or to travel on foot?
- (10) Where have you been for a whole month?

III. 次ノ文ヲ英譯セヨ。

- (1) 先日一友人にマニラに行つたことがあるかと尋ねられた。
 - (2) ラジオがなかつたら、こんなに早く戦況ニュースが聞かれないでせう。
 - (3) この戦争が長引けば長引く程、貿易上米英の失ふ方が多くなるだらう。
 - (4) 日本から歐洲へ行く船は上海、香港、シンガポール等に寄港する。
- (1) The other day a friend asked me "Have you been Manira?"
 - (2) We shall cannot hear ^{so quickly} the news of war-condition without radio.
 - (3) The more this war is prolong, the more
 - (4) The ship which go to Europe from Japan visit Shanghai, Hongkong and Shingaporel.

例：問題 I met Mr. Kato.

解答 Whom did you meet this morning?

- (1) My name is Tanaka.
- (2) I paid ¥500 for my horse.
- (3) I am quite well, thank you.
- (4) The examination will be held in March.
- (5) School begins at half past eight.
- (6) August is the hottest month.
- (7) I usually walk, but if I'm late I sometimes go by tram.
- (8) No, you must not write your exercise with a pencil.
- (9) It is much cheaper to go by train than to travel on foot.
- (10) I have been away for a whole month.

(1) What your name is 't?

(2) How many money did you pay for your horse?

(3) What she matter are you?

(4) What month does the examination hold?

(5) What time does your school begin?

(6) When is the hottest month?

(7) Do you go to school by tram everyday?

(8) May I write my exercise with a pen?

(9) Which is cheap to go by train or on foot?

(10) Did you stay your home for a whole month?

III. 次ノ文ヲ英譯セヨ。

- (1) 先日一友人にマニラに行つたことがあるかと尋ねられた。
- (2) ラジオがなかつたら、こんなに早く戦況ニュースが聞かれないでせう。
- (3) この戦争が長引けば長引く程、貿易上米英の失ふ方が多くなるだらう。
- (4) 日本から歐洲へ行く船は上海、香港、シンガポール等に寄港する。

(1) One day, I was talked from a one of my friends if I had gone to Manilla since ever.

(2) If there were not the radio in this world, we will not be able to hear the news of war.

(3) This war is longer and longer, then United States of America a

40 British Empire will increase the getting in their transport

(4) The ship which go to Europe from Japan stay once at Shanghai, Hongkong and Singapore.

例：問題 I met Mr. Kato.

解答 Whom did you meet this morning?

- (1) My name is Tanaka.
- (2) I paid ¥500 for my horse.
- (3) I am quite well, thank you.
- (4) The examination will be held in March.
- (5) School begins at half past eight.
- (6) August is the hottest month.
- (7) I usually walk, but if I'm late I sometimes go by tram.
- (8) No, you must not write your exercise with a pencil.
- (9) It is much cheaper to go by train than to travel on foot.
- (10) I have been away for a whole month.

- 91
- (1) What is your name?
 - (2) What money did you pay for your horse?
 - (3) How are you?
 - (4) When will be held the examination?
 - (5) When does your school begin?
 - (6) What is the climate in August?
 - (7) Do you walk usually, what do you take care if you are?
 - (8) Must I write my exercise with a pencil?
 - (9) Which is cheaper to go by train or to travel on foot?
 - (10) What is the month have you been away?

III. 次ノ文ヲ英譯セヨ。

- (1) 先日一友人にマニラに行ったことがあるかと尋ねられた。
- (2) ラジオがなかつたら、こんなに早く戦況ニュースが聞かれないうでせう。
- (3) この戦争が長引けば長引く程、貿易上米英の失ふ方が多くなるだらう。
- (4) 日本から歐洲へ行く船は上海、香港、シンガポール等に寄港する。
- (1) A friend of mine asked me "have you ever been to Manilla?"
- (2) If there were not radios, I should have not listened news of battles so quickly.
- (3) The longer the fighting, the more will the export and import of America and England.
- (4) The steamer that it goes to Europe from Japan drops in at Shanghai - and Hongkong and Singapore.

例：問題 I met Mr. Kato.

解答 Whom did you meet this morning?

- (1) My name is Tanaka.
- (2) I paid ¥500 for my horse.
- (3) I am quite well, thank you.
- (4) The examination will be held in March.
- (5) School begins at half past eight.
- (6) August is the hottest month.
- (7) I usually walk, but if I'm late I sometimes go by tram.
- (8) No, you must not write your exercise with a pencil.
- (9) It is much cheaper to go by train than to travel on foot.
- (10) I have been away for a whole month.

- (1) Who are you?
- (2) How many money do you paid for your horse?
- (3) How do your health?

- (4) What time does your school begin at?
- (5) What month hottest is?
- (6) What do you usually go to there by?
- (7) May I write my exercise with pencil?
- (8)
- (9)
- (10)

III. 次ノ文ヲ英譯セヨ。

- (1) 先日一友人にマニラに行つたことがあるかと尋ねられた。
 - (2) ラジオがなかつたら、こんなに早く戦況ニュースが聞かれないうでせう。
 - (3) この戦争が長引けば長引く程、貿易上米英の失ふ方が多くなるだらう。
 - (4) 日本から歐洲へ行く船は上海、香港、シンガポール等に寄港する。
- (1) "Have you enough gone to Manira?" a my friend asked me the other day.
 - (2) If we have not radio, we shall can not know as soon as news about the war.
 - (3) If this battle takes longer and longer times, America and Britain will lose a great deal than their gain on trade.
 - (4) The ship that sail from Japan to Europ usually stop in Sanshai, Hongcon and Singapor etc..

三月十七日 受付 四二

首席教授

教務部長

校長

會計課長

監事 會部局長

學生部長

火災防止方について、しほしは報告して来たのであるが、依然その
 発生を防止することができないばかりでなく、益々増加の傾向にある
 こと、まことに寒心に堪えない。既に文部省行政監察委員会におい
 ても、火災防止方に関し詳細な報告書を文部大臣あて提出してゐる
 こと、御存知の通りである。
 いうまでもなく、貴重な資料施設を損失すること、字校の運営を混
 乱せしめ、目下進めつつある學則改革の突進にも重大な支障をきたす

もので、國家の大きな損失といわなければならぬ。
 従つて、實は百回厳正に批判せられ、その責任は当然追求せられなけれ
 ばならないのであつて、今後については、最重な処罰処分を免れること
 して、できないものと考えなければならぬ。
 各課長、火災による恐るべき損害とその責任の重大性とを深く認
 識せられ、いやしくも失火などの落度のないよう、左記御留意の上、万
 全の注意を講ぜられることを切望して止まない。
 なお、實務部の具体的な防火対策の状況を、必ず三月十日までに本
 省會計課長宛報告せられたい。

一 職員に對し防火思想の普及徹底と、精神の高揚とを期すること。
 勤務場の高揚と責任感の感作がなされては、いかに物的防火
 施設が充實されても、失火はこれを根絶させることができないこと。

二 速に有効適切な防火対策をたて、且つ、これを形式的を計画に止めることなく、全職員全学生生徒の協力機勢を整備し必ず実行に移すこと。

三 職有財産の監守者を確保に任命し、監守者に、その責任の重大なことを自覚させること。

四 焼失雑物の復旧は、予算及び資材の関係上全く困難であるから、今後事情によつては、臨時の措置がとられる場合があること。

五 従来「漏電」の名のもとに責任が回避せられたのでは、いふべきと察われ、場合があつたが、今後は漏電に至る過程において、損傷部

分の細目その他の電氣設備管理に萬全の措置をとらなかつたことも、当該の責任を問われ、ものであること。又ことさらには暴行を働して時限に名をかりるようを責任回避は絶対に許されぬこと。

六 失火責任の所在を明らかにし、責任者（職員及び生徒）を特定し、分すこと。

七 火災の防止方についての昭和二十一年十二月十九日発令二五八号

次官通知、昭和二十二年二月六日発令二五八号會計課長通知、同月四日二十五日官令五五号會計課長通知及び「学校雑物の防火について」のパンフレットに於て留意すること。

右パンフレットには、施設と設備の両面から具体的な防火対策が指示されているから、これが利用の徹底方を促していること。

八 施設の巡回を厳重にし、特に火氣のある箇所を注意させること。巡回の巡回の申請において、危険箇所を重点的に調査すること。

九 又部教育施設局出張所を巡回し、火災危険箇所を点検調査すること。

十 寄宿舎の採暖設備として寮内の一至又は数室に「ストーブ」又は「火鉢」の設備をし、一定時間を限つて採暖させるようとし、自室、廊下、火氣の使用を一切禁ずること。違反者に対しては、停止、放逐、厳重処分を行うこと。

十一 生徒の目次所を一定して、炊事所必ず同一場所以て行うように指導すること。違反者に対しては、前向き指導嚴重な処分を行うこと。

十二 一宗ごとく防火責任者を定めていても、これを単に形式的なものとしていた同が多いが、これらの苦慮に対しては、その責任を厳格させ、火氣取締を嚴重に行わせるよう指導すること。

十三 最近同宿舎について、学生生徒の自治と称し、宿舎を寮内に立ち入りせないような学校があるが、このような状態では、火災防止についての監督不可能であるばかりでなく、学生生徒の訓練は老うていけることかきまない。この際、諸有財産の管理保全の責任と同宿舎の経営との区別し、誤った観念を是正するよう指導すること。

十四 本宿舎において、防火対策に要する予算の措置について計画中であるが、取りあえず、同宿舎建物緊急防火設備調査に要する総額として、昨年十一月予備費から十一万五千円の使用が認められ

たので、現在各地巡回調査中であつて、その結果によつて、補修費として一括大規模に予算安否とする予定であること。

昭和二十三年一月

種別	私立		国立		計
	校舎	その他	校舎	その他	
火災	1	1	1	1	4
火災の遺失	1	1	1	1	4
火災の推定	1	1	1	1	4
火災の不明	1	1	1	1	4
計	3	3	3	3	12
合計	8	2	3	7	20

種別	私立		国立		計
	校舎	その他	校舎	その他	
火災	1	1	1	1	4
火災の遺失	1	1	1	1	4
火災の推定	1	1	1	1	4
火災の不明	1	1	1	1	4
計	3	3	3	3	12
合計	8	2	3	7	20

細則学校
で借用
中の失火

(第二表)

直轄各學校火災月別別		自昭和二十年一月一日起至昭和二十三年一月一日	
区分	件数	区分	件数
一月	六	二月	二
二月	一一	三月	九
三月	四	四月	十
四月	一	五月	四
五月	八	六月	一
六月	七	七月	二
七月	一	八月	一
八月	一	九月	一
九月	一	十月	一
十月	一	十一月	一
十一月	一	十二月	一
十二月	一	計	四一
計	四一		

(第三表)

直轄各學校火災月別別		自昭和二十年一月一日起至昭和二十三年一月一日	
区分	件数	区分	件数
研究室、実験室、工場	七	校舎	一一
図書室	一	寄宿舎	一六
演習舎	一	その他	五
計	四一		

(四)

直轄學校 (學校部) 次英領位圖 (自昭和二年一月) 至昭和三年一月

種類	校數	學生數
高等學校	二	一、二
高等師範學校	一	一
高等女子學校 (女高)	一	一
各級學校	一	一
計	五	五

発注一七八号

六

九七

昭和廿二年六月六日

文部省社会教育局長

校長



殿

展覧資料の製作・修理・展示法講習會について

今度社団法人日本博物館協會と共同主催の下に別紙要項の通り博物館
並に同種施設従業員、学校教職員及び一般展覧従業者の爲め上記
講習會を來る八月四日より同十日まで七日間東京都台東区上野公園内
国立博物館及び東京科学博物館で実施致しますから右関係者かなるべ
く多量出席懇請されるより御効勝に預りたく特に御依頼申上げます。

二一

展示資料の製作・修理・展示講習會要項

一 開催趣旨

海外の大きい博物館では地階の裏屋裏に種々な工作室があり、多数の専門技術員がお
て保水・發掘品の加工・復原、陳列資料の製作・修理及び展示の準備作業等に當つてお
るが、本邦のやうに一般に小規模の博物館では個人や技術員を有せず、また館員にこ
の種の専門的知識を以しすために、高易な工作のほかは多くは小から館外の專業者に委託
してその作業を監督するに過ぎず、時に貴重な資料の保存・修理などの方法とあやま
ることと現狀であるのは、はなはだ遺憾にたへぬところである。こゝから技術的方面の知
識・技能はひとり博物館員にとりて必須なるのみならず、學校教職員、特に科学及び技
術教育担任者に缺くべからざるものであり、また一般展覧業者にも、必ず重要視さ
へべきものである。本邦展覧事業の大きい缺陷の一つは、従来かうした技術的方面からは
はなはく閑却され、専門技術と担当する堪能な従業員のみはめりて乏しいことである。
こゝに文部省と日本博物館協会とが共同して本講習會を開催することとし、これは、この
不備を補ひ、現下の急務にも本邦博物館及び學度教育施設その他一般展覧事業の進
展に寄與せんとする趣旨にほかならぬのである。

二 主催者

文部省 共同主催
社団法人 日本博物館協会

三 期日

昭和二十二年八月四日(月)より十日(日)まで七日間

四 會場

東京都台東区上野公園内 國立博物館及び
東京科學博物館

ロ、油繪の保存・手入及び修理(實演)(三時間)

山下 登

ハ、彫刻の修理(一時間) 文部技官 小林 剛

ニ、工芸美術品の保存・手入及び修理(二時間)

国立博物館嘱託 溝口 三郎

ホ、漆工の修理(三時間)

文部技官 矢島 恭助

一、へ、歴史的記念建物・家具・調度類の保存・整備及び展示(三時間)

文部技官 大岡 實

(六) 博物館工作に必要な薬品類について(一時間)

文部技官理学博士 朝比奈貞一

標本・資料の保存・修理・展示等に必要なる一般化学薬品の使用法——薬品類取扱

上の注意

(七) 博物館標本の寫真撮影法(一時間)

文部技官 中山 道雄

(八) 見 學 主要博物館その他

六 聴 講 者 一、各博物館並に同種施設従業員、學校教職員、百貨店従業員等

七、講習料及び實習材料費 講習料は無料とす、但し場合により実費を徴収するにあり

八、聴講申込 聴講希望者ははがきに住所・氏名・勤務先及び職名を記して「聴講」の達書を、東京都台東区上野公園国立

博物館内日本博物館協会宛七月二十日までに送附のこと

	期	公
理	间	用
由	月	證
	日	
	至	自
	時	時
	分	分
印		

發施一二九號

六

六三

昭和二十二年六月十五日

文部大臣官房臨時教育施設部長

文部大臣官房臨時教育施設部長



校長

直轄 専門學校以上の公私立學校校長
知事 支所長(大阪出張所長を含む)

學校建物の防火について

學校建物の火災防止についてはかねがね御注意願つているところであるが未だ絶滅を見るに至らずかへつて火災の頻發する傾向にあるのは誠に遺憾に耐へない次第である。

このため當部に於てパンフレット「學校建物の防火について」を作成したので左記部數を同封送付する。學校防火の資料として充分活用し火災の絶滅を期されたい。

記

二二

地方廳

地方廳五部市及地方事務所各一部

直轄學校

一部

公私立(専門學校以上の)學校

一部

支所(大阪出張所を含む)

二部

昭和二十二年四月

學校建物の防火について

文部大臣官房臨時教育施設部

第一表 公私立學校建築物火災焼失坪数統計表

年 度	全災害坪数	全災害坪数の中 火災焼失坪数	%	當時の相 対見込額
昭和14年	55,801坪	23,316坪	42%	3,018,037円
◇ 15年	19,409	17,030	88%	2,495,257
◇ 16年	30,509	22,903	75%	3,437,511

學校建物の防火に就いて

新日本建設の大いなる復興の途上にある我國の現状に於て幸にも戦災を免れた教育施設の重要なことは申す迄もな
い。然るに最近火災に依つて焼失する學校建物が少くない。一旦火災を生じた際にはあたら
教育實施上の重要施設である學校建物のみならず、多年苦心蒐集した資料、標本類、實驗資
材、機械類等も一朝にして烏有に歸して仕舞う。

それらの中には再びは得られない貴重なものも含まれることであらうし、校舍をれ自體に
しても戦災學校の復舊できへ漸く緒についたばかりの現在の状態では資材の點からも勞務の
點からも經費の點からも重大な浪費であり損失であると言わなければならぬ。

昭和十四年乃至昭和十六年の公私立學校建築物の火災焼失坪数を見ると（第一表参照）
毎年約二萬坪の公私立學校建築物が焼失している。現在の價格に見積れば建物だけでも約一億
圓以上毎年焼失していることとなる。而も最近學校建物の火災の頻發するのは誠に遺憾に堪
えない。

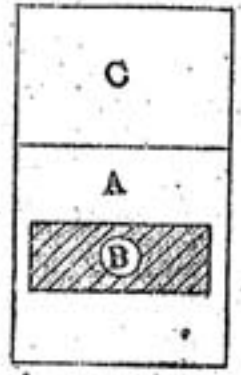
先づ火災の發生を未然に防止することが第一の要件である。而して萬一火災を生じたとし
てもその被害を最小限度に喰止め得るよう平常から萬般の措置を講じて置かなければならぬ
い。以上の見地から學校建物の防火について管理上、技術上徹底的に再検討されるべき施策

の要點を以下に記述した。火災に豫告はない。各項目について充分検討し不備な點は即刻改めるよう措置されたい。

一、敷地並に建物の配置に関する事項

(1) 敷地と建物面積
類焼・延焼を防止し、又消火活動を容易ならしめるには充分な空地が必要である。建物面積と敷地面積との比は小なる程望ましい。

學校建築物は特に規模が大きいことと、用途の公共的な性質上建物延面積と敷地面積(運動場を除く)との比が二五%以下が適當とされている。(第一回参照)



$\frac{B}{A} \leq \frac{2.5}{10}$
積積
A=敷地面積(運動場を除く)積
B=建物延面積(運動場面積)積
第 1 回

處が望ましい。さもないと學校施設が充實すればする程、敷地の周圍には民家が立並び敷地の擴張は益々困難となる。

従來の校地は都市に於て特に狹隘に過ぎたものが多い。經費の關係上早急に解決することは困難であらうが、豫め充分な配處が望ましい。特に戦災都市に於てはこの機會にこそ都市計畫上からも考慮されるべきである。戦災都

市復興に於ける校地選定標準を昭和二十一年二月決定したが参考の爲次に掲げる。戦災地以外のところでも少くともこの程度の校地を保有するよう當事者は心掛けられたい。

戦災都市復興に於ける校地選定標準

學校敷地決定の場合には教育的見地から環境優良な土地を選定すべきは勿論であるが都市計畫上復興後の通學圏内の人口、其他を豫想すると共に、收容すべき生徒、児童数を推定して、左記に依つて豫めこれに適應する校地を保有しなければならない。尚校地内に其他の公共施設(公民館、公共運動場、公園、図書館、博物館等)を附設する場合はこれに必要な面積を加算しなければならない。

一、小 學 校

(1) 小學校児童数は現在通學圏内人口の一三%—二二%で平均一七%であるが、將來計畫人口の二〇%に應じ得るやうに考慮すること。

(2) 児童一人當りの校地面積は、一五坪を標準とすること。但し少数學校の場合には尙増大しなければならぬ。

(3) 市街地に於ける児童の通學距離は七〇〇mを標準とすること。

二、中 等 學 校

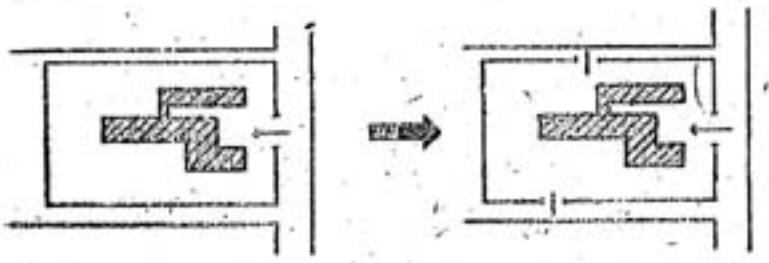
(1) 中學校生徒一人當りの校地面積は四〇坪を標準とすること。

(2) 高等女學校生徒一人當りの校地面積は四〇坪を標準とすること。

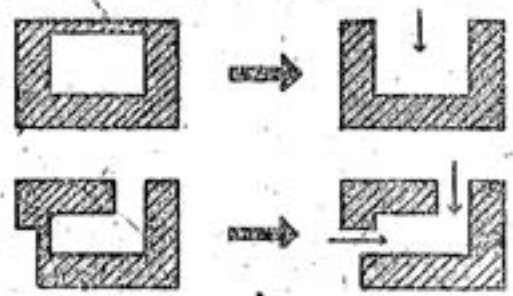
(3) 工業學校生徒一人當りの校地面積は八〇坪を標準とすること。

(4) 農業學校生徒一人當りの校地面積は一五〇坪を標準とすること。

- (5) 商業學校生徒一人當りの校地面積は四〇㎡を標準とすること。
 - (6) 其の他の學校は前各項に準じて、實狀に應じた適正な面積を保有すること。
 - 三、高等學校
 - 生徒一人當りの校地面積は一五〇㎡を標準とすること。
 - 四、師範學校
 - 生徒一人當りの校地面積は附屬小學校敷地を含め一五〇㎡を標準とすること。
 - 五、專門學校
 - (1) 理工系諸學校
 - 生徒一人當りの校地面積は一八〇㎡を標準とすること。商業專門學校、農林專門學校等の場合は藥草園、農場、演習林等の面積を別に加算すること。
 - (2) 文科系諸學校
 - 生徒一人當りの校地面積は一二〇㎡を標準とすること。
 - 六、大學及其他の專門學校
 - 前各項に準じて實狀に應じた適正な面積を保有せしめること。
- (2) 敷地内の通路計畫
- 一旦火災を生じた場合には一刻も早く消し止める爲に消防自動車・消防ポンプ等の通路計畫を平常から樹立して置き火急の場合にまごつかぬやう心掛けて置かねばならない。先づ消防自動車は何處から入れるか。建物の配置圖上で検討するがよい。一ヶ所から入れる丈では不充分である。裏門も通用門も消防自動車が入れない現狀ならば直ちに擴張を要する。(第二回參照)



第 2 圖



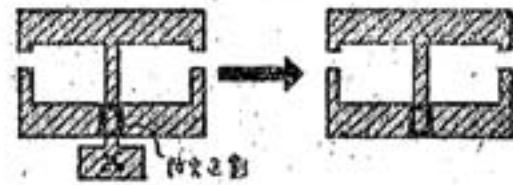
第 3 圖

次に敷地内に入った消防自動車は自由に通行が出来るか。樹木や物置が邪魔になつて居ないか。邪魔になるようなものは火災の時の延焼路ともなり誠に好ましくない。速かに撤去又は改造しなければならぬ。又棒杭や鐵棒が邪魔になつていて夜間の火災に消火活動を鈍らせる事のないように注意を要する。

木造の建物に於て「口」の字型「日」の字型又は之に近い平面は同様な意味から好ましくない。出来る限り開放型とするのが望ましい。(第三回參照)

やむを得ず閉鎖型とする場合には波廊下に天井を高くした吹抜の部分を受け、消防自動車の通行可能な様に豫め考慮して置く必要がある。(第四回及第一二回參照) 建築計畫に當つては、採光・換氣の點からも建物の平面はなるべく單純な形として不必要な凸凹は避けなければならない。

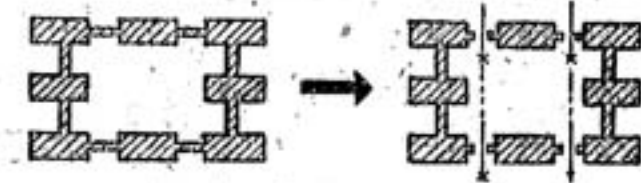
(3) 密集建物の疎開又は防火改修



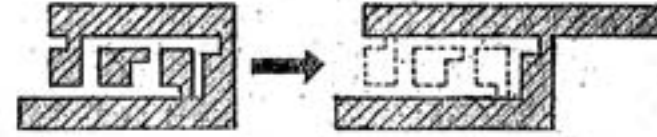
第 6 圖



10 m 以上且つ $d \geq 2h$
第 7 圖



第 4 圖



第 5 圖

ト	ハ	ホ	ニ	ハ	ロ	イ	甲	乙
其ノ他地方長官前各款ニ準ズト認ムルモノ	木毛「セメント」板ノ上ニ「モルタル」又ハ「漆喰」塗リタルモノニシテ厚合計ニ「五」以上ノモノ	板「マグネシヤセメント」五層以上ノモノ	石綿板又ハ金属板ニシテ全部ト適當ニ隔離セルモノ	耐火木材ニシテ厚一層以上ノモノ	塗土	鐵網「モルタル」漆喰等	鐵網	鐵網
	木毛「セメント」板ノ上ニ「モルタル」又ハ「漆喰」塗リタルモノ	板「マグネシヤセメント」五層以上ノモノ	石綿板又ハ金属板ニシテ全部ト適當ニ隔離セルモノ	耐火木材ニシテ厚一層以上ノモノ	塗土	鐵網「モルタル」漆喰等	鐵網	鐵網

備考、防空建築規則
 第四條、木造（鐵骨木造ヲ含ム以下之ニ同ジ）建物ニシテ
 隣地境界線又ハ道路ノ中心線ヨリ水平距離三メートル
 未満ノ位置ニ在ル部分ニ付テハ左ノ構造ト爲スベシ
 一、外壁、軒、庇、軒庇ノ類又ハ出格子、肘掛、戸
 袋其ノ他建物ノ突出部ハ水平距離二メートル未満ノ
 トキハ左ニ掲グル甲構造ヲ以テ水平距離二メートル
 以上ノトキハ左ニ掲グル乙構造ヲ以テ構造若ハ被覆
 スルコト

防火改修に關する法規は舊防空建築規則の中にあつたもので現在廢止されて居るが参考の爲に關係部分を以下に抄録する。

備考、日本建築規格建築一三〇一號國民學校建物（木造）

六條、並列する校舎の隣棟間隔は一〇米以上とし且つ教室主採光窓側より對向する建物迄の距離は對向する建物の軒高の二倍以上とする。

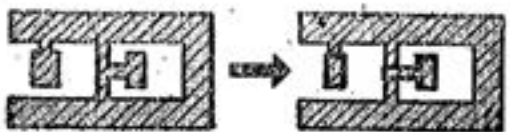
校舎各種間の間隔は勿論廣い程望ましいが、日本建築規格一三〇一號小學校建物（木造）ではこの最小限を二〇米以上且つ軒高の二倍と定めて居る。

（第七圖參照）

空地も無く通路計畫もたないようになり密集した木造建物は防火上危険なことは言う迄もない。

授業上・管理上支障の無い限り取毀し撤去するか又は移轉することが望ましい。（第五圖參照）せつかくの防火區割があつても、これに隣接して可燃家屋が軒を接してをつたつたのでは意味が無い。（第六圖參照）これらの撤去は直ちに思ひ切つて實行されたい。

六



第 8 回

- 八
- (一) 外壁、戸袋、破風、鼻隠等多数ノ雨雪ヲ受タル部分ニ使用スル耐火木材ハ甲種耐火木材トス
- (二) 地方長官防火上支障ナシト認ムルトキハ雨雪ヲ防グ爲「ロ」ノ材料ヲ以テ構成シタル外壁ヲ他ノ材料ヲ以テ被覆スルコトヲ得
- 二、窓又ハ出入口ニハ水平距離二メートル未満ノトキハ左ニ掲グル甲種造ヲ以テ水平距離二メートル以上ノトキハ左ニ掲グル乙種造ヲ以テ構成シタル戸ヲ設ケ其ノ周圍部ハ前説ニ規定スル構造ト爲スコト

甲 種 造		乙 種 造	
イ	耐火木材ニシテ厚一割以上ノモノ	耐火木材	
ロ	「マグネシヤセメント」板ニシテ厚一割以上	金属板又ハ石棉板	
ハ	「マグネシヤセメント」板ニシテ厚一割以上	「マグネシヤセメント」板	
ニ	割入ガラス	割入ガラス	
ホ	其ノ他地方長官前各説ニ準ズト認ムルモノ	其ノ他地方長官前各説ニ準ズト認ムルモノ	

三、金属板ヲ以テ被覆シタル屋根ノ野地ハ適當ナル厚ノ不燃材料又ハ耐火木材ヲ以テ之ヲ構成スルコト

隣地境界線との距離も民家よりの新築を防止するため、同時に消防自動車の通路を保有し、向通風採光上の點を考慮して相當間隔を保たせる必要があり、日本建築規格小學校建物(木造)では校地の周圍は道路で圍まれるのを原則として隣地境界線と校

舎木屋又は道路對側境界線との距離を一〇米以上距てるよう規定している。

参考 日本建築規格小學校建物(木造)

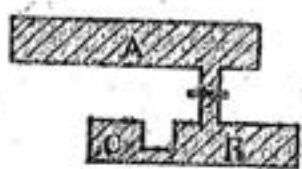
四條 校地の周圍は道路で圍まれるのを原則とし校舍木屋と隣地境界線又は道路對側境界線との距離は一〇米以上とする。

移轉が困難な場合は已むを得ず資材の許す限り外壁を防火改修する必要がある。(第八回参照)

二、建築物に関する事項

(1) 重要建物等の防火改修

圖書庫・標本室又は貴重機械使用の實驗實習室等では、一旦火災に罹れば稀有な文獻資料・貴重な標本・機械器具等が燒失破壊し再び得られず教育上支障を來す場合がある。このような重要物品を收納して置く建物は耐火造であるべきであるが、然らざるときは資材と經費の許す限り防火改修をすることが望ましい。管理上にも特に防火の注意が肝要である。



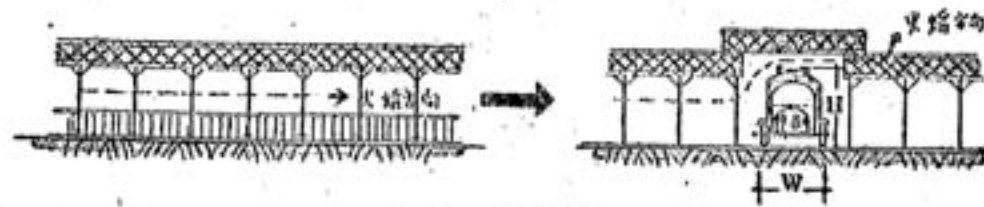
$A \leq 600 \text{ m}^2$
 $B+C \leq 600 \text{ m}^2$
第 9 回

(2) 無防火建物及渡り廊下の防火

木造建物を新増築する場合は建築面積六〇〇平方米(約一八〇坪)以内毎に防火壁を設けて區劃する様規定されている。

参考 建築指導要領第五條建設第三ノイ

木造建物ニシテ用途上已ムヲ得ズ一棟ノ建築面積ヲ千平方メートル以上ト爲ス場合ハ建築面積六百平方メートル以内毎ニ防火壁ヲ設ケルコト、但シ特別ノ事由アル場合ハ之ニ依ラザルモ支障ナキコト



消防自動車 W=約190cm
H=約250cm

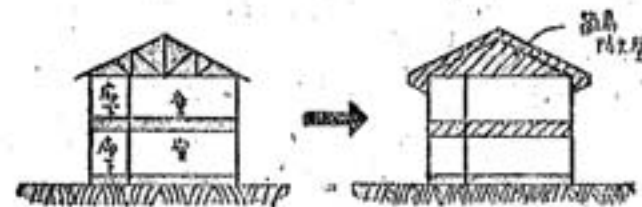
第 9 圖

(3) 避難施設

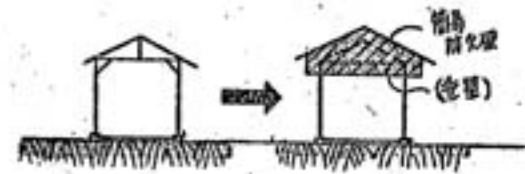
一旦火災が発生した場合、言う迄も無く人命は最も貴重である。一刻も早く避難出来るよう訓練されるべきは勿論であるが建築的にもこの點を充分考慮して設計されていなければならない。

出火點は豫測することが出来ない。従つてどこから出火しても避難の途があるようにせねばならぬ。この原則から教室から廊下へ、階上から階下へ、校舎から屋外へ、夫々二個以上の出入口がなければならぬ。又非常口階段等は混み合わないよう教室の數に應じて適當箇所に設けなければならぬが尙校舎中央部の外、各棟の端部にも設けるのを原則とする。(第一三圖参照)

参考 日本建築規格小學校建物(木造)



第 10 圖



第 11 圖

學校建物の様な大規模なものは、既設のものでも必ず六〇〇平方米以内毎に、出来れば完全な防火壁を設け、已むを得なければ屋根裏・天井裏に次のやうな簡易防火壁を設けて區別せねばならぬ。(第一〇圖参照)セメントやラスが得られればこれを用いればよいが得られなければ木舞又は竹ラスに泥を塗つた程度のものでよい。赤土、粘土等地方の實情に依つて容易に得られるもので工夫し防火區別せられるよう切望する。

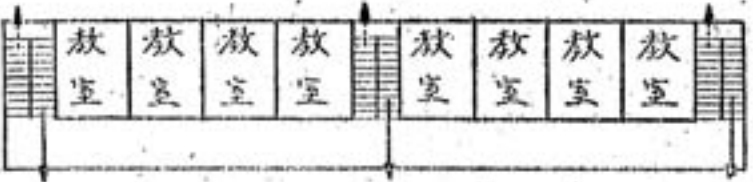
このやうな簡易防火壁でも屋根裏や天井裏を火焔が這うのに對し延焼の速度を小ならしめる効果が大きい。三分間でも五分間でも延焼時間を延ばし得れば、消火作業上有利なことは言う迄も無く、避難救出や物品の搬出にも好都合となる。

配置圖を検討して不十分な場合は右の如き簡易防火壁に依り、六〇〇平方米以内毎に必ず區別して置かなければならない。

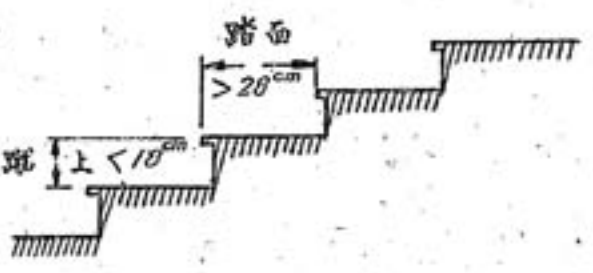
渡廊下は之が屋根を傳つて棟から棟へ火が走る文字通りの導火線となる。この渡廊下に前述の簡易防火壁を設けることは構法が簡單だけに極めて容易である。(第一二圖参照)延焼を完全に防ぎ得るわけ

には行かぬが、多少でも延焼時間を長くし、その間に反対側を破壊して類焼を防ぐことが出来る。この意味から床も壁も天井も無い吹抜式の渡廊下が最も好ましい。立派な渡廊下は破壊も困難であり、見る／＼類焼して了つた例もある。

敷地内の通路計畫と關聯して渡廊下を以て建物が連続し中庭が閉鎖されている場合は、第一二圖の如く二柱間部分を改造して、該部分の屋根を高くし消防自動車が行き得るようにするがよい。この場合は妻の部分(圖のA部)を開放して置き煙が吹き出るようにして置いた方がよい。



第 13 回



第 14 回

八條 階段の数は各種について二階の教室数八以下のときは二とし教室数四又はその倍数を特すことに一を加える。但し教室数三以内の場合はその一を適當な避難設備を以て代えることが出来る。

特殊建築物規則

第十二條 教室其ノ他生徒ヲ收容スル室ニハ廊下、廣間ノ類又ハ屋外ニ面シ二以上ノ出入口ヲ設クベシ
第十四條 本造校舎ノ第一階ニハ生徒ノ常用ニ供スル階段ニ近接シテ運動場其ノ他ノ空地ニ適當ニ連絡スル出入口ヲ設クベシ

尙階段は兒童の避難の場合に危険であつてはならないので蹴上一八欄以下小學校の場合は一六欄以下踏面二八欄以上でなければならぬ。(第一四條參照)

參考

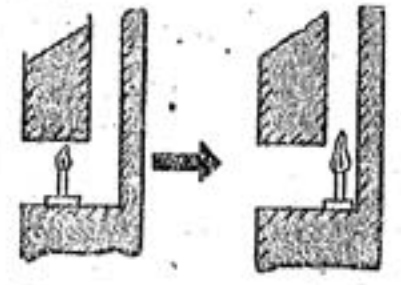
- 學校建築物ノ管轄業ニ保全ニ關スル訓令
- 第二、二、四、階段ハ成ルベク左ノ制限ニ依ルコト但シ學生、生徒、兒童、幼兒ノ常用セザルモノハ此ノ限ニ在ラス
- ハ、階段ノ踏面ハ二八欄以上蹴上一八一八欄(小學校ニ在

ラテ(ハ一六欄)以下トナスコト

舊い施設等であつて階段の箇所数が不十分な場合には避難階段等を別に設けなければならないが二階に二教室しかない場合寄宿舎などでは欄梯子、網、避難棒等を用意して之に代えてもよい。避難の滑り棒は一本であると體の自重でひっくりかへるから二本用意せねばならぬ。

(4) 火氣使用又は引火發火性藥品處理諸室の防火

化學實驗室・藥品置場・炊事場・湯沸場・風呂場・機園室・火焚場その他常時火氣を使用する室や引火發火性の藥品を處理する諸室は出来得れば耐火造であるのが望ましいが、少くとも火氣使用箇所又は發火の危險ある部分の周邊を防火的ならしめる必要がある。兎角今迄大丈夫だったからと安心し勝ちであるが、反つて長い間に周邊が炭化して甚だ危險な状態になつてゐる場合が多い。



第 15 回

(5) ドラフト・チャンバーの改修と使用の注意

ガス焔を以て換氣を促進させる所謂熱換氣式ドラフト・チャンバーでは、ガス焔が換氣筒の直下になければならぬのであるが、點火の便宜の爲、側方に偏して使用し易い。(第二五回參照) そうするとパーナール部周邊の壁體の内側が長期間使用して居る間に炭化して容易に發火し易い状態になつて了う。偶々ガス栓を締め忘れて歸校し、こゝより發火した例もある。點火位置は寧ろ固定して、點滅は嚴重に注意せねばならぬ。出来得れば自然換氣の裝置に改造するのが望ましい。

(6) 貯水槽並に消火栓の整備

萬一火を發したならば初期防火に努め小部分で喰止めねばならない。この爲に消火栓、貯水槽を出来る限り整備して置く必要がある。

消火栓とこれに合ふ布ホースは資材の許す限り數多く用意したい。布ホースの收納もいざと云ふ場合直ちに使用し得る場所に置くを要する。これに加へて所謂防火用水の槽を各所に分散して配置し満水して置かねばならぬ。各種貯水槽は藏き土・粘土・漆喰等を以て構築すること工夫し、セメント等の重要資材の節減を計らねばならぬ。又貯水槽設置の位置は建物とあまり近接するのは好ましくない。

猶水管延長一三〇米程度を以て要防護建物に到達し得るプールや自然水利は之を消防水利として利用し好都合である。場合に依り井戸を掘鑿してもよい。
水量算定の参考に次に消防ポンプの規格一覽表を掲げる。(第二表参照)

第二表 消防ポンプ規格一覽表

ポンプ種類	規	格	要
小型龍加ポンプ	二人乃至四人用ニシテポンプ出力三瓩毎平方分〇乃至六〇立ノ放水能力ヲ有ス		
中型龍加ポンプ	六人乃至八人用ニシテポンプ出力四瓩毎平方分〇乃至一五〇立ノ放水能力ヲ有ス		
小型ガソリンポンプ	原動力ノ馬力數一五以上、ポンプ出力五〇瓩毎平方分〇乃至一五〇立ノ放水能力ヲ有ス		
中型自動車ポンプ	原動力ノ馬力數四〇以上、ポンプ出力八〇瓩毎平方分〇乃至二〇〇立ノ放水能力ヲ有ス		
大型自動車ポンプ	原動力ノ馬力數六〇以上、ポンプ出力一四〇瓩毎平方分〇乃至二〇〇立ノ放水能力ヲ有ス		

三、設備並に管理に關する事項

(1) 貯炭所並に燃殻捨場の防火

粗悪な石炭を多量に積み重ねて長期間放置する時は自然發火の虞れがあり、特に薪を同所に堆積せしめたり、直接木部に(木造建物の下見板等)接しているのは好ましくない。

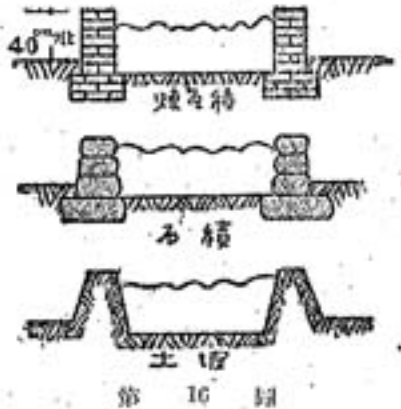
第一六箇の如く古煉瓦が得られ、ば之を積重ね、又は石積をし、これも得られなければ土で堤を築き周邊と區別して置場とするがよい。燃殻捨場も同様である。特に紙屑等と一緒に捨てるのは避け、炭灰は餘熱に充分注意して始末し、時々注水する等跡始末には充分の注意を加へなければならぬ。

(2) 消火器材の整備並に訓練

消火ポンプ・注水用バケツ・柄杓・火たき・建・砂・消火器等を整備し、萬一發火の場合に直ちに消し止め得るよう分散配置して置かねければならぬ。貯水槽やバケツの數が充分であつても配置が適當でなければ役に立たない。なお之が使用の訓練を充分に行ひ夜間に使用の對策も考慮して置かねばならぬ。

(3) ガス検點滅の嚴守

引火性・發火性の物品の近くに於ける瓦斯の點滅(特に化學實驗室、ドラフトチャンパー等)は嚴に注意すると共に、不在室に點火のよ、放置して置くことのないよう注意しなければならぬ。ガスの元栓は必らず朝晩に關



閉する様にし特に支障ある場合はその責任者が、責任を以て開閉する様にしたい。但しこの場合元栓を開けた時にガス洩れのない様管理上細心の注意を要する。ガス栓のみならず一般に火氣使用の責任者が常に必らず近くに居る事が肝要である。

(4) 電氣器具使用の注意

(イ) 電氣の過負荷と電氣器具の管理

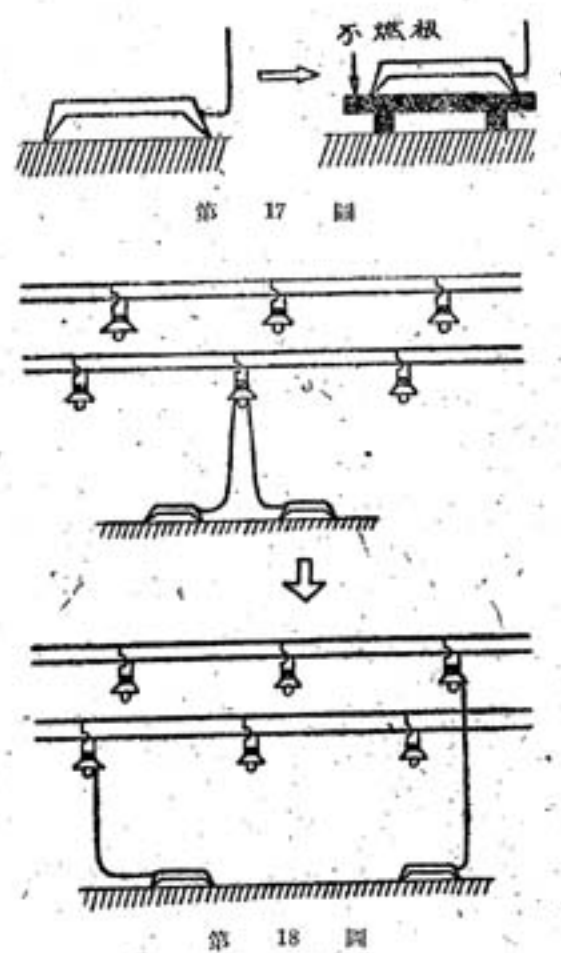
電氣器具や之を連続した電氣系列には夫々一定の容量があり、容量以上の負荷を受ける場合は熱を生じて電線が劣化し發火の原因ともなり漏電を生じ易くなる。電氣器具には夫々容量の記載があり、電氣系列の開閉器には過負荷の場合自動的に回路が遮断する安全装置(フューズ)がある。これは過負荷の場合に熱に依つて溶解する特殊の合金で出来て居るのであるのに、時々断れて困るからなどと勝手に針金や銅線を以て連絡したのを見受け、或これでは切角の安全辨が危険辨の作用をすることになつてしまふ。常に管理に注意すると共に大容量器具を使用する場合、同系列の他の電氣器具の使用を差控へる等の考慮が望ましい。

又電線の鼠害・蟻害や湿氣・塵埃・瓦斯等に依つて損傷を來し易い箇所を常に點檢し、屢々電氣關係の専門技術者に絶縁抵抗試験を行つて貰ひ不良箇所があつたなら速に修繕しなければならぬ。特に舊軍施設等を學校建物に轉用して使用する場合、最初にこの試験を行つて漏電の危険の有無を確め、危険があれば直ちに修理を行い、その上で配電を受けるべきである。しばらく荒廢のまゝ放置してあつた建物では特にこの危険が多い。

電熱器やスタンドは己むを得ず使用する場合は届出制にする等使用を注意し、押入の中などで密かに使用して大事に至る様な場合が生じない様充分な管理を必要とする。

(ロ) 電熱器

電力制限等の爲隠れて使用し事故を起した例が最近目立つて居るから特に注意しなければならない。近來燃料の不足から電熱器の使用が極めて多くなつて來たが使用上は誠に重寶なものであるけれども、兎角點火のまゝ放置し勝ちで嚴重な管理が必要である。



特に電熱器は必ず不燃質の表の上に置くことが絶対に必要であり(第一七圖)普通の電燈線から採るのは六百ワットを超してはならない。コンセントから採る場合でも特に設計されたものでない限り一キロワットを超えてはならない。一定容量

以上の電流が流れると、フューズがとんで自動的に回路が遮断するものであり、フューズが安全辨として作用することは前述したが尙許容電流以上の電流に依つて電線やソケット等は熱を持つものであるから手で觸れて見て

熱くなって居る場合は速かに中止すべきである。電線が熱を持つと絶縁のゴムが變質して短絡し(ショート)漏電の原因となる。電熱器を一個以上使用する場合はなるべく異つた系列からとる様にす。 (第一八圖参照)

(ハ) 電気アイロン

電気アイロンの不始末から火災となる場合が多い。電気アイロンの使用後は直ちに一定個所に仕舞うこととしその個数は一般にわかる様に表示して置いて常直職員の巡回の際一見して整頓の適否と不足個数の有無を判明し得る様にして置くがよい。

(5) 火器使用場所及器具の整備点検

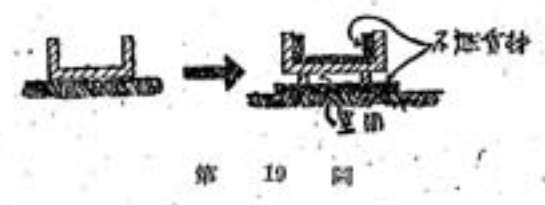
(イ) 火鉢・ストーブ

木製火鉢は内部を不燃質材料のもので構造し、大型固定の火鉢やストーブはその下部と床面との間に充分な空間を設けて熱遮断し、尙その床面は不燃質の材料で葺うか、又は不燃質材料の板を設ける。(第一九圖参照)

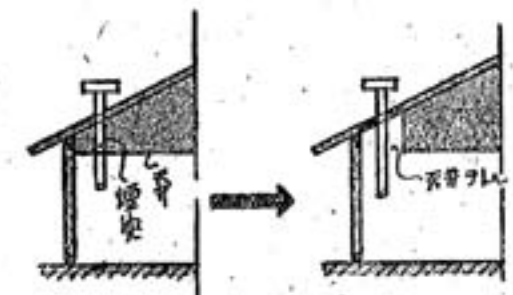
破損し易い火鉢の使用は避ける可きこととは言う迄も無い。

(ロ) 煙突

煙突・煙道は相當に熱を持つものであつて、こ



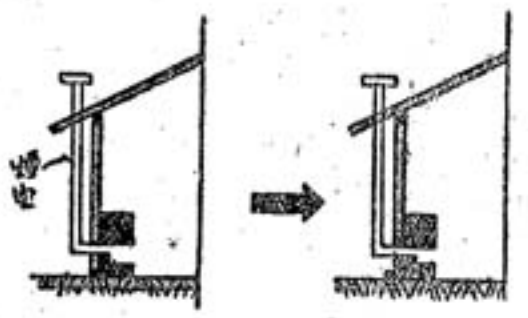
第 19 圖



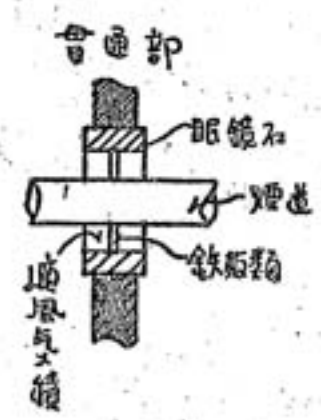
第 20 圖

れと可燃性の仕上壁、天井、小屋組等とは相當な間隔を保たせる必要がある。特に屋根裏の貫通場所や、壁體を貫通する部分には充分注意を要する。

天井裏小屋組の間を貫通する場合は(第二〇圖参照)屋根裏の点検が困難であり小屋裏のゴミ等が三角形の隅の部分に集積して、発火の源となり易い。この場合は早速天井を外して、直接屋根から外部に出る構造に改造しなければならぬ。



第 21 圖



第 22 圖

煙突・煙道・眼鏡石の破損には管理者が常に注意をすると共に破損箇所の修理を怠つてはならない。

屋根や壁體の貫通場所(第二一圖参照)の熱遮断が完全でない時は第二二圖の様早速改造する事が望ましい。

庇や其他の木部が煙突に直接に接して居るのを気付かすに居り既に炭化して居る例や煙突の上部が屋根の妻の面に近接して

煙を吹付けて居る例(第二三回参照)もある。點檢の上前者の場合は接觸部を切落し後者の場合は煙突の上部を屋根面より少くとも六〇釐(二尺)以上突出する様速かに改造しなければならない。

参考 市街地建築物法施行規則(抄)

第三十五條 煙道、かまど、風呂かまどノ類ノ煙突ノ屋上突出部ハ其ノ最短部ニ於テ二尺以上ト爲スベシ但シ煉瓦造又ハ石造ノ部分ハ補強ヲ爲サザル限リ三尺以上ト爲スベカラズ

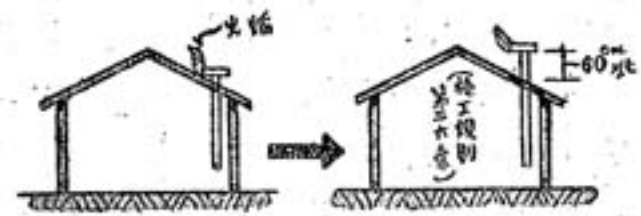
第三十六條 煙突ノ直上部ニ管アルトキハ其ノ管ヨリ更ニ二尺以上突出セシムベシ煙突ト上方軒先トノ水平距離三尺未満ナルトキ亦同ジ

第三十七條 金屬製煙突ニシテ小屋裏、床裏等露出セザル位置ニアル部分ハ金屬以外ノ不燃材料ヲ以テ被覆スベシ

第三十八條 金屬製煙突ハ木材其ノ他ノ燃質材料ト五寸以上ノ間隔ヲ有スベシ但シ厚三寸以上ヲ有スル金屬以外ノ不燃材料ヲ以テ被覆スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(一) 長州風呂、かまど

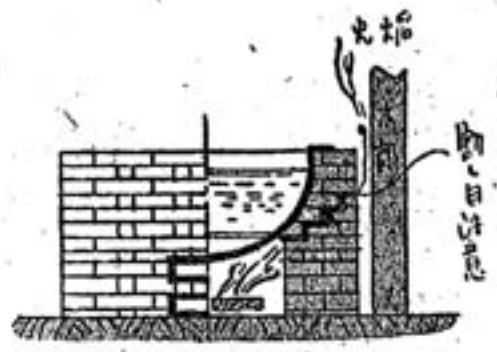
長州風呂やかまど、ではその煙突や煙道に對して前項の注意を要する外、煉瓦積モルタルの割れ目等に注意して龜裂を發見した場合には速に修復して置かなければならない。(第二四回)



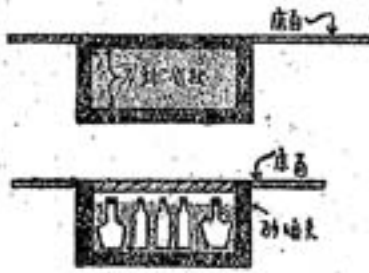
第 23 回

(二) 給食施設

學校給食の施設が不備な爲、火災を起した例がある。かまどや煙突並にこれに近接した個所の設計にはその構造上充分な注意を怠つてはならない。特に木造モルタル塗壁の場合兎角その表面の仕上げを見て防火的に過信し



第 24 回



第 25 回

勝であるがモルタルには必らず龜裂が生ずるものであり又熱によつてその龜裂は進行するものであるから煙突やかまどが直接に接觸することは避けなければならぬ。煙突が壁體を貫通する個所の注意は前述の通りである。又かまど附近は常に整頓して燃え易い物を放置しないよう管理上の注意も必要である。

(ホ) 藥品戸棚

震災は何時發生するか豫測出来ない。地震の振動によつて藥品戸棚の中の發火性藥品の瓶が壊れて發火する例がある。これが貯蔵保管と戸棚内の整理に充分注意し、例へば小量なりとも使用の都度、貯蔵庫より取出す様にならなければならない。貯蔵庫の設備がなく藥品の量も小量なときは床下に不燃質材を以て第二五圖(上)の如き貯蔵場所を設ければよい。不燃質材の入手が困難で已むを得なければ砂を填充してこの中に發火性藥品を收容して置けば堪が倒れて發火する虞がない。(第二五(下)回)
藥品を收藏する戸棚は建物に固着せしめて地震の震動で動揺することのないようにし、戸棚の戸は觀音開きとせず引違戸とするがよい。

棚板には戸の有無に拘らず其の前面に高さ約三種(一寸)位の板を付け轉落を防ぎ、なお棚板が非常に長い場合は之を短区間に仕切つて置くのがよい。

参考 普通の危険薬品表

- 第一類 空気又は水分により自然に発火し易いもの
 燐・カリウム・ナトリウム・カルシウム等。
- 第二類 揮発性にして引火し易いもの
 エチルアルコール・メチルアルコール・エーテル・二硫化炭素・アセトン・石油・エーテル・揮発油・石油・ベンゼン・トルエン・コールタール・テレピン油・樟腦油等。
- 第三類 水・酸・アルカリ等の作用又は強い衝撃により発火し易いもの
 過酸化曹達・五酸化燐・三氧化燐・硝酸酸酐・過酸素酸酐・過硫酸酐・硝石・硝化綿・ピクリン酸等のやうな硝化物等。
- 第四類 強酸性で水等の作用により強熱を發するもの
 發煙硫酸・發煙硝酸・五酸化燐・其の他の強酸類。
- 第五類 強アルカリ性で水等により強熱を發するもの
 生石灰・苛性加里・其他強アルカリ類。
- 第六類 水又は酸・アルカリ等の作用により引火性氣體を發するもの
 炭化石灰・亞鉛・鐵等。
- 第七類 有害な氣體を發生し易いもの
 臭素・沃素・クロロフォルム等。
- 第八類 壓縮瓦斯及液化瓦斯
 壓縮酸素・壓縮水素・液化酸素等。

(ウ) 押入内の整理

寄宿舎よりの發火を防止するには、専ら寄宿する學生・生徒の自覺に俟つ點が多いが、アンカ・スタンド・煙草吸殻・懐爐殘灰等を押入内に放置せぬよう嚴に注意し、道具類の整理整頓をなし置くことが大切である。特に押入内でひそかに電熱器を使用することなどのないよう注意しなければならない。

(ト) 可燃物の整理

可燃物を亂雑にして置くことは煙草の吸殻等からの發火の原因となり易く、常に整理整頓に心掛け、特に火氣使用箇所周辺はよく片付けて置かねばならない。實驗工場などで機械油類のしみこんだボロ屑から自然發火することもあるから、これら有機質の可燃物の堆積には管理上も特に注意しなければならない。

(チ) 喫煙殘火仕末等

喫煙は特定の喫煙所で行い灰皿器具を準備して置けばよいが、學生、生徒の禁煙を命ずる場合は少くとも痰壺を各所に設けて不始末のないよう注意する。

火鉢の殘火・焚火の殘灰の始末にも充分な注意が必要である。火鉢使用の場合、火氣を入れてある室には入口に「火氣使用中」の木札を掛け、使用後は始末をした責任者が裏返して「火氣始末」として置くのも一法であらう。不在室に於ける火氣に對しては周辺の紙片、カーテン作業衣などの可燃物の引火に充分注意しなければならない。

(リ) 火氣取締責任者

火氣取締には管理上の注意が最も必要であつて各自が強い責任感を以て注意しなければならないのであるが、各火氣使用室では、夫々火氣取締の責任者を定め、名札を掲げて置く等により更に責任を明かならしめる方法を

採るのもよいであろう。

四、消火並に防火の練習等に関する事項

(1) 消火、防火練習

終戦後消火・防火の練習は殆んど實施されて居らない状況にあるが木造建物が多い我國の現状では誠に必要なのであつて特に防火練習の徹底を期し、火災を未然に防止するの心構へを徹底せしめねばならぬ。各個人が強い責任感を持ち火災の始末をすることが第一に必要なことである。

従來火の始末はともすれば小使や運視のみに頼りすぎて居る傾向が多いが防火の點に關しては上級職員が率先垂範して各職員が一丸となつて各自の責任と自覺を以て火災の絶滅を期さなければならぬ。

なお消防練習を行う場合には最寄の消防署と連絡をとつて何時如何なる場所か、發火しても消防活動が敏速に出来るよう實地に檢分して貰い指導を受けるべきである。

(2) 防火、巡視

一般の住宅等と異り學校建物には一日中常に必ず人がいるとは限らない。従つて巡視方法を充分に検討して、火災の早期発見の完備を期さなければならぬ。特に前述の發火し易い場所の見廻りを嚴にし、例へばドラフトチャンバーのある室内に巡回時計を置き夜間巡視の場合も必ず室内を見廻るようにする等の考慮が望ましい。

火災の發生は温度と大いに關係があり、温度が四〇%以下に下ると火災の發生率が急激に大となり警戒を要すると言われて居る。多くの學校には温度計の設けがあるから之を活用して湿度四〇%以下になつた場合には特に警戒を嚴にし巡回を頻繁にする等の措置を講ずるがよい。

亦校内に同窓會やその他の集會があつた場合、とかくその跡始末が充分でなく湯沸や火鉢の残火から大事を招く場合が多いから、集會者も勿論注意すべきであるが、このような集會のあつた後の巡視は特に念入りになければならない。

(3) 防火、扉

燒失した校舎の焼跡を見ると防火扉を閉めなかつたために被害を大ならしめた例が甚だ多い。防火扉に對しては常時注意を拂ひ故障を生じた場合速に修復して置き亦閉閉の練習を怠つてはならない。防火扉を閉めて火災の延焼を防止し得た例も極めて多いのである。

(4) 避難、訓練

人命は何よりも貴重である。ましてや前途春秋に富む青年學生や年若く幼い生徒、兒童を收容して居る教育施設では一旦火災が発生した場合逃げ遅れて煙にまかれ取りかえしのつかない事態の發生しないように嚴に注意し、避難訓練を平常から實施して大事に臨んで慌てない心構えと動作の機敏を訓練して置かなければならない。

全校生徒が安全に避難を終了する迄の時間は短かければ短い程よいのであるが二分以内に迄訓練されること望ましい。亦避難の場所に風向きに注意し煙に巻かれることのないよう校庭等に風向を示す施設を設け自然觀察も併せ行ふようにしたいものである。

以上各項に互つて防火施策の概要を述べたのであるが要は

(1) 火災を未然に防止すること

(2) 火災の早期発見

(3) 火災の延焼防止と早期消火

の三項に盡きる。木造建物は絶対に火災に安全であると言ふ譯には行かない。火をつければ必ず燃えるものに決つてゐる。學校當局者はこの點に留意して學校施設に對し、管理上からも、技術上からも、防火に對する十全な措置を豫め講じて置かれることを切望する。

最後に學校建物の火災の原因を列擧して參考に供する。これが對策は夫々前述の關係部分を参照して充分研究して置かなければならない。

學校建築物火災の原因

(1) 火氣使用の不始末

(イ) 火 鉢

(ロ) ストローヴ

(ハ) アンカ

(ニ) 煙草 吸殻

(ホ) 懐 爐 灰

(ヘ) 焚 火

(ト) 可燃物引火

(チ) 提灯、ロソクの置忘れ

(ホ) 弄 火

(2) 瓦斯使用の不始末

(イ) 一般ガス

(ロ) ガスバーナー(ドラフトチャンバー)

(3) 電気器具使用の不始末

(イ) 電 熱 器

(ロ) 電気アイロン

(ニ) 電気スタンド

(ニ) 採暖用電球

(ホ) その他の電気器具

(4) 設備の不良

(イ) 煙突、煙道の不備

(ロ) 風呂、かまど設備の不良

(ハ) 故事設備の不良

(5) 自然發火

(イ) 危険薬品

(ロ) 石炭、粉炭

(ハ) ボ、ロ 屑

(ニ) その他の粉末

(6) 爆 發

(イ) 危険薬品

(ロ) 粉末の堆積

(ハ) ガスの漏洩

(7) 漏 電

(イ) 電流の過負荷

(ロ) 電線の鼠害、蟻害その他

(ハ) フューズの不備

(ニ) 不良電気器具の使用

(8) 放 火

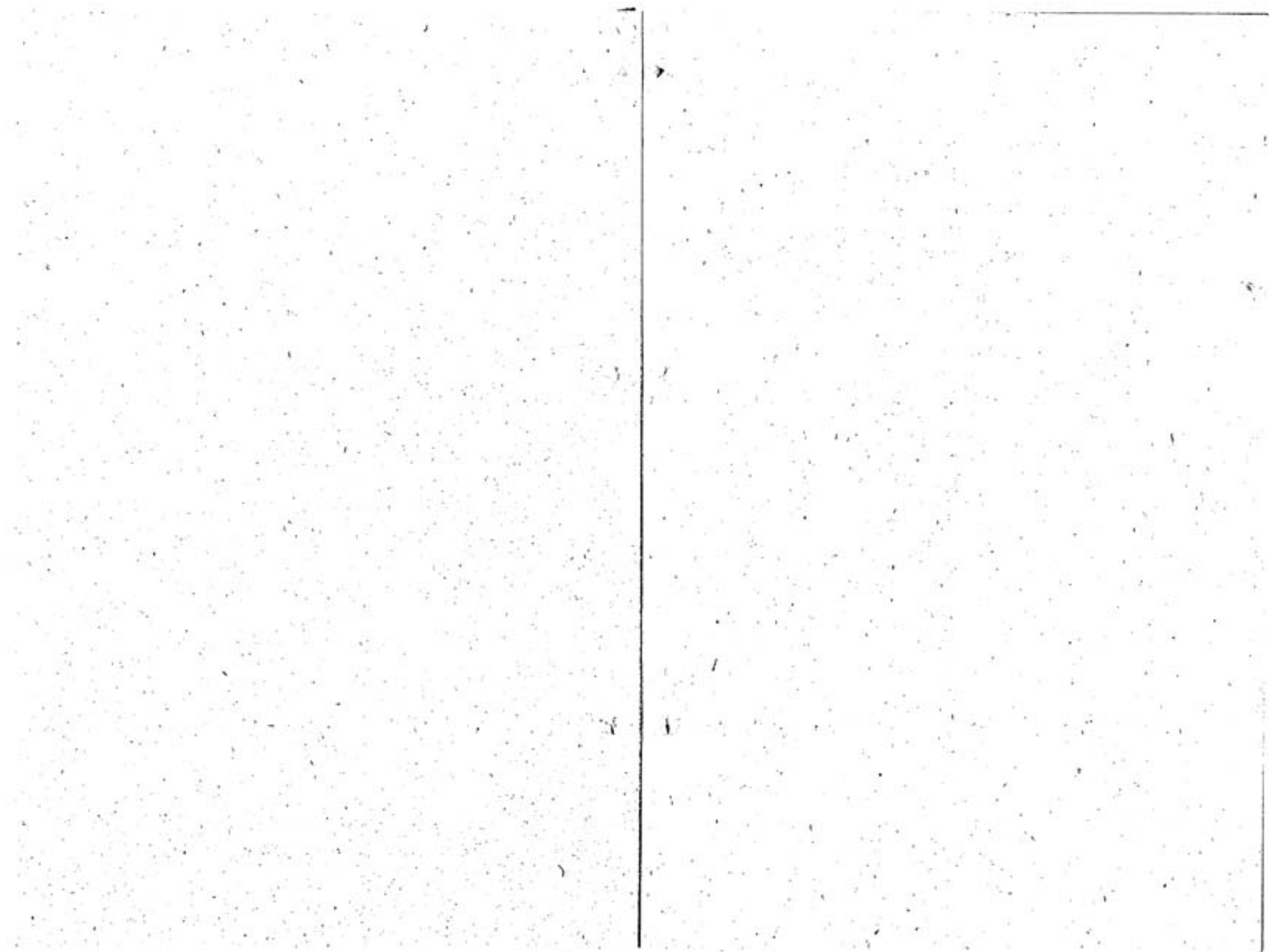
(9) 落 雷

(10) その他

(イ) 不明 火

(ロ) その他

以上



(帝國印刷株式會社印行)

昭和二十二年六月三十日

文部省 学校教育局長

福道府縣知事 殿
直轄学校長 殿

学校後援會父兄會又はこれに類似する団体に関する件

昭和二十二年五月三日付政令第一五号（昭和二十二年勅令第五百四十二号）木ツダム
宣言の受諾に伴い發する命令に関する件に基く町内会部落會又はその
連合會等に関する解散・就職禁止その他の行為の制限に関する件（トヨリ
本年五月三十一日まで解散すべき団体の中に 学校後援會 父兄會又はこれに類
似する団体が包含されるか否かの疑いを抱く向きもあるより）聞き及んで
いるが 学校後援會 父兄會又はこれに類似する団体は 右政令により解
散を命ぜられた団体には当然ならぬが同政令第一四條第一項本文の趣旨
もあり、今後此の種団体の活動に一層期待しきければならぬ事情に鑑み

二三

ても 本政令により 就職禁止その他の他の行為の制限を受けたる者は勿論公職
又は教職から追放せられた者が 学校後援會 父兄會又はこれに類似する団体
の長の職に在ることは 適當でないと考えらるるから、貴管下各方面に右の趣
旨徹底の上 至急 然るべく御措置願いたい。 尚本件に関しては 内務省
と打合せ済みトワタシ 御諒承下さい、

（参照）

政令第一五号（抜すい）

第一條 昭和二十年九月一日以前から 昭和二十二年九月一日まで引續き、町内会部落會又は
その連合會の長の職に在つた者は、昭和二十二年五月一日から起算して四年の期
間の満了するまでの間、從つて町内会 部落會又はその連合會の長の職務に
に属しを事務としてその区域に係るものを主として掌する職に就くことかできぬ。

昭和二十年九月一日以前から 昭和二十二年九月一日まで引續き町内会部落會又は
その連合會の長の補助職員であつた者へ主として掌する事務に從事した者を除く、
昭和二十二年五月一日から起算して四年の期間の満了するまでの間、その地域にお
いて從つてその職務に属した事務を掌する職に就くことかできぬ。
前二項に掲ぐる者で既にその職に在るものは、遷滯なくその職を退かすべから

第四條 昭和二十年九月一日以前から 昭和二十二年九月一日まで引續き、町内会部落會若しく
はその連合會又は其の組織の長であつた者は、從前の当該団体の下部組織の職員又はその
所轄地域の住民であつた者に対して如何なる指令も發してはならぬ。但し、昭和二十二年
勅令第一号（公職に関する就職禁止）に規定する勅令により、賞与書讀者でない
目的の確證書の交付を受けて正當に任命又は選任せられた公職に付する義務と責任を果す
ため、中絶する指令を發する場合は、この限りでない。

發學二四五号

七

七三

昭和二十二年七月三日

文部次官

總長 學長 校長 殿

校長
小学校 新制中學校及び幼稚園教員認定講習会
実施基準に関する件

教員免許状を有する者とみなした者に対し、將來正規の
教員免許状授與の一條件とする爲に行う講習会の実施
基準を定め都道府縣知事に示してあるから貴校に於てこ
の講習会を主催することを希望する場合には都道府
縣知事に連絡せられたい

本科 二九九八三 一三四四三 四二四二六
 研究科 三二〇〇 三〇八〇 四二八〇
 計 四一、二一二 一九四二四 六〇、六三六

豫科の生徒数は本科生徒数の約半数とし又男女の割合は男二に對し女一の割合を保持する方針なり

6 昭和二十年度生徒入学状況

	募集員数	應募者数	入學者数
豫科			
男子部	四五六〇	八三五一	四四二六
女子部	二四四〇	八三九二	三三六四
本科			
男子部	三三九五	一三〇二三	二、四〇四
女子部	二、四六〇	一〇、三五七	三、六四〇
専攻科			
女子部	八三八	三七〇	三四一

本科の募集員数は本科第一学年生徒数の約半数を豫科より進級せしめ他の約半数を中等學校卒業者より募集する方針なり

官秘八五號

七九 七六

昭和廿二年七月十四日

文部大臣官房 秘書課 長

本省各局 (課、室) 長 殿

文部各廳 長 殿

直轄各部長 殿

公立大學高等專門學校長 殿

書中半休の件通知

標記の件について内閣官房長官より別紙寫のとおり次官會議で申合わせがあつた旨通知があつたから。趣旨徹底方に関し遺憾なきを期せられた

二五

(別紙)

(二二七三) 次官會議

本年七月二十一日から八月三十一日までの暑中半休は閣令のとおりとする。但し、退廳時間後の連合軍関係の用務その他緊要な用務の處理につき支障のないよう居残り勤務その他適當の措置(昭和二十年十二月二十四日内閣閣甲第五六六號並びに昭和三十二年六月十日内閣閣甲第二〇七號追添抄照)により遺憾なきを期すること。

(参照)

閣令(官廳執務時間並休暇に関する件) (抄)

七月二十一日ヨリ八月三十一日迄

午前八時ヨリ午十二時迄

官廳入札

閣六四號

ハ 七六

昭和二十二年七月廿八日

文部大臣官房 秘書課長

校長

- 本省各局(課、室)長 殿
- 文部各局長 殿
- 直轄各部長 殿
- 公立大學高等専門學校長 殿

暑中半休について通知

標記の件について内閣官房長官より別紙寫のこおり次官會議で申合せがあったから了承されたい

(別紙)

内閣閣甲第三二五號

昭和二十二年七月廿四日

内閣官房長官 閣

文部 次官 殿

暑中半休について

本年八月三十一日まで各官廳暑中半休をしないことに本日次官會議で申合せたから通知します

八四
シホ

官秘一一二號

昭和二十二年十一月十一日

印
二二二

文部大臣官房 秘書課 長

文部大臣官房 會計課

教務部長

直轄各部長 殿

公立大學高等專門學校長 殿

學生部長

水害による出勤不能者の有給休暇について

記の件について別紙寫の逕大藏省より通知があつたから御
二六
を願いたい。

事務部長

印は... 出帳不... 出帳不... 出帳不...

商工大臣官制

商工大臣官制

八三六號

終局第一〇七三號

昭和十二年五月十三日

大藏省給與局長

大臣官房 秘書長 會計課長

水巻による出勤不能者の有給休暇について

本証の件について... 取扱われない。

文科三二一
昭和三十二年十一月十日
二一五

敬務部長

學生部長

事務部長 殿

文部省 教育局長
人文科學委員会委員長

人文科學委員会五部(經濟學)學術大會の開催に
人文科學の正への發達と普及を目的として、活動を續け
てきました。人文科學委員会では、ここに第二回第五部(經濟
學)學術大会を十一月二十八、二十九、三十の三日間、わたり、別
紙のとおり開催することになりました。ついでには貴機関所
属の研究者各位に、普くお知らせのうえ、出席を希望する
せらるるようお取計い願います。

人文科学委員会第五部(経済学)第二回學術大會

一 研究発表会

日時 十一月二十八日(金)二十九日(土)三十日(日) 午前九時

場所 京都市左京区吉田町 京都大学第十教室

第一日「中小企業の問題」

- 一 中小企業力の近代化 京大助教授 田杉 競
- 二 中小工業と技術 大商大教授 安部隆一
- 三 輸出中小工業の基礎構造 神戸経大教授 藤井 茂
- 四 題目未定 東大教授 大河内一男

第二日「独立採算制」

- 一 独立採算制の現段階的意義 神戸経大教授 平井泰太郎
- 二 独立採算制の構造 神戸経大教授 山下勝治
- 三 独立採算制と經理の民主化 大商大教授 木村和三部
- 四 独立採算制に於ける採算原則 横浜経専教授 黒澤 清

第三日「自由論題」

- 一 農業集約度の理論について 京大助教授 山岡亮一
- 二 後進的資本主義成立の二類型 大商大助手 山崎隆三
- 三 最近アメリカの会計学 法政大教授 高橋市太郎
- 四 最優生計費と産業の構造 神戸経大助教授 家本秀太郎
- 五 題目未定 大商大助手 小谷義次

二 公開講演

十一月三十日(日)午後一時

場所 京都大学 法経系四教室

- 國家の本質について 大阪商大学長 恒藤 栄
- 近代理論経済学の本譜 東洋商大教授 杉本栄一

昭和十四年度入學試験問題

受験地	東京都
受験番號	10

簿記 (其ノ一)

評點

- (イ) 其ノ二ト合セラ二時間。
 (ロ) 答案ハ各問題ノ下ニ横書スベシ。

I. 某新設商店ノ第壹回ノ合計試算表次ノ通り。

合計試算表

昭和拾四年貳月貳拾八日

借	方	元帳	勘定科目	貸	方
30,500-		1	現		22,480-
1,000-		2	賣		500-
		3	掛		
14,000-		3	取		
35,000-		4	受		25,000-
		4	商		
520-		5	什		
		5	買		12,000-
4,000-		6	掛		
		6	未		520-
		7	支		18,000-
15,000-		8	拂		8,000-
		8	入		20,000-
		9	借		30-
		9	資		
		10	支		
		10	拂		
250-		11	利		
		11	給		
150-		12	家		
		12	電		
50-		13	登		
		13			
		14			
100,470-					101,580-

附記資料ニ依リテ次ノ諸問ニ答ヘヨ。

- (1) 試算表中ノ誤謬ト推定セララルル個所ヲ指摘セヨ。
- (2) 推定ノ理由ヲ書ケ。
- (3) 如何ナル誤謬ナルカ。
- (4) 訂正後ノ合計試算表ヲ作レ。

資料

(1) 仕譯帳合計 ¥ 107,500.-

(2) 當期間商品仕入高 ¥ 35,000.-

内譯 { 現金ニテ ¥ 5,000.-
 掛ニテ ¥ 12,000.-
 約束手形ニテ ¥ 18,000.-

發科三一三號

十九日 二二二

昭和二十二年十一月十二日

教務部長

文部省科學教育局長

學生 橋本清孝 所長 校長 殿

事務部長

昭和二十三年度文部省人文科學研究費交付金及び自然科學研究費交付金による各個研究の研究費の提出について

わが國の科學をその振興から振興する目的を以て、自然科學については昭和十四年度以來、人文科學については昭和十八年度以來各省に對し、學研究費を計上され、これを各研究機關に配當して國家の重要研究事項について、その研究を委託してまいりましたが、本年度からこの研究費は、その名稱も人文科學研究費交付金、自然科學研究費交付金と改められ二本たてして實施中であり、この研究費交付金による研究のうち、

各個研究については、その研究事項を調査したいと思ひますから、左記事項を了知の上、實地場所の分を別紙の「各個研究調査」様式により、正副二通文部大臣へ提出して下さい。なお、この調査は、學術研究費事務局（東京都台東區上野公園）に於て行われ、院會内へを廻りて整理することにしてありますから、學術研究費事務局に氣配文部大臣へ提出していただきたく、また締切期日は十二月二十八日を厳守することに決定しましたから、同件までに必ず調査するようお願いいたします。

一、各個研究費交付金は、その性質に依り、研究的研究事項の研究に充てるものなためです。
二、各個研究費は、必ずしも一人による研究を意味しないで、一研究機關内における二人以上の共同研究も含まれます。（この場合には、研究者名を連記し、その代表者に〇印をつけて下さい。）
三、調査は、學術研究費期間内に文部省科學研究費交付金審査委員會を

設け、これに付して審議する予定でありますか、これに参考にいる
その他の委員がございましたら添付して下さい。

昭和二十三年度は、趣花的でなく、重点的に研究事項を決定する予
定であります。

内人文科學部門にさいしては、少壯で有爲な研究者の研究を助成するこ
とを目的として、別に本省に人文科學研究費補助（誘導人文科學研
究助成金）が計上されておりますから、科學研究費交付金との協力を
御検討の上、別に定められた様式により御申請下さい。

部番	部名	所屬學科名
第一	部	醫學、物理學、天文學、地身物理學
第二	部	純正化學、應用化學、農林化學、藥學
第三	部	地質學、礦物學、地理學
第四	部	動物學、植物學、人類學
第五	部	應用物理學、機械工學、船舶工學
第六	部	礦山學、冶金學、金屬工學
第七	部	電氣工學
第八	部	土木工學、建築學
第九	部	醫學
第十	部	農學、水產學
第十一	部	林學
第十二	部	獸醫學、畜產學
第十三	部	法醫學、政治學
第十四	部	哲學、史學、文學
第十五	部	經濟學

學術研究會各部一覽表

學術研究會各部一覽表

第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五部

醫學、物理學、天文學、地身物理學

純正化學、應用化學、農林化學、藥學

地質學、礦物學、地理學

動物學、植物學、人類學

應用物理學、機械工學、船舶工學

礦山學、冶金學、金屬工學

電氣工學

土木工學、建築學

醫學

農學、水產學

林學

獸醫學、畜產學

法醫學、政治學

哲學、史學、文學

經濟學

研究ノ目的及方法

--	--

昭和二十三年度文部省 ^{人文} 自然科学研究費交付金各個研究調書			
審査要部	學術研究會議第 部 (14部=アツチハ哲史.文.文ノ別)	研究機関所在地	
提出機関及 機関長名	研究担当者 官職氏名	*	
研究課題	本年度所要 研究費内詳	*	
従来受ケタル 研究費額ト其 出所・年度別			
研究開始期	研究完了 豫定期	備考	
専攻科目並経歴 概要(卒業學校 年次ヲ余公)	学 科		
他ノ補助申請	研究担当者 現住所		

- 注意
- 1 半紙半截(用紙留意)
 - 2 *印欄記載事項=ハ必ズ其ノ採擇ヲ併記シテ下ヲイ
 - 3 備考欄=ハ前年度科学研究費=ヨル研究ノ繼續ナルカ.新規要求ナルカヲ記入シテ下ヲイ
 - 4 一課題毎ニニ枚免作製シテ下ヲイ
 - 5 研究目的及出所並ニ要索ノ合ルマク=別紙ニ記載ノ上一通添付シテ下ヲイ

昭和二十二年十二月二日

文部省科學教育局人文科學研究課長

小樽經濟専門學校長殿

昭和二十三年度文部省人文科學研究費交付金による
各個研究の研究事項の提出について

十一月十二日付發科三一三號をもつて、局長より送達された「昭和二十三年
度文部省人文科學研究費交付金及び自然科學研究費交付金による各個研究の
研究事項の提出について」は、既に御承知のことと思ひますが、人文科學研
究費交付金（舊稱人文科學研究費）については、本年度二回に亘つて圖書を
提出して貰いましたが來年度は一回だけで打ち切ることにいたしますから締

切期日までに必着するよう圖書を御提出願ひます。締切期日十二月二十八日
從來研究事項の提出に關する通知が御覽に到達した場合それが研究者に
十分徹底されない例としては、予科・専門部を有する大學等においては、學
部のみにおいて處理されて予科・専門部の方へ傳達されないかつたり、學部に
おいても教授會における報告のみにとどまるため教授會に出席しない研究者
の出席を缺か、あるいは教官室へ掲示するの方であるため、教官は、自己が
圖書を提出してよいか否かを知らなかつたり、また高等専門學校においては
この研究は大學に重點を置かれ圖書を提出しても實際には殆ど採擇されな
いものと進断したり、あるいはまた年度末までに論文を完成しなければなら
ないという誤りを犯されたりする等、文部省科學研究費交付金についての眞の趣旨
が各個校母の研究者に徹底してない憾みが少くないように感ぜられます。

で、お手数ながらこの機会に一層各研究者に周知徹底され研究者自身の希望により自由に圖書を提出する機会を與えられるようお取計らい下さい。

なお當省には別に「文部省人文科學研究費補助」の制度が設けられてあります。これは總豫算額が本年度は三十五万圓の小額であつたために主として研究費に屬しない少壯研究者に交付されましたから、研究機關に屬する研究者は「人文科學研究費交付金」に依つて研究される方が好都合と思ひます。

（但し研究機關に屬する研究者でも少壯研究者の場合はやはり「人文科學研究費補助」も交付されていますし本年度は豫算面増額されるかもしれませんからこの点は御含み置き願ひます。）

現金ニテ ¥ 1,000.-
 内譯 掛ニテ ¥ 10,000.-
 約束手形ニテ ¥ 14,000.-

- (4) 掛代金ノ取立高 ¥ 500.-
- (5) 掛代金ノ支拂高 ¥ 2,000.-
- (6) 手形代金ノ取立高 ¥ 6,000.-
- (7) 手形代金ノ支拂高 ¥ 15,000.-

(1) 誤認箇所

- 2. 賣掛金(借) 10,000
- 3. 受取手形(貸) 6,000
- 6. 買掛金(借) 2,000
- 11. 支払利息(借) 30

(2) 推定理由

- 2. 賣掛金 = 資料(3) 掛 = 7年10,000 = 21)
- 3. 受取手形 = 資料(6) 手形取立 = 6,000 = 21)
- 6. 買掛金 = 0. (15) 掛代金支払等2,000 = 21)
- 11. 支払利息 = 利息支払ノ借方 + 故
又資料(11) 21) 30 / 倉達 = 21)

以上

(3) 誤認ノ種類

- 2. 賣掛金 = 10進数ノ記帳間違
- 3. 受取手形 = 轉記ノ落し(元帳)
- 6. 買掛金 = 二重轉記
- 11. 支払利息 = 貸借取違

(4)

会計試算表

昭和拾肆年貳月貳拾八日

借	元帳	勘定科目	貸	方
30,500	1.	現金	22,480	-
10,000	2.	賣掛金	500	-
14,000	3.	受取手形	6,000	-
35,000	4.	高仕買	25,000	-
520	5.	什買	12,000	-
2,000	6.	未支拂	520	-
15,000	8.	手形	18,000	-
	9.	借入	3,000	-
	10.	資本	20,000	-
30	11.	利息		
250	12.	拂入		
150	13.	給		
50	14.	燈		
107,500			107,500	-

發科一六號

六二
二四三

昭和二十三年一月十七日

文部省科學教育局長

教育委員 田嶋 殿

昭和二三年度人文科學研究費補助（舊稱人文科學研究
助成金）公募について

かねて文部省は人文科學の正しい發達を圖るため、少壯研究者に對し
人文科學研究費補助を交付してまいりましたが、このたび昭和二三年度
の研究費補助を廣く一般より公募することになりました。つきましては
別紙（公募）について、交付要項、申請書様式、御参照の上、廣く貴研究

二九

機関の所屬者に通知かたお願い申しあげます。

なお、本研究費補助は研究者個人より直接文部大臣に申請することにな
つています。

昭和二十三年度人文科學研究費補助（舊稱人文科學研究助成金）公募について

人文科學研究費補助はわが國の人文科學の正しい發達のため、尠く少壯にして將來性のある研究者特に民間の研究者の研究を助成することを目的としてゐるものである。従つて人文諸科學の研究者であればその研究題目、學歷・職歴を問はずだれでもその交付を申請することが出来る。

申請手続

希望者は所定の申請書を文部大臣に提出すること。申請書の様式その他については文部省科學教育局人文科學研究調査券添附の上照会された。

申請期間

自 昭和二十三年二月一日

至 昭和二十三年三月末日

審査

被交付者及びその交付額は人文科學委員会の研究費定をうけ、その結果は六月頃被交付者に対して通知される。

研究報告

補助金の交付をうけた者は、翌年度四月末までに研究論文あるいは中間報告を提出すること。

詳細は交付要項参照。

人文科學研究費補助（舊稱人文科學研究助成金）交付要項

人文科學研究費補助は、少壯有爲の研究者を助成して研究者の育成を圖ると共にその研究を完成に導いて人文科學の振興を圖らうとするものである。

一、この補助金の交付を希望する者は、所定の様式による交付申請書を文部大臣に提出する。

二、この申請は人文科學委員會の審査に付せられ、その意見にもとづいて文部大臣が被交付者及びその交付額を定める。

三、この補助金は前項によつて定められた被交付者に直接交付される。

四、この補助金の交付を受けたものは、翌年度四月末までに研究論文及びその要約あるいは研鑽の終了していないものは、中間報告及びその要約及び所定の様式による補助金報告書を文部大臣に提出する。中間報告を提出しなかったものもその研究の終了次第研究論文及びその要約を提出する。

ただし必要あるときは隨時提出を求められることがある。

五、前項の論文及びその要約は、文部大臣又は人文科學委員會で公開することがある。自ら公刊しようとするものは事前に文部大臣の承諾を要する。

六、この補助金をうけた者は、研究をやめたときはまた交付申請書の記入事項に變更があつたときは直ちにその旨を文部大臣に届け出る。

七、以上の要項に反しまたは補助金の使途が不當であつたときは、この補助金の返還を求めることがある。

昭和 年 月 日

昭和 年 人文科学研究費補助(内編入)研究 費 申請書
 文科大臣 殿

次の研究の為に人文科学研究費補助 申請書 提出す
 昭和 年 月 日

氏名 印
 住所

研究 題目	(漢譯及び記号)	
研究者氏名	(内編入)研究費申請書に記す	
職業	(内編入)研究費申請書に記す	
共同研究の場合に共同研究者の職業を別記し、内編入研究費申請書に記す。		
研究費補助の交付希望額		円
研究費補助		円
使用予定内訳		円
旅費(往復)費		円
旅費(滞在)費		円
雑費(記入)		円
研究計画(別紙)	研究目的、方法その他詳細に	
研究者履歴書(別紙)	最寄学校、学部、専攻、卒業年次、職歴を記入し、 共同研究の場合に共同研究者の研究費申請書に 記入す。	
研究業績一覧(別紙)	この申請書に用い 一切の研究の大事 なるものは申請書に 添付す。	

研究川	研究者氏名	位

*	研究題目	研究者氏名	位	業

研究者住所	申請金額*

最終学校学部科名	卒業年次	*

記入上の注意
 *印のものは記入しない。
 研究部門は研究題目の文、書、誌、報の1つに所属するものに記入す。
 共同研究の場合に全員につき金額記入す。
 当補助費は昭和 年 月 日までに記入す。

第 一七 号

二五五

昭和二十三年二月十二日

首席教授

文 部 省 体 育 局

校長

教務部長

官公私立大学高等専門学校

教 員 養 成 諸 学 校 一 長 殿

學生部長

「安全教育実践強調運動」について

今回別紙要項によつて「安全教育実践強調運動」を全国の学校に展開し生徒に対して特に傷害の防止を中心とする安全教育を施し、傷害防止についての知識の向上をはかり、もつて、安全生活を実践せしめ、更に家庭及び社会にまで呼びかけその滲透をはかることとなつた。各学校においては、それぞれ地方の事情に即した具体的計画をたて本運動の趣旨徹底に遺憾なきを期せられたい。

なお本運動の具体的実施計画を三月一日までに、又終了後はその実施

状況を具体的に記して三月二十五日までに文部省体育局長あてに報告された。



備

考

一、都道府縣においては本運動実施期間において左記事項を実施されるように配慮願いたい。

〔一〕都道府縣、市町村等主催の「安全教育週間」等を開催することが望ましい

〔二〕計画的に各学校の実施状況を視察指導されたい

〔三〕各学校には、それぞれの地区の警察署及び関係団体の協力を求めて、これが徹底をはかるよう指導されたい

〔四〕各学校においては、学長をして特に各職員に本運動を徹底せしめ成果をあげるようにつとめさせられたい

〔五〕各学校の実施状況を取まとめの上その総合的概況を報告し、参考資料として実施状況優秀なる学校の報告書、ポスター、作文、標語等の作品を各学校種別に二―三校分取まとめ文部省教育局長あて送附されたい

二、各学校特に専門学校以上にありては、単に校内のみにとまらず他の団体と協力して積極的に社会に呼びかけ本運動を推進することか望ましい

「安全教育実践強調運動」実施要項

一、主旨

最近交通その他の事故により傷害を受け、また生命を失うものが甚だ多いことは遺憾である。これ等の社会不安を一掃することは日常生活上極めて必要なことである。

たまたま本年一月一日より道路交通取締法も施行された。この機会に全国の学校に衛生教育の一環として本要項により、傷害の防止を中心とする「安全教育実践強調運動」を一斉に展開することになつた。更に本運動を通し、家庭及び一般社会にも生活安全への関心と認識の昂揚を図る。

二、実施期間

自昭和二十三年三月五日
至昭和二十三年三月十五日 十日間

三、実施事項

（一）安全教育の重要性について
安全教育の重要性について認識を興えるため、例へば次の事項のよう
な事について指導する。

- 1 交通道徳の遵守
- 2 事故発生の原因
- 3 わが國及び外國における事故発生状況について
- 4 傷害と生命の關係
- 5 事故と経済的損失との關係

（二）傷害防止の知識の涵養

傷害の防止の知識について、特に本能的なものを選びこれについて
具体的に指導する。

- 1 道路交通取締法及び同取締令について
- 2 選切（作業）時における事故の防止について
- 3 火器、刃物、電気器具による事故の防止について
- 4 動物取扱等における事故の防止について
- 5 毒物、薬品類の取扱ひにおける事故の防止について
- 6 傷害の手当、應急処置について

（三）傷害防止のためその生活訓練については生徒の日常生活に即した具
体的事項について継続実施する。

- 1 交通訓練
- 2 避難訓練

四 実施方法

- 3 危険物の除去（運動場の石ころ、硝子かけ等）
 - 4 遊び場所の選定
 - 5 作業時における危険防止（工作、学校給食、家庭作業等における刃物、熱器等を使用する場合の心
 - 6 運動に伴う危険防止（スキ、スケート、野球、球技遊び等）
 - 7 火の取扱いと危険防止（調理場、浴場、寄宿舎等における火の
 - 8 学校、家庭、社会における事故防止に協力
- （四）家庭及び社会に対する安全教育の浸透
- 家庭及び社会に対しては、生徒を道し又は種々の方法により左記事項を特に徹底するよう呼びかける
- 1 安全教育の重要性について
 - 2 日常生活を安全にするための知識の涵養
 - 3 交通道德の遵守について
 - 4 火災の防止について

1 各学校においては、地方の実情に應じて具体的な実施計画をたて、次のような方法等により実施する

- イ 講話
 - ロ ボスター、標語、壁新聞、作文の作成
 - ハ 紙芝居、映画、演劇等の利用
 - ニ 討論会、研究会、座談会、講演会等の開催
 - ホ ラヂオの聴取
 - ヘ 展覧会の開催
 - ト 父兄会、後援会、P、T、A並びに校友会の活動
- 2 実施事項については学校種別、学年に應じ適当な事項を選び、本運動の成果を挙げるよう力める。
- （特に社会科、理科、家庭科等の教科とは充分なる関係づけると）

大 木 小 木 室 尾 尾 木 久 木 玉 高 武 花
 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部
 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿

石 川 山 川 石
 河 行 河 行 河
 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿

内 出 本 木 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部
 山 中 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山

高 野 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中

西 上 西 上 西 上 西 上 西 上 西 上 西 上 西 上 西 上 西 上
 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田
 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿

芝 山
 田
 殿

白
 島
 殿

二月九日

本

夜

火災の防止については既に本首より屢々大目捕藤及會計課長補藤の次
 第もあり昭和二十二年二月火災豫防対策につき報告附後司に格別注
 意を喚びて来たのであるが最近又各地に於て早急火災の頻発する傾向
 あるに、み今後とも各職員が強い責任感を持って一、火災の取締を徹行
 し、可成り急務を期するため協力願いたい。

尚念のため用紙火災取締心得を添へたから参照せられたい。

火氣收補心得 (一) 抜

- 一、火災予防の爲各室毎に火氣收補責任者を置く
- 一、責任者は火氣使用中は勿論火滅理後に於て易燃質物等の散乱若くは近接の有無及び火跡、灰等の後始末に十分注意し火災の発生をきよにする。
- 一、責任者は不札を火氣取扱場所の入口に火氣使用中はその表面を、煙火を吸理し退出の際はその表面を掲出して置く
- 一、責任者は火氣使用場所の設備で火災予防上改修の必要があると認めるときは直ちに町課に報告して適當の措置を講ずる
- 一、責任者が火氣を取扱つた場合は退出時に煙火の始末をして薪火薄に配人の上當直目に引續く

三一

當直目引續きを交けたときは當直目又は警務員が必ずその現場を點檢し更に就寝時に於て重ねて點檢を行ひ無状態の有無を記載しその日の責任者へ回付する

各室火氣收補責任者

教務部 原 宣一
 学生部 石志徳 三
 庶務課 高橋辰次
 会計課 木田勝在代候
 用度係 齋藤仁太郎
 暖房室 山田敬次
 水使室 山田 謙二

録事會室 山村良三
 共済部 田村 隆一
 圖書部 (事務室) 齋藤敏規
 圖書部 (圖書室) 山田 敬一
 経済研究室 橋本 吉五郎

左記各室は日直警務員火氣取扱責任者
 校長室、首席教授室、教員室、庶務室
 各室火氣收補責任者、主任喫煙場
 門衛所

各省、印刷
不印
発調四八号

五
三九
丁七

昭和二十二年五月

文部省調査局長 比田力

省長 初七

文部省学校教育局長 日高第四郎

官公私立大学高等専門学校長

(教員養成諸学校を含む) 殿

地方 官 長

教育基本法制定の要旨について

教育基本法制定の要旨について、五月三日付、文部省訓令
第四号(五月三日)官報(登載)が公布せられたのであるが、その精
神の体得と趣旨の徹底方について、遺憾なきを期せられたい。
なお、教育基本法の正文を左記により添付送付する。

記

三二

官公私立大学高等専門学校長

各一部

地方 官 長

各五部

文部省訓令第4号

このたび法律第二十五号をもって、教育基本法が公布せられた。
つきに、憲法の惠期的な改正が断行され、民主的で平和的な國家再
建の基礎が確立せられたのであるが、この理想の實現は、根本において教
育の力にまつべきものである。

思うに、教育は、眞理を尊重し、人格の完成を目標として行われべき
ものである。しかるに従来は、やもすれば、この目標が見失われがちであつた。
新日本の建設に當つて、この弊害を除き、新しい教育の理念と基本原
則を打ち立てることは、今日當面の急務といわなければならぬ。

教育基本法は、かゝる理念と基本原則を確立するための、國民の統
意を表わす議会の協賛を経て制定せられたものである。即ち、この法
律においては、教育が、何よりまず人格の完成をめぐりて、行われ
べきものであることを宣言した。人格の完成とは、個人の價値と尊嚴
との認識に基き、人間の目見え、あらゆる能力を、できよかぎり、しかも
調和的に充展せしめることである。しかし、このことは、決して「國家及び社

会への義務と責任を輕視するものではない。教育は、平和的な國家及び社會の形成者として、心身ともに健康な國民の育成を期して行われなければならない。又、あらゆる機会に、あらゆる場所において行われなければならないのである。次にこの法律は、日本國憲法と關連して教育上の基本原則を明示し、新憲法の精神を徹底するとともに、教育本来の目的の達成を期した。

かくて、この法律によつて、新しい日本教育の基本は確立せられた。今後のわが國の教育は、この精神に則つて行われべきものであり、又、教育法令をすべてこれに基いて制定せられなければならない。この法律の精神に基いて学校教育法は、更期的な新学制を定め、すでに実施の運びとなつた。しかしながら、この教育基本法を運用し、とくにこれを活かすものは、教育者自身の自覚と努力である。教育に當る者は、國民全体に對する深い責任を思いをいたし、この法律の精神を体得し、相共に熱誠を傾け、その使命の達成に遺憾なきと期すべきである。

昭和二十二年五月三日

文部大臣

高橋誠一郎

昭和二十二年三月三十一日
法律第二十五号

教育基本法

文部省

教育基本法

われらは、さきに、日本國憲法を確定し、民主的で文化的な國家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊嚴を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本國憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一條(教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な國家及び社會の形成者として、真理と正義を愛し、個人の價値をたつとび、勤勞と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健

康な國民の育成を期して行われなければならない。

第二條(教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、學問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と發展に貢献するように努めなければならない。

第三條(教育の機会均等) すべて國民は、ひとしく、その能力に應ずる教育を受ける機会を與えられなければならないものであつて、人種、信條、性別、社会的身分、經濟的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

國及び地方公共團體は、能力があるにもかかわらず、經濟的理由によつて修學困難な者に対して、奨學の方法を講じなければならない。

第四條(義務教育) 國民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

國又は地方公共團體の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴收しな

第五條(男女共學) 男女は、互に敬重し、協力し合ふなければならないものであつて、教育上男女の共學は、認められなければならない。

第六條(学校教育) 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、國又は地方公共團體の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覺し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七條(社会教育) 家庭教育及び勤勞の場所その他社会において行われる教育は、國及び地方公共團體によつて、奨励されなければならない。

國及び地方公共團體は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適

当な方法によつて教育の目的の實現に努めなければならない。

第八條(政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

い。

法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九條(宗教教育) 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

國及び地方公共團體が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十條(教育行政) 教育は、不当な支配に服することなく、國民全体に対し直接に責任を負つて行われべきものである。

教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸條件の整備確立を目標として行われなければならない。

第十一條(補則) この法律に掲げる諸條項を実施するために必要がある場合には、適當な法令が制定されなければならない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。



昭和二十二年九月十七日

文部省 学校教育

事務部長

官公私立高等專門学校校長

校長養成諸学校校長

都道府県知事

事務部長

連合國、中立國、敵國、特殊地位國並びに地位未定國の定義について

このことについて昭和二十年十月三十一日附總司令部覚書第二一七号が廃止され新に別紙のような覚書があつたこと、に連達する。
なお右覚書と前覚書との重要な異点は左記の通りである。

記

三三一 連合國とは一九四二年一月二日の連合國宣言の署名國又はその後、に國際連

合憲章に参加した國とされ前覚書記載の四十九ヶ國に更に次の六ヶ國が追加されている。
アフガニスタン、アルゼンチン、白蠟ソヴェト社会主義共和國、シヤム、

瑞典、ウクライナ、ソヴェト社会主義共和國
ニ中立國として、ネパール、エノメン兩國が追加されている。

なおアフガニスタン、瑞典は現在國際連合憲章参加國であるが、交戦國でなかつたので中立國の中にも入れられた旨附記されている。

三 敵國については變更がない
四 前覚書中「戦争の結果その地位の變更した國」の代りに「特殊地位の國」という分類を設け、オーストリア、エストニア、フィンランド、イタリア、

露、ラトヴィア、リトアニア、シヤムの八國が挙げられている。
なおシヤムについては國際連合憲章に参加しているがこの項にも挙げられていない旨附記している。

現在までに結せられた指令覚書命令中に「戦争の結果その地位の變更した國」という用語のある際はこれを「特殊地位の國」に代える。
五最後にアルバニア一國は右何れの地帯にも屬しないものとされ「地位未

定の國」と称される。

連合國軍最高司令官總司令部外交部發A五第三二四號(總司令部開第一七五七号)
 昭和二十二年八月四日

日本帝國政府宛電書 東京陸軍總司令部中支事務局長宛

高級副官大佐 R.M. レビー

連合國、中立國、敵國、特殊地位にある國及

未定地位にある國の區別にハキ

一 昭和二十年十月三十一日附總司令部官閱第三二七号(總司令部發昭和二十年十月三十一日訂A五第三二四号)は、これを廢止する。

二 命令 電書、指令等に「國際連合」と引用される場合には特にこれに反する(「ソウゴクノリミット」)指示がない限り、一九四二年一月一日の國際連合宣言、著名國乃至その後國際連合憲章に加入せる左記の國々を指し、合正ものと解釈すること。

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| 一 アフガニスタン | 二 フランス | 三 ボーランド |
| 二 アリゼンチン | 三 ギリシア | 四 フィリピン |
| 三 オーストラリア | 四 グロチアラ | 五 サウジアラビア |
| 四 ハルギ | 五 ハイチ | 六 シヤム |
| 五 オランダ | 六 ホンジュラス | 七 マラネシヤ |
| 六 フラシル | 七 アイズラント | 八 シリア |
| 七 自由ニア | 八 インド | 九 トルコ |
| 八 カナダ | 九 イラン | 十 ヲクライナ |
| 九 ナリ | 十 イラク | 十一 南アフリカ連邦 |
| 十 中華人民國 | 十一 シバイン | 十二 ソビエト連邦 |
| 十一 ニュージーランド | 十二 リベリア | 十三 イギリス |
| 十二 コスタリカ | 十三 ルフマニア | 十四 アメリカ合衆國 |
| 十三 シネーハ | 十四 メキシコ | 十五 アルバニア |
| 十四 ニュージーランド | 十五 オランダ | 十六 ハンガリー |
| 十五 デンマーク | 十六 ニュージランド | 十七 エチオピア |
| 十六 トミニカ | 十七 ニカラガワ | 十八 ハンクワイ |
| 十七 ニコアラ | 十八 ノルウェー | 十九 ヘル |
| 十八 エシファト | 十九 ハンガリー | |
| 十九 ガルハトル | | |
| 二十 エチオピア | | |
-
- | | |
|--------------------------------|------------|
| 三 指示のない限り左記の國々を指し、合正ものと解釈すること。 | 四 アイスバニア |
| | 五 スウェーデン |
| | 六 スイス |
| | 七 イタリヤ |
| | 八 オーストリア |
| | 九 ポーランド |
| | 十 フィリピン |
| | 十一 サウジアラビア |
| | 十二 シヤム |
| | 十三 マラネシヤ |
| | 十四 シリア |
| | 十五 トルコ |
| | 十六 ヲクライナ |
| | 十七 南アフリカ連邦 |
| | 十八 ソビエト連邦 |
| | 十九 イギリス |
| | 二十 アメリカ合衆國 |
| | 二十一 アルバニア |
| | 二十二 ハンガリー |
| | 二十三 エチオピア |

覚書第七号

連合軍最高司令部 A G 三一六四(一九四五年一月三日)
一九四五年一月三日

日本帝国政府への覚書

東京中央終戦連絡事務局経由

連合軍中五国・敵国の定義について

一 連合軍なる語が今後如何なる命令、覚書、或は指令に用いられ
ることも、然らざる意の断り書を附せざる限り、それは常に
一九四二年一月一日附の連合軍布告に署名したる国々並にそ
れら、国々に協力せる国々を指し且つ包含する。
即ちそれは以下の国々を指し且つ包含する。

- オーストラリア
- フランス
- 支那
- チエッコスロバキヤ
- ベルギー
- カナダ
- コロンビア
- デンマーク
- ポリネシア
- チリ
- コスタリカ
- ドミニカ共和国

- エラアドル
- インド
- トルウエー
- 南アフリカ連邦
- エチオピア
- イラン(ペルシヤ)
- バナマ
- ソ連
- フランス
- イラク
- パラグワイ
- アメリカ合衆国
- 大英帝領及北愛爾
- レバノン
- ペルー
- ウルグアイ
- オーストリア
- リベリヤ
- ピリッピン共和国
- ポリンシヤ
- ルクセンブルグ
- ポーランド
- ウエネズエラ
- グアテマラ
- メキシコ
- サルバドル
- ユーゴスラビヤ
- ハイチ
- 和蘭
- サウヂアラビヤ
- ホンヂエラス
- ニージーランド
- シリヤ
- アイスランド
- ニカラグア
- トルコ

ニ 中五国なる語が今後如何なる命令、指令或は覚書に用いられ
ることも然らざる意の断り書を附せざる限りそれは常に下記の
国々を指し且つ包含する

- アフガニスタン
- ポルトガル
- スエーデン
- アイルランド
- 自由国
- スウイス

現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「カカススタン」及び「アフガニスタン」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「トルコ」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「イタリヤ」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「日本」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「ドイツ」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「イタリア」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「フランス」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「ソビエト」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「アメリカ」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「イギリス」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「中国」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「ソ連」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「アメリカ」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「イギリス」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「ソ連」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「アメリカ」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「イギリス」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「ソ連」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

「アメリカ」は、現在國際連合會憲章に加入してゐるが、交戦國として扱はるべきに非ざるに在りて、

（四）

三 敵国なる語が今後如何なる命令・指令・或は覚書に用いられるとも然らざる意の断り書を附せざる限り凡此は常に下記の国々を指し且つ包含する。

ブルガリヤ、ハンガリー、ルーマニア、独逸、日本

四 以下の国々は其の状態が戦争の結果変化せざるを以て一・二・三項に言及せざる範疇の何れにも属し得ない。而して、此等の国々か一つ或は凡此以上を入れるべき分類の決定せられざる限り、此等の国々には経括的に「戦争の結果状態の変化せる国々」と呼ぶこととする。即ち以下の国々を指す。

アルゼンチン、イタリー、フィンランド、シヤム(泰国)

最高司令官高級副官 JHWAUMEN 大佐

発数五号

三月 八日 受付 第 二六一 號

昭和二十三年二月十六日



文部省 文部省 文部省
文部省 文部省 文部省

文部省 文部省 文部省
文部省 文部省 文部省

日 高

日 高

第四 助 郎

都道府縣 事務部長
關係各学 校長 學生部長

米國軍 書籍部長

米國軍 書籍部長 教科用圖書供給について

今回、米國軍の好意により学校図書に参考に資するため約一二四種四十八万冊の英文教科用圖書の寄贈を受けたので、貴管下別紙各学校（学・校）宛日本出版配給株式会社以下日配と称す）を通じて別便をもつて送付するから、御查收の上、教育上遺憾なく活用せられたら。

三四

この教科用圖書は自然科学・人文科学・文藝等各方面に亘り、かつその程度もいろいろになつてゐるので、これに應じて学校に対する大本の割当区分を連合軍總司令部に情報教育局に於いて決定せられたものに従い、各校への供給のことは本省に於いて取計つたものである。何分にも至急に供給の作業を終る必要がもつたので、この件に關し予め貴官（殿）と十分打合せをする余裕がなかつたことを了悟され左記の留意事項お含みの上、取扱ひに關し興のなきを對せられたら。

- 一 この教科用圖書の荷物を受取つたならば、その荷物に同封の傳票（二通）と現品とを照合し傳票の一通に責任者印の上、文部省 事務局長宛送付し一通は各校に保管すること。
 - 一 教科用圖書は無償であるが、荷物の輸送に要した費用を各学校において負担すること、このため別紙自配宛の振替用紙（振替を自己口座に振り込む）を提出し、且つこれを添用して右金額の振込みを要すること。
 - 一 この教科用圖書を受領の上は、各学校においてその保管と利用の方法につき最も適切なる方法を講ずること。
 - 一 この件に關しては、その旨を至急詳細なる結末報告を要する必要があるもので、特に十全の注意をもつて以上の要旨に基き迅速確實に處置すること。
- なお各学校において教科用圖書を受領し、代金を送付したときは、速に返金なく所管の本省教育施設局地方出張所又は所在係官に報告すること

發社七九号

四月廿八日 發社七九号 二六八號

昭和廿三年三月十日

首席教授

庶務課長

文部

次官

教務部長

殿

學生部長

古墳その他の遺跡の濫掘について

終戦以来、考古學的調査が盛んになつたことは、まことと云はばしいことであるが、その反面、學術的な目的をもつとは見られない發掘もしばしば行はれ、たのみに貴重な遺跡や遺構、遺物が毀損され、損失する。このことも少くなく、史跡保存上遺憾に堪えない次第である。今回遺跡の濫掘防止について特に連合國最高司令部、民間情報教育局、宗教及文化資料部、美術課係官からも強い要望があつたので、その

二五

趣旨の徹底を期すると共に、學術的方法による發掘についても、史蹟保存の立場から一應本省と連絡をとり、取りよう何分の御協力を願ひたい。又史蹟名勝天然記念物保存法施行規則第四條の規定によつて、土地の所有者、管理者又は占有者が古墳又は田蹟と認められるものを發見した時は、現狀に変更することなく十日以内に發見の年月日、所在地及び現狀等必要な事項を具して、都道府縣知事等に申告することになつてゐるので、貴關係の學術研究等に対して、本規則の趣旨に關して周知方御取計せられたくここに命によつて通達する。

昭和二十三年三月二十一日

首席教授

庶務課長
文部省
学校教育局長

國公立大学
教育部長
會計課長

都

府

知事

教

學生部長

官公廳に対する寄附金の抑制について

このことについては、一月三十日加紙のように閣議決定されたので、左記事項に御留意の上、遺憾なきを期せられたい。ここに、命によつて通達する。

なお、都道府縣にあつては、二月四日附総審一六号内閣官房長官より都道府縣知事あて通達「官公廳に対する寄附金の抑制について」を参照せられたい。

記

一、個人が自発的になす寄附金は受納して差支えない。

二、学校後援団体等が自発的になす寄附金募集はこれを禁止しない。

三、学校に要する経費に關し寄附金を受納する場合、その寄附が割当の方法によつて募集されたものでなく、且つ國立学校にあつては文部大臣、公立学校にあつては都道府縣知事において、并害を生ずる處がないと認められたものに限る。

四、閣議決定時の口の公表は、國立学校にあつては官報、報章、報端に登載し、公立学校にあつては、その学校を設置する地方公共団体の一般の公告方法により公表する。

五、都道府縣知事にあつては、この通達の趣旨を管下学校長及び市町村長に洵して周知せしめられたい。

官公廳に対する寄附金等の抑制について

財政の緊迫化に伴い、最近諸官公廳（学校を含む）においてその経費の一部を諸種の寄附に求める傾向が著しいが、寄附金の自由意思によるといわれる場合においても、その性質上強制とならざる場合が多く、或いは國民に過重の負担を課することとなり、或は行政の公正に疑念を生ぜしめる虞なしとしない。

よつて極力かかる傾向を是正するため、次の方針によるものとする。

一、官廳の諸経費は予算を以て賄い、寄附金等の形によつて他に轉嫁することは、至力これを慎むこととし、これが行政諸施設は國家財政との關係において実行可能のものに限定するよう努めること。

二、官廳自身による場合はもとより、親愛團體を通じてなす場合においても寄附金の募集は嚴にこれを禁止すること。

三、自発的好意による寄附の場合においても、適當の方法によるものでなく、且つ主務大臣が弊害を生ずる虞がないと認められるもの外その受納

はこれを禁止すること。

一、前項によつて主務大臣が寄附の受納を認めずる場合には

(イ) 繰金にあつてはこれを繰入に繰入れ、繰金の必要を考慮の上予算的措置を講ずるものとすべし。

(ロ) 公共施設の寄附（適正賃借料を下廻る借入の場合を含む）にあつては、所定の手続を爲し、且つこれを公表するものとすべし。

主務大臣は前各項の趣旨を昭明に徹底せしめる措置を講ずること。
六、地方公共團體に対しても前各項に準ずるようその自衛を求めらるること。

發料一〇九号

八四
第七三號

昭和二十三年三月二十五日

首席教授 庶務課長 文部次

教務部長 會計課長

學生部長 法普及促進の件

メートル法の普及徹底は甚だ大切であるから、本年四月十一日の度量衡記念日を期し、左記の要領に準じて、學校その他教育機関を通じ、適切な行事を実施するよう、中手配願いたく通牒します。

なお、メートル法普及にあたって、最も難関とされる部門は、農林関係部門と認められるので、同方面に對しては、特別の中手配慮を願います。

記

一目的

わが國の國民生活を科学化し、その生活水準を高め、また各種の工業生産

三七

を以てし、もって日本の再建をはかるためには、科学的で能率的なメートル法を強力に実施する必要がある。このよきな趣旨によつて、學校教育及び社会教育にわたり、その普及徹底を圖らうとするものである。

ニ実施期間

昭和二十三年四月一日

ニ実施事項(例)

一、メートル法による実物計量の表示等

参考例

- 学年、生徒、児童等の性別、年令別、平均身長、体重、胸圍などを圓表にあらわし、公衆揭示場、停車場、郵便局、紋場、配給所など公衆集會所に掲示すること。
- 學校農園、塩田などの経営にメートル法を用い、その面積、收量などをメートル法で表示すること。

○穀類、野菜、新肉、皮革の重量、酒、醬油、油瓶の容量など日常生活に密接な関連があるものをメートル法によつて表示すること。

○公共建築物、道路、田畑等の高さ、長さ、幅、面積などをメートル法によつて表示すること。

○中学校生徒等に各自平板、アリゲートの利用など簡易な方法で耕地の測量を行わせること。

○学校備付の度量衡器を用い一般公衆の身長、体重検査を実施すること。

○学校、博物館、図書館などでメートル法展示会を開催すること。

○メートル法の講演会、講習会などを開催すること。

○新聞雑誌などにメートル法に関する記事、論説を掲載すること。

四、実施事項報告書

今年の施策上の参考のため、実施せられた事項の報告書を五月末日までに本省科学教育局長あて所提し願います。



大正三年十二月

官報

庶務課